

建設業における安全教育に関する
アンケート調査
報告書

2005年1月

土木学会
安全問題研究委員会
安全教育小委員会

はじめに

最近、人々を驚かしている事故や災害に対する対応を概観すると、事故や災害の発生原因が当該業務に従事した個人に依存するという従来の考え方の下ではそれらを排除することが困難であり、むしろ産業活動を営む組織全体としての組織事故・災害として捉え、そのための方策を確立することが有効かつ重要であるとの考え方に移行しつつある。すなわち、事故や災害を規定した刑法などでも、個人責任原則を超えた組織責任についても重大な関心が寄せられ、また、このような考え方に基づいた判決がなされるようになってきている。このような状況の中で、安全に業務を遂行するためのガイドラインやマニュアル、さらには安全教育や安全監査の実質的な意味とその内容に関心が寄せられ、とりわけ安全教育の現状把握やあり方の検討が急務とされている。

具体的な活動として、安全工学協会では、経済産業省からの委託事業「化学物質を取り扱うプロセスに係わるスタッフエンジニアのための高度安全教育プログラムの構築」を受託し、その中で化学物質を取り扱う企業に対して、高度安全教育プログラムや安全教育に関するアンケート調査が実施された。また、このアンケート調査は安全教育小委員会にも参加されている日本学術会議安全工学委員会委員のもとで実施されたものである。

このような状況の中で、土木学会・安全問題研究委員会が JSCE2005 の活動目標に掲げている「労働災害に係わる安全問題」に関する調査研究の一環として、日本学術会議安全工学委員会との合同研究小委員会として設置された安全教育小委員会の下で、建設業における安全教育の実態を把握すべく、「建設業における安全教育に関するアンケート調査」を実施した。本報告書は、平成 15 年度に実施した上述のアンケート調査の結果をとりまとめたものである。

アンケート調査の実施にあたり、ご多忙中の中、ご協力いただきました方々に感謝いたします。ご協力ありがとうございました。

土木学会
安全問題研究委員会
安全教育小委員会
委員長 花安 繁郎

目 次

第1章 アンケート調査について

1. 建設業における安全教育に関するアンケートの実施	1
2. アンケートの実施（第1弾）	1
3. 回答状況（第1弾）	1
4. アンケートの再送（第2弾）	2
5. 回答状況（第2弾）	2
6. アンケートへの協力会社の紹介依頼	2

第2章 アンケート調査の集計結果

1. 安全教育に対する意識	3
2. 安全教育の社内体制	17
3. 現場での安全教育	33
4. 安全教育の実態	54
5. その他	91

付録A アンケート調査用紙	108
---------------	-----

付録B 建設業における安全教育の実態調査結果の概略	118
---------------------------	-----

付録C 協力企業一覧	120
------------	-----

第1章 アンケート調査について

1. 建設業における安全教育に関するアンケートの実施

土木学会・安全問題研究委員会・安全教育小委員会では、

- 1) 安全教育に関して幅広い観点から、どこにどのような問題があるかを把握するとともに、それらを背景、原因も含めて整理する。
- 2) それらの問題点を改善、解決するために、i) いつ、どこで、誰が、誰に安全教育をすべきか、ii) 何を教育すべきか、iii) どのように教育すべきか、について整理する。

という基本方針を掲げ、安全教育問題を検討しているところであります。この度、これらの活動の一環として、建設業における安全教育の実態を把握すべく、アンケート調査を実施しました。

2. アンケートの実施（第1弾）

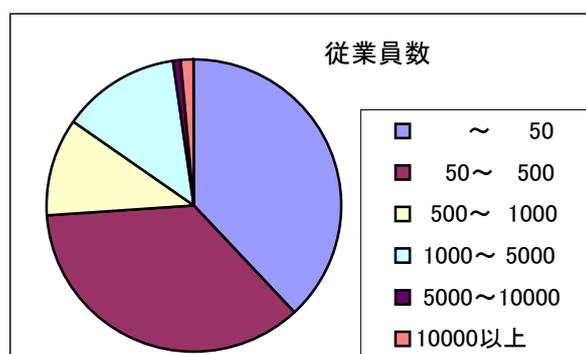
アンケート調査の実施にあたり、以下の手順で第一弾の調査を実施した。

- ・ 土工協会員の165社に対してアンケート4セットを送付した。
- ・ 1セットは土工協会員の企業に回答をお願いし、残りの3セットは協力会社を紹介していただき、その紹介していただいた企業に回答をお願いした。
- ・ アンケートの送付先は各社の「安全担当者殿」とした。
- ・ アンケートへの回答は、「現場に対する安全教育を担当されている方（例；本社、支店等で安全をご担当の方）」とした。
- ・ 回答の〆切は2003年10月14日とした。

3. 回答状況（2003年10月23日現在、2003年10月14日〆切）

第1弾のアンケート調査に対する回答状況は以下の通りであった。

- ・ 土工協会員からの3社紹介 : 93社（未回答72社）回収率：56%
- ・ アンケート配布総数 : 444社（予定：660社）
- ・ アンケート回収総数 : 268社
- ・ アンケート回収率 : 60%



4. アンケートの再送（第2弾）

第1弾のアンケート調査の回答率56%の向上を目指し、未回答であった、土工協会員企業124社に対して、再度（第2段）のアンケート調査を以下の手順で実施した。

- ・2003年10月14日の回答〆切後、2003年10月23日現在の状況から未回答の69社に対して再度アンケートを実施した。
- ・1セットは土工協会員の企業に回答をお願いし、残りの3セットは協力会社を紹介していただき、その紹介していただいた企業に回答をお願いした（前回同様）。
- ・回答の〆切は2004年1月31日とした。

5. 回答状況（2004年3月22日現在、2004年1月31日〆切）

第2弾のアンケート調査に対する回答状況は以下の通りであった。

- ・土工協会員からの3社紹介 : 124社（未回答41社）回収率：75%
- ・アンケート配布総数 : 537社（予定：660社）
- ・アンケート回収総数 : 342社
- ・アンケート回収率 : 64%

6. アンケートへの協力会社の紹介依頼（2004年3月22日現在、2004年1月31日〆切）

上述した第1弾と第2弾のアンケート調査では、東京を中心とした企業に対する調査が主なものとなっていた。そこで、地方での実態を把握することも必要であると考えられるため、各都道府県の建設業協会へアンケートに協力していただき、第3弾のアンケート調査に対する準備を実施した。

- ・47都道府県の建設業協会へ、アンケートに協力していただけそうな3社から5社の企業を紹介していただくよう依頼を実施。
- ・回答の〆切は2004年1月31日とした。
- ・未回答：22/47都道府県（回収率；53%，101社）

今後は、さらに未回答の都道府県の建設業協会に対して協力をお願いすると同時に、地方を中心として業務を遂行されている、紹介していただいた企業に対するアンケート調査を実施し、土工協会員の企業を対照とした結果との比較を実施する予定である。

第2章 アンケート調査の集計結果

1. 安全教育に対する意識調査

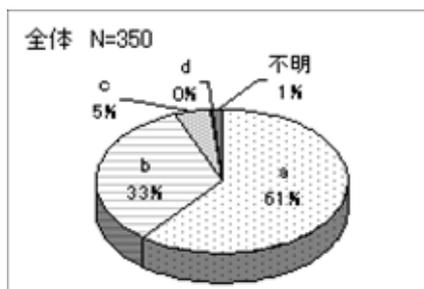
(1) 貴方は安全教育（管理）に関する現行の任務にやりがいを感じていますか。

- a. 感じている b. どちらかといえば感じている
c. あまり感じていない d. 感じていない

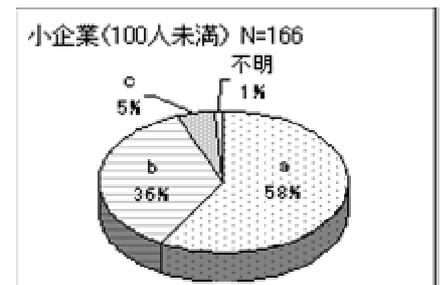
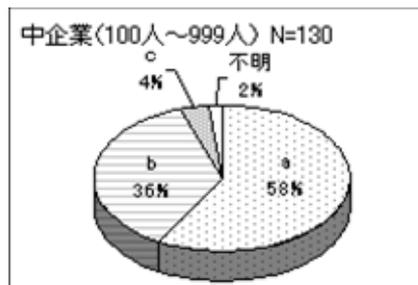
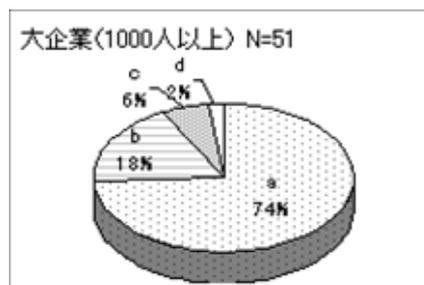
● 集計結果

回答	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
a	213	38	76	97	53	67	83
b	116	9	47	59	34	43	34
c	16	3	5	8	3	8	5
d	1	1	0	0	1	0	0
不明	4	0	2	2	1	1	2
計	350	51	130	166	92	119	124

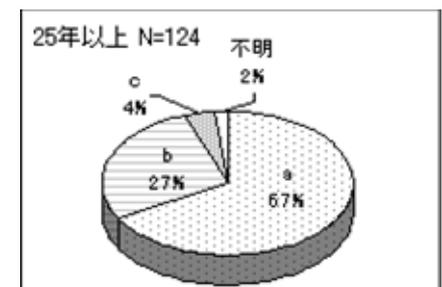
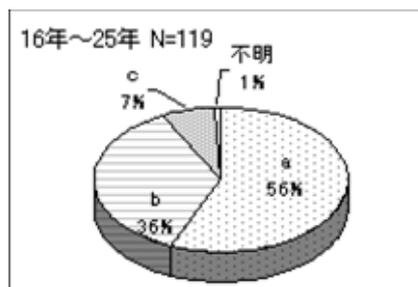
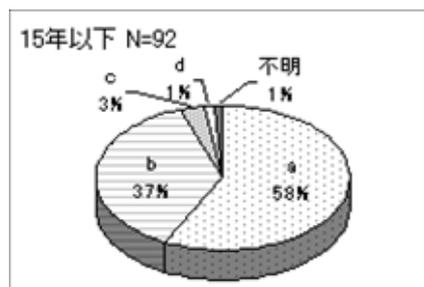
● 全体



● 企業規模比較



● 経験年数比較



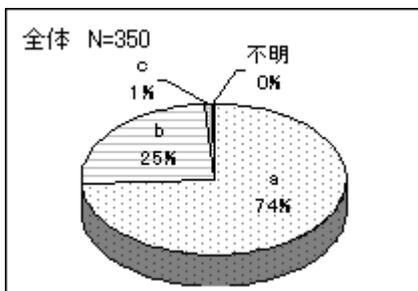
(2) 貴方は安全教育を実施することが、現場での事故・災害防止に役立つと思いますか。

- a. 十分に役立つ b. どちらかといえば役立つ
- c. あまり役立たない d. 役立たない

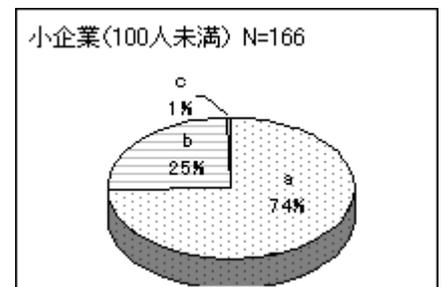
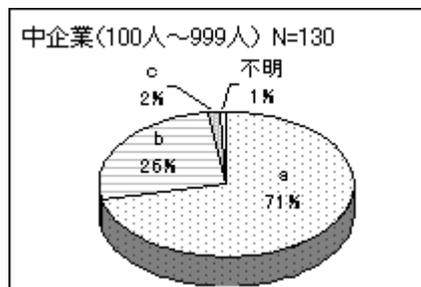
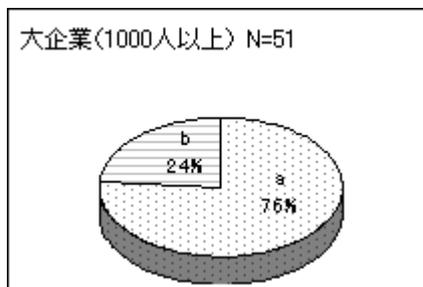
● 集計結果

回答	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
a	259	39	93	124	58	89	101
b	87	12	34	41	33	28	22
c	3	0	2	1	1	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0
不明	1	0	1	0	0	1	0
計	350	51	130	166	92	119	124

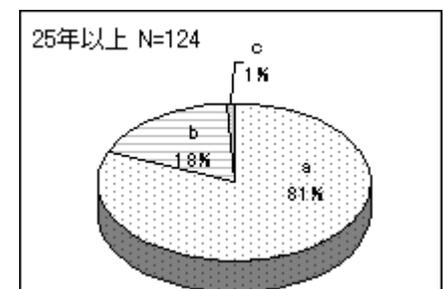
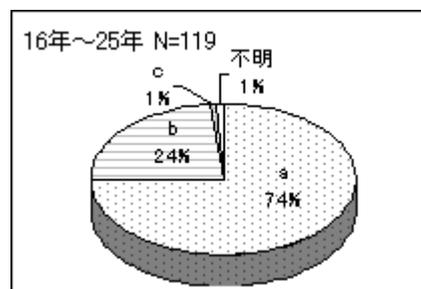
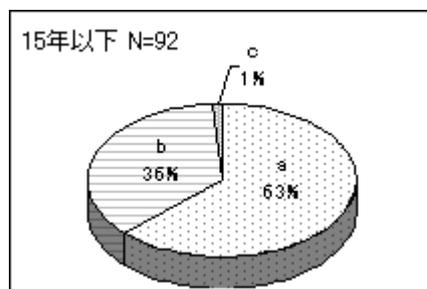
● 全体



● 企業規模比較



● 経験年数比較



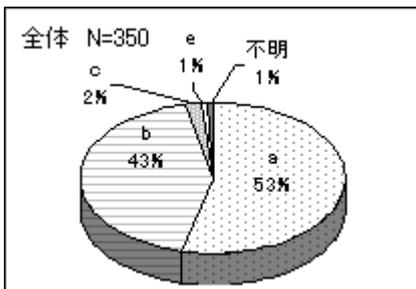
(3) 現行の労働基準法，労働安全衛生法およびその他関連法規は，現場での事故・災害防止に役立っていますか。

- a. 十分に役立つ b. どちらかといえば役立つ
 c. あまり役立たない d. 役立たない e. わからない

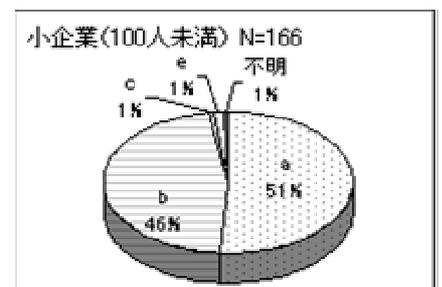
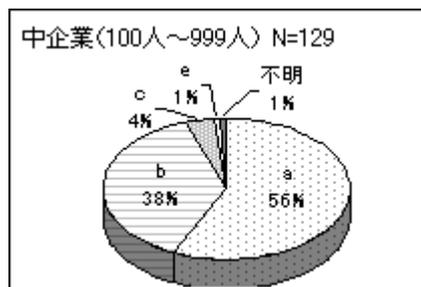
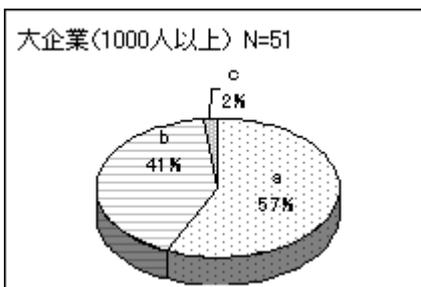
● 集計結果

回答	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
a	189	29	74	85	41	64	76
b	149	21	49	77	46	51	45
c	7	1	5	1	4	2	1
d	0	0	0	0	0	0	0
e	3	0	1	2	1	3	0
不明	2	0	1	1	0	0	2
計	350	51	129	166	92	120	124

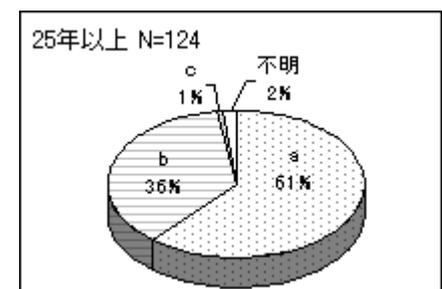
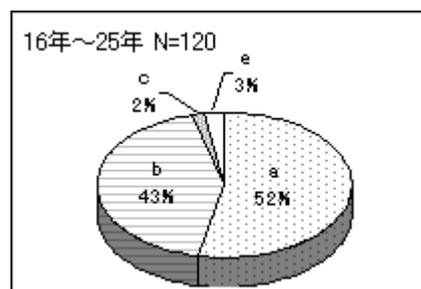
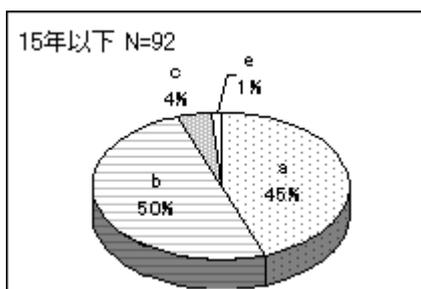
● 全体



● 企業規模比較



● 経験年数比較



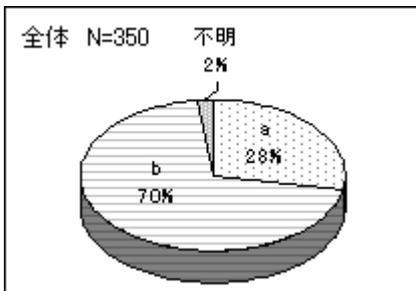
(4) 現行の労働基準法，労働安全衛生法およびその他関連法規について，現場で実施しにくいと感じたことはありますか。

- a. 感じたことがある b. 感じたことはない

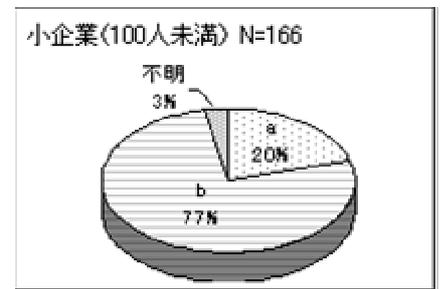
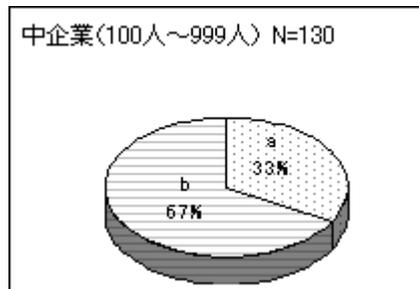
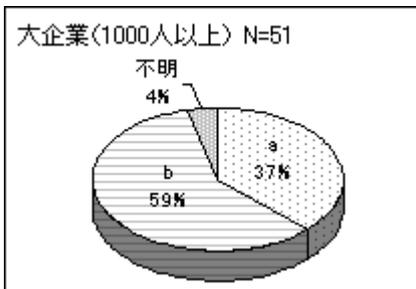
● 集計結果

回答	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
a	98	19	43	34	32	32	29
b	245	30	87	127	59	85	92
不明	7	2	0	5	1	2	3
計	350	51	130	166	92	119	124

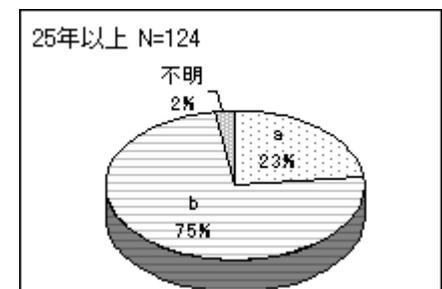
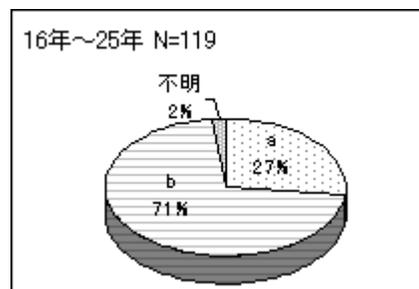
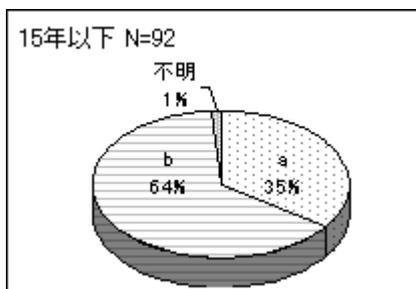
● 全体



● 企業規模比較



● 経験年数比較



- (5) (4)で「a. 感じたことがある」とお答えいただいた方に、
具体的に法規の名称・箇所をお聞かせ下さい。また、問題点はどんな所かを簡単に記述し
てください。(複数回答可)

● 集計結果

法規名	箇所	問題点
クレーン則	第 219 条	玉掛けワイヤーと台付けワイヤーの区別は現場ではできない。(特にしようしたもの)、メーカーの製造段階で区別できるものとする。
	その他	特別教育の基準 1 屯、設置の届 3 屯、特別教育での玉掛や運転についても1屯を3屯未満に引き上げる
じん肺法	第 9-2 条	離職時健診について、就業期間が 1 年 6 ヶ月未満でも実施している 有期工事に依る作業場所の変更に伴い免除出来ない
安衛則	第 15~16 条	安全衛生管理体制が現場の実情に即していない。(統括安全衛生責任者の専属制と作業員日毎の一回以上の巡視業務)
	第 45 条	常時従事するとあるが、常時の解釈がむずかしい
	第 62 条	現場に中高年齢者が入場した場合には、適正配置の義務を負うが実際問題として 70 歳を超えていたり、耳に障害があったり、高血圧だったりすると、場内の全てが危険であるのでなるべく遠慮載く様に、協力会社にはお願いをしている。それでも現場に連れて来られたら、差別する訳にもいかなないので本当に安全な所でしか作業させないし、できない。高齢者が多くなる分、このデリケートな問題は水面下で多く発生すると思われる。どこまでが高齢者にとって適正配置かが悩むところです。
	第 153 条	ヘッドガード 土止め支保工切梁の間隔が狭小な場合に設けられない
	第 164 条	主たる用途以外の使用の制限 荷のつり上げの作業以外の作業を行う場合であって労働者に危険を及ぼすおそれのないとき 用途外の使用の制限 バックホウで、荷を吊る事(下水道工事等は掘削作業中、ヒューム管、山留、等)とあるが、拡大かいしゃくをしている現場ある時 主たる用途以外の使用の制限 (荷のつり上げ作業) 作業の性質上や安全上やむを得ないとき、と明示されているが、経済上も少量しか荷上げがない時は、クレーンを呼びにくい。 バックホウルによる吊作業の規定を緩和して欲しい。揚重機を使うとコストがかかり、安全管理費用がかけれなくなる。 荷のつり上げの作業以外の作業を行う場合であって労働者に危険を及ぼすおそれのないとき
	第 242 条	型枠支保工支柱の脚部の固定。
	第 360 条	地山の掘削作業主任者 主任者は直接指揮、保護具の使用状況監視とある、現状は作業を一緒に遂行している。完全に指揮監視が出来ていない
	第 518~520 条	高さ 2m 以上のヶ所での安全帯の使用について法律では、2m 以上としてあるのですが、2m 以上での墜落事故の方がかえって危険である。かように法律に抵触する基準以下の場合には、何かあっても、違反にならないと考えると、非常に危険な状態が常に隣り合わせになる！現場に潜伏する危険をすり抜ける能力(感受性)の高い作業員を育てることが大切と考えます。
	第 519 条	下位区分手摺りの不備の場合、それが請負契約になって工事であっても当社が仮設工事請負のため、是正勧告などの処分を受ける。例;小さな開口部などは、見積もり時に把握できず、後になって契約が発生する。 協力会社の安全経費が明確でないため、墜落防止措置は事業者の責務であってもなかなか自主的に履行されない
	第 563 条	作業床の手摺の高さが床面から 75cm 以上とする根拠。 作業床で床柵間の隙間が 3cm 以下となっているが、現在の仮設柵では補助柵を使用しなければならない。下部に人が立ち入らなければ 5cm 程度は良いのでは。 アンチと柵の中の関係で隙間はできる。設備(建柵)の改善するしかない。
	第 635 条	特定元方事業者及びすべての関係請負人が参加する協議組織を設置すること。とあるが、すべての関係請負人の参加がむずかしい
安衛法	全般	社員に説明・理解させるのに内容がむつかしすぎる！
	第 12 条	酸素欠乏症等防止規則(特別の教育) 建築及び、土木で地下作業(GLより下)は全員教育が必要だが、現実には、特別教育未取得者が多く作業している。
	第 20~第 25 条	特定の元方事業者として、事業者教育をしているが事業主において自覚されてない。

	第 29 条	不方事業者に関係請負人労働者がこの法及び関連法規に違反しないよう指導しなければならないとしているが、とても手が回らない。
	第 3.29 条	災害の責務が、元請と事業者にあることから、中間下請業者が、責任を持った安全行動をしない現状を作り出している。
	第 30 条	分割発注の場合で2次3次業者までの防災協議事録の周知徹底確認 特定元方事業者及びすべての関係請負人が参加する協議組織を設置すること。とあるが、すべての関係請負人の参加がむずかしい
	第 31 条	足場等の設備の元請設置責任と使用する下請け管理責任があいまい。
	第 31-2 条	措置義務者について明確にしてほしい。
	第 383-2 条	密閉型シールド工法によるセグメントの組み立て及び、掘削の場合、主任者が必要か迷う、法・規則でシールド工法についての対応がないように感じる
	第 60-2 条	ドラグショベル、ローラーの危険再認識教育を 60-2 に収束する(重複している)
	第 60 条	2 日間の職長教育を受講させていない協力事業者が多く、教育を受講した全て職長を各班毎に配備できない。
	第 88 条	計画の届出 足場、型枠支保工の設置届は30日前に提出であるが、工事規模に4よってはなかなか期限が守りにくい。計画届なみに14日前を希望します。 工事開始の日の 30 日前を 14 日前に変更してもらいたい。
	第 563 条	作業床の隙間3cm以下の確保について現実的でない
	その他	手摺の高さ基準、現行 70cm以上、実態 90cm中棧入り 人員の配置と役割。 やむを得ない場合・・・記事が解釈が不明 MSDS について化管法、化審法毒劇法とか、縦割り目立つ、データベースを縦断的に提供する
安全衛生規則	第 158 条	車両系建設機械作業における作業員との接触防止、誘導員配置及び立入禁止措置完全実施。
	第 518 条	木造建築における梁組立て等内側作業の作業床、ネット等設備設置。
	第 528 条	空調、証明設備取付など短時間作業における脚立単独作業時の親綱等安全設備設置。
安保法		どこまでやればよし、各担当所で異なる。
基準法		実態と合わない
建設業法・ 雇用改善法		最下請通知書様式の経験年数(資格内容)10年以上とあり、それ以下の年齢だと満たない(24歳以下)で、かけなくて困る。
高気圧作業 安全衛生規則	第 8-2 条	計算式の40の根拠がわからない。現状に合っていない。
通達		法規ではないが通達は注意していないと見過ごす。
電気工事士法	第 3 条	移動用発電装置において現場内を移動させる場合法律上、電気工事士等の有資格者でなければ従事できない(接地工事等)
年次労働基準 規則	第 7.8 条	16 才以上～18 未達の建設労働者の就業機会が制限される。
有機則	第 29 条	2 項に業務に常時従事とあるが、常時の基準が不明であり。現場での指導に困った時期あり。 4項に特殊健康診断を医師が必要でないとする時は省略できる。この解釈が難しく、6ヶ月毎の定期検査を誤解して1年毎にしているケースあり。誰に聞いても不明解でしばらく指導に困った。
労基法	第 87 条	下請各社の災害発生に伴うリスクを小さくすることが、結果的には「災害ゼロより利益優先」の現状を作り出している。
労災保障保険法		交通事故災害を業務災害としていること。
労災補償法		被災者の過失割合が補償に反映されていないことが、作業員の日常作業における不安全行動を助長している。
労働安全衛生 規則	第 36.37 条	36条教育内容と実施時間を掲げ、37条で、十分な知識及び技能を有していると認められる労働者について、科目の全部又は一部省略できるとのことで、明確になっていない。
	第 36 条	ローラー運転業務は特別教育のみとなっているが、機械の大小により相当の技能を要すると思われる区別が必要である。
	第 111 条	手袋の使用禁止 労働者は回転する刃物に対する「物体」を持つ為に手袋が必要とする
	第 158 条	作業の条件によっては、誘導員の付けられない場合有。又、誘導員を何人も付けなければならない場合もある。(この場合には 15 分～30 分の短時間)
	第 163 条	パワーショベルで用途以外使用してコンクリート二次製品やトンパックの吊り上げに使用する場合
	第 164 条	車、車両系建設機械の用途以外使用で、作業の性質上やむを得ない時、荷のつり上げ作業が認められているが、クレーン作業でありながら運転手にクレーンの有資格者を規制されていない。 用途以外使用の適用除外について、判断しにくい。また、クレーン仕様のバックホーの取り扱いが不明確である。

		油圧式バックホウのバケットに生コンや間知ブロックを入れて運搬しても用途以外使用になる。 イには該当する事は殆どないが、世間では一般的に行なっている。法の運用があいまいである。 用途以外使用が現状と違うことが有る理解しづらい
	第 518-2 条、 第 519-2 条	安全帯使用は「作業床で設けることが困難なとき」となっているが、現在の技術を持って行うのであれば”困難なときは”ほとんど無いことになってしまう。”安全帯を使用して行う作業時間が短い場合”それ以上の作業時間を掛けて作業床を設けることが果たして安全だろうか。 上記事項に関連して安全帯使用は棒網を張ることが前提となっているがはたして”安全帯を使用して行う作業時間が短い場合”上記と同じ理由により問題と思う。
	第 522 条	悪天候時の作業禁止 荒天候の定義(基発 309 号) 一回の降雨量 50mm/m 以上は時間当たりか、日当たりか、何時間か不明確
	第 552 条	手摺高さは 75cm 以上となっているが、現状 75cm では危険であり既に 90cm 以上が定着しているので、法を改正した方が指導する者としては指導し易い。
	第 563 条	作業床の構造 床材間のすき間 3cm 以下 既成布床を使用すると 3cm 以下のすき間維持は構造的に困難 足場の作業床幅を四十センチメートル以上とするとなっているが、市街地の作業所で外部足場を四十センチメートル以上確保するのができない場合がある。 手摺高さが 75cm
	第 564 条	足場の組立て、手摺先行足場を行うよう発注者より指示があったが、施工中はかなりむずかしい方法である。
労働安全衛生法	第 10～13 条	現在、ひとつの作業規模が大きくなっているが、作業内容も分割化されているため、労働者数を緩和できないか？
	第 10～16 条	一事業所内での安全管理体制と混在作業での安全管理体制との違いがまぎらわしく、労働者が理解しにくい。
	第 20・22 条	本来の協力業者の事業者者に課されるべき、責任を全て元請に強化されやすい。
	第 29 条	あまりにも、あらゆるものにあてはまり、条文が、明確でない 第 61 条 技能講習修了者の免許の携帯は本書かコピーでもよいではないか 協力会社に是正の指示をする際、作業員が素直に指示に従ってもらえない場合、特に若い職員は苦勞している。
	第 29 条、 第 30 条	協力会社の義務主体としての事業主としての意識を持たせる弊害となっている。 元方事業者及び特定元方事業者の講ずべき措置(労働配慮義務)が記してあるが、その内容は全てにわたっており、事業者(雇用主)責任との範囲があいまいである。例 資格の確認は誰が実施するのか？ 事業者が確認している場合、元方はどこまでやるのか。
	第 60-2 条	移動式クレーン安全再教育の内容について、(クレーン協会実施) 陸上クレーンと、浮きクレーン(起重機船)への教育内容は区別した方が良いのではないか。
	第 62 条	中高年齢者等についての配慮。 中高年齢者の年齢が明確になっていない。
	第 66-5 条	健康診断の結果を通知し保健指導をしても健康保持に応じない場合の対策について
	第 563 条-1-2 その他	床材のすき間は 3cm 以下とする 全体的に 事業者責任に重点が置かれ過ぎて、労働者の責任や権利が軽い。「保護具の使用」「不安全行動の禁止」等は、労働者自身の責任を重くすべき。安全設備・環境の設備は現行通り、事業者責任とする。 細かすぎて現場管理者も全体を理解しにくいし、労働者も作業しにくい面があり無視しがちである 全体的に見づらい。 全体的に抽象的表現が多く、規則等をたどっていてもわかりにくい点が多い。 当法の巻頭で有るので、労働者の労働災害防止に関する措置を「協力するよう努めなければ」ではなく、より具体的に労働者へ呼び掛け文(安衛則の細部にもふれる)を取り込み願いたい。
労働安全衛生法・規則	第 59,36 条	特別教育で機械の構造・機能について教育することになっているが作業員にとっては、取扱い方法や点検、故障の原因を考える方が重要。
	第 88 条	一般的に設備・機械の選定は、元請が担当している。協力会社ではどうにもならないことが多い。
	第 164 条	理解しにくい。
労働安全衛生法 施工令	第 3 条	常時 50 人以上の労働者という条件でピーク時のみ 50 人を超えるような場合もひとつようなのか
労働基準法	第 9 条	安衛法、29 条 3 項との関連、特定元方と関係請負人との関係
	第 32 条	労働時間について定められた労働時間と、実際の現場での労働時間で、管理職の残業は遥かに、かけ離れている。
	第 36 条	時間外と代休消化について使用者と労働者が同意すればある程度、緩和されても良いと思う。
	第 87 条	協力会社の義務主体としての事業主としての意識を持たせる弊害となっている。

	その他	週 40 時間、日 8 時間以内では、工期内に終わらない。
労働時間に 関する法		労働時間を規制すると、サービス残業の原因となる。一般労働者は規定通りでは収入不足となる
労力基準法		週40時間の実施による人数の確保、人件費。
その他		<p>全体的であるが、法の解釈が複雑であり、現場に対しての指示が難しい時がある。</p> <p>手摺の高さの制限等が、現代の体格の良い若い作業員の体に合わない。</p> <p>クレーンオペレーターとの合図の方法の統一。</p> <p>全立的に法令に則って、全ての作業を行えば、工事金額が高くなる。建設に反映されていない。よって、すんなりと進めない場合がある。</p> <p>事業主の取扱いで元請負の責任者であり、ある時は下請負の社長であったりで不明である</p> <p>高齢者の年齢基準が不明で説明できない</p> <p>労働安全衛生法第 24,26 条, 安衛則第 517 条 10,19 項, 第 520 条等の労働者への命令、強制力の問題, 法 26 条で全てカバーするのか? 安衛則第 563 条, 高所作業における作業床、すき間 3cm 以下</p> <p>脚立の適正使用で、場所、使用時間など、法規に考慮すべきと思います。</p> <p>法令、告示、指針、ガイドライン等が多く、全てを情報提供するには系統化した要覧等があれば良いと思う</p> <p>手摺の高さ 75cm 以上 今は体も大きくなり、見直した方が良いのでは。</p> <p>法規の説明がわかりづらい。 作業員への伝達が困難。</p> <p>パワーショベルの用途以外使用, バケット容量に比例した吊荷重(特に 0.7m³ 以上)にしてほしい。</p> <p>外部仮設足場 階段足場に手摺がなくて作業していた所、施工業者、注入業者が改善命令が出された</p> <p>チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針 基発第 608 号に基づく振動作業の作業時間の管理がむずかしい、時間について緩和を希望</p> <p>建設業では事業者責任がくるため、関係請負人の自己責任に対する自覚が薄くなり、下からの改善がされにくい。 関係請負人の通勤災害で、建設業では元請の保険が使用され、製造業のように関係請負人の自己責任にならない。</p> <p>罰則の強化; 対象が事業者であるので、現在の罰則では不十分であると思います。場合によっては更に処罰だけでなく、代執行も考える必要がある。</p> <p>罰則の強化; 危険有害業務について、労働者に対して具体的に就労拒否権を認めて、解雇その他の不利益から保護すべきではないか。</p> <p>法の精神は理解できるけれども、100%法を守ろうとすれば現場での実務に支障をきたす事が多い労働者の自己責任を強化する必要があると思う。</p>

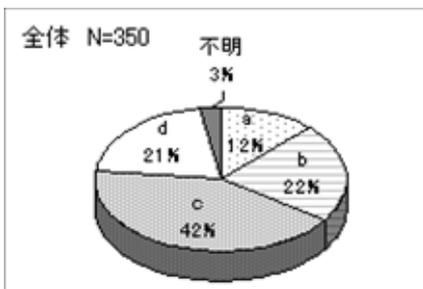
(6) 事故・災害防止という安全教育の本来の目的と、実際に現場で実施している安全教育との間に乖離を感じていますか. 感じているとすれば、それは具体的にどんな点ですか.

- a. 感じている
- b. どちらかといえば感じている
- c. あまり感じていない
- d. 感じていない

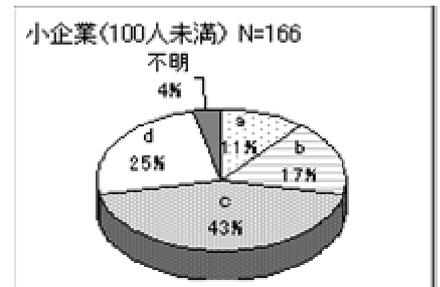
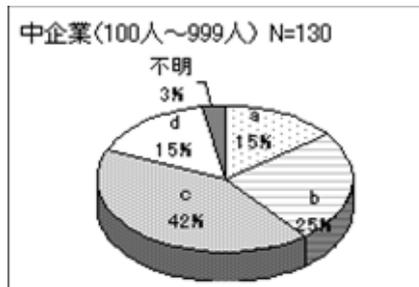
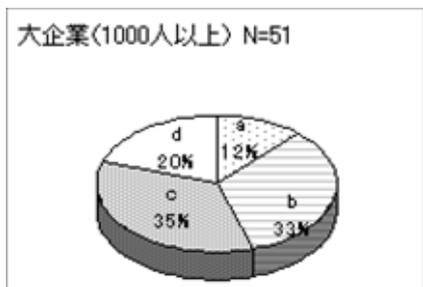
● 集計結果

回答	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
a	43	6	19	18	11	11	18
b	78	17	32	29	25	22	26
c	147	18	55	72	40	57	45
d	72	10	20	41	13	26	31
不明	10	0	4	6	3	3	4
計	350	51	130	166	92	119	124

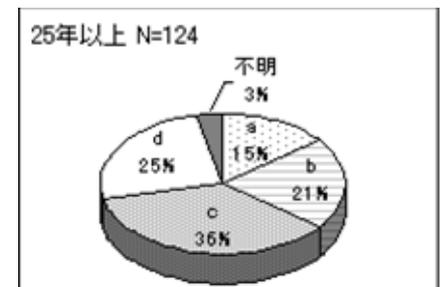
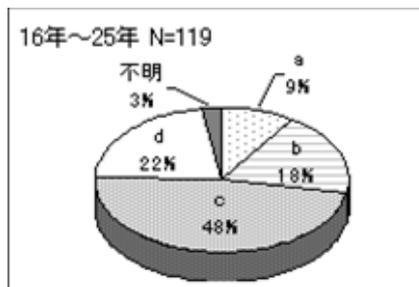
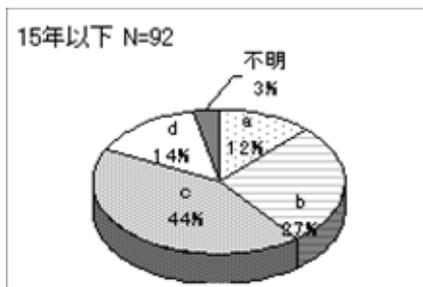
● 全体



● 企業規模比較



● 経験年数比較



● 乖離を感じている点

- ・ 作業員が安全に対する意識の低いこと(7件)
- ・ 安全教育が得てして建前になり、実管理と離隔を感じる。(8件)
- ・ 全体包括の教育と現場個々の条件を考慮したものとの差(4件)
- ・ 事業者側と労働者側との安全教育についてのとらえ方の相違(5件)
- ・ 作業員側に個人で受ける能力の違いがあり全員に納得させるのが難しい(5件)
- ・ 現場での教育は机上の教育が殆どで実訓練が少ない(7件)
- ・ 教育を受ける側の安全意識を高揚させるまでに至っていないので形骸化している(4件)
- ・ 現場員にはやらなければならない事が多く、十分な人員を配置する事ができず、中途半端になっている面もある。(2件)
- ・ 末端作業員(2次下請)以下の安全教育が浸透されにくい。(2件)
- ・ 安全を優先しながらも工期、コスト面も考慮しなければならない(4件)
- ・ 災害防止か記録の保管か本来の目的の比重(2件)
- ・ 時間を掛けて実施を必要な教育項目でも時間がかけられない(2件)
- ・ 作業員に対する防災よりも、災害発生時の会社に対する責任回避を主目的としているケースが多い(2件)
- ・ 日々の現場サイドの問題等(事故例)が、最適教育と感じる。
- ・ 高所作業での安全带使用は作業効率の低下をもたらしている。
- ・ どうすれば良いのかの説明がない、本音が出ない
- ・ 各規定のことが行政指導なので、現場の声が届かない。信賞必罰で良いが罰のみなので、次への展望、展開がみられない
- ・ 専門工業者が雇用者として実施すべき教育がなされていない。
- ・ 現場では協力業者(下請)に対する安全教育が主となる
- ・ 基本をベースとした教育と、その現場に於ける作業手順の具体的教育とでは、臨場感の違いがあると思う。
- ・ 開口部等を管理する場合、手摺等でかえって危険な状態を作っている
- ・ 職種が多く一般的な教育が主である
- ・ 必要だがしかたなく実施している、時間が無い。
- ・ 教育では基準に従って行うが、現場では少々のゆるみがでる
- ・ 教育受講者各人過去の経歴の違いによる、安全知識の差による教育方法
- ・ ヒューマンエラーに対する教育の難しさ
- ・ ヒューマンエラー、作業環境が全部異なる
- ・ ヒューマンエラーを防ぐ為、繰り返し教育が必要
- ・ 知識偏重が目立ち、ヒューマンファクターに関する教育が不足している
- ・ 安全教育の内容を労働衛生法の遵守項目を重点的に行っている
- ・ 講師と受講者(作業員)の安全意識のズレ
- ・ 本来の目的を達成するために現場条件にそくした教育を実施して当然である
- ・ 本社・現場、それぞれ目標が違う
- ・ 作業員の高齢化
- ・ 本来の目的に沿った教育になる様に実施している。
- ・ 元請は安全のお題目だけで実際の安全は下請に背負わされている
- ・ 重層下請負のため、三次、四次事業者には伝わらない
- ・ 安全教育の効果が継続されない
- ・ 下水道工事の場合の重機旋回内立入禁止
- ・ 直接の雇用関係にない
- ・ 法規上でやらなければならない設備対策が現場にそぐわない場合が多い
- ・ 災害の原因が、不安全行動に片寄っている。何を教育したら良いか、わからなくなる
- ・ 手順を考えず(カン)で作業している
- ・ 狭あいな場所での作業通路の確保
- ・ 現物は身近で具体的及び作業性をも考慮している

- ・ 民間工事に於いて請負金がキビシク安全対策が不足感がある
- ・ あまりに規制されている為、現実に行えない場面がある
- ・ 基本的な安全教育を受けた者以外の作業員が多い
- ・ 当社だけでなく元請として義務的に実施された感がぬぐえない
- ・ 形式や文章を読み聞かせるだけでは浸透しない。日々の作業になじみやすい教育が必要である。
- ・ 安全教育の本来の目的に従って実施
- ・ OJT(KYK 等)が形式的になりがちである
- ・ ”不完全行動”に関する資料・データが少ないため、設備関係の教育が主体になってしまう
- ・ ゼネコン主導であり、押しつけの感あり
- ・ 実際の作業とかけ離れた教育内容の場合感じる事も有るが基本的には同じ目的であると考えている。
- ・ 実際の工種、作業にあった教育資料が少ない為、一般的な資料を使った教育にならざるを得ない
- ・ 法の難しい文言でなく、重機等を利用して現地で行なうほうが良いと思う。
- ・ 実技、訓練の不足
- ・ 全ての現場環境が異なる
- ・ マンネリ化している
- ・ 現場での教育はルール主体(知識)となるがルールを守るという清心
- ・ 事なかれ主義で、形骸化している。新規入場者教育、KYK 等。
- ・ 安全に作業するための設備が整っていない場合が多い
- ・ 安全と生産は一体でなければならないが生産が優先されている
- ・ 現場ごとに問題点が違う。
- ・ 労務者の安全行動に結び付けてない。
- ・ 作業員中心とした教育になるため、教育内容が社員と違うので難しい。
- ・ 現場の実情を十分に加味してない。
- ・ 現場は複雑で、教育は基本を教えている。それで良いと思っている。
- ・ 安全と工期、利益とのギャップ
- ・ 協力会社選定に安全教育の充実度が反映されない。
- ・ 工程など圧迫した状況の中では安全がおろそかになる傾向がある。

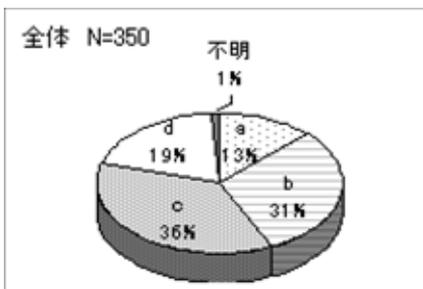
(7) 安全教育に関する任務の遂行に負担を感じていますか. 感じているとすれば, それは具体的にどんな点ですか.

- a. 感じている
- b. どちらかといえば感じている
- c. あまり感じていない
- d. 感じていない

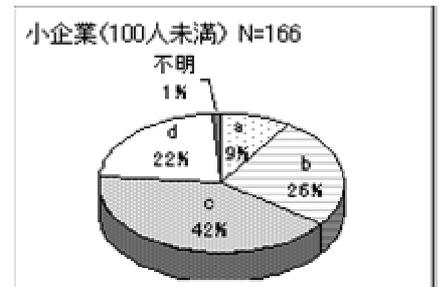
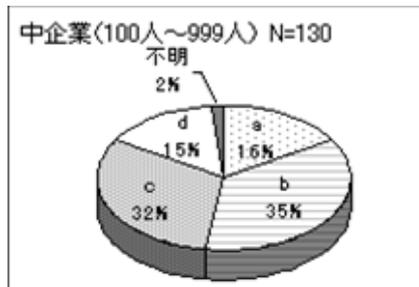
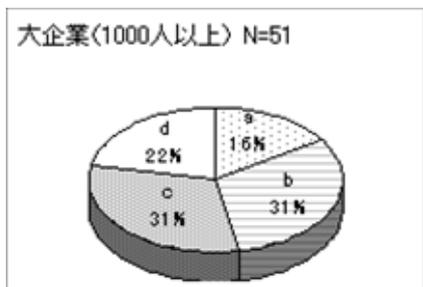
● 集計結果

回答	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
a	44	8	21	15	11	8	21
b	107	16	47	43	24	39	39
c	127	16	41	69	42	41	39
d	68	11	19	37	14	29	24
不明	4	0	2	2	1	2	1
計	350	51	130	166	92	119	124

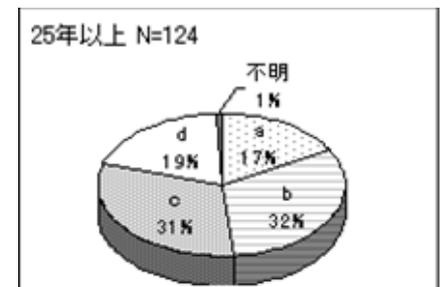
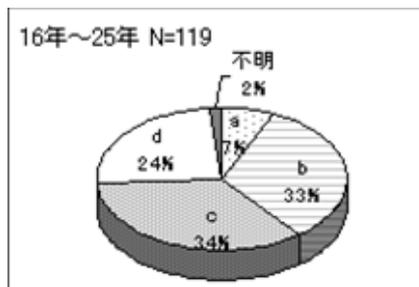
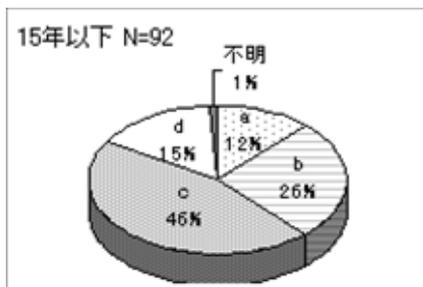
● 全体



● 企業規模比較



● 経験年数比較



● 負担に感じている点

- ・ お金と時間(3件)
- ・ 関係法令を前面に出せる環境になっていない場合もある(工期、予算面等)
- ・ 社会不況の為小規模現場では、予算不足(2件)
- ・ 現場で働く皆様の安全に対する意識の高揚を図るのがむづかしい(11件)
- ・ 安全と現場で矛盾が多すぎる
- ・ 安全教育後の理解と現場での活用に不安を感じている。
- ・ 教育の直後に事故が発生したりした場合(2件)
- ・ 教育しても災害が無くならない
- ・ 教育受講者1人1人の現場での実践の差
- ・ 現場での安全教育に対して理解度が低い
- ・ 現場の者は感じている=どうしても仕事優先で安全に対する「チェックと是正」という面での実践力、実行力に欠ける面あり
- ・ いくら教育しても、事故が起きれば、どうして、何で、?がつく事ばかりが原因になっている
- ・ 現場の職員が安全に対して消極的な人が多い(2件)
- ・ 作業員がどの程度理解できているかわからない(5件)
- ・ 教育実施者の不足、知識、経験不足(6件)
- ・ 安全に対しての教育する経験の不足、若い人への安全担当導入が必要
- ・ 集合教育で、通りいっぺんの説明だけになりやすい
- ・ ほとんどの場合、現場担当者が実施するため、教育内容が現場担当者レベルに片寄ってしまう
- ・ 工種が多く各々ので種に沿った内容を自分で学習しなければならない
- ・ 教育に限度があり、人間の内面性迄の教育が出来ない
- ・ 教育時間が長い
- ・ 安全教育を行うべく資格が公的に認定されていない
- ・ 受講者が同じ人ばかりの時がなくネタ不足を感じる(2件)
- ・ 教育する時間を確保できない。また、教育担当者が自分一人なので、全職員(現場配属者)の教育は不可能である。
- ・ 特定元方事業なので一次、二次、三次等の関係請負人の労働者に対しての教育が、末端まで届かない
- ・ 各個人の性格差があり、教育に時間がかかる
- ・ 全体教育のため受講者の年齢(経験)等バラつきが多い
- ・ 安全教育の範囲が広すぎる。
- ・ 教育資料不足
- ・ まいかい同じ教育を行っているが、改善の効果が少ない
- ・ 法規を100%理解できないし、もっと勉強が必要だということ
- ・ 法律がぼう大である。(2件)
- ・ 技術的な事項について専門知識がないこと
- ・ 他の業務との兼任である為(6件)
- ・ 現場配置人員が少なくなっている(5件)
- ・ 時間に追われて、十分に考えるゆとりが持てない
- ・ 実労働者が短期雇用の為教育を受ける側の人間が一定でない。初歩的な教育のくりかえしで高度の安全教育に進めない
- ・ 業者(作業員)が固定していないので、教育成果の積上がない。
- ・ 書類が多すぎるように思える(5件)
- ・ 資料収集、作成に手間及び時間がかかる。(7件)
- ・ ひとつひとつの物事が死に直結していると思うと、負担(重く)感じる
- ・ 今の状態でたとえちいさな事故でもおこせば会社が大変な事態になりかねない
- ・ 現状では事故を起こすと会社の存続に関わってくるので、その重責によるプレッシャー
- ・ 事故が会社の評価、経営事項審査の対称とされる。事故と営業とは、別に評価すべきである
- ・ 安全管理、安全専任者が負担を感じていたら98%でOK、安全担当は嫌われて一人前、100%を目標としています。

- ・ 専門分野のものや特殊工事等での安全教育に負担を感じる。
- ・ 実施時間帯、受講料の負担(5件)
- ・ 水を欲する馬か
- ・ 自分の能力不足が感じまだまだ時間が必要である(2件)
- ・ 安全第一が時々仕事第一になる事がある
- ・ 安全第一が工期などに左右され重複作業などもされている
- ・ 職長や作業員に十分に理解され自主的に実施されるかどうか
- ・ 元請に課せた、1ヶ月に1度半日の教育
- ・ 事故・災害の減少と安全教育の任務遂行度合が比較しにくい
- ・ 特別教育
- ・ マネジメントシステムは、誰のため(労・使)
- ・ 安全管理に与えられる経営資源はごくわずかなので限られた範囲では十分な活動ができない
- ・ 常に広範に目を配らなければならない点
- ・ 多様な状況に対応できる知識が不足している点
- ・ 感じているが、馬の耳に念仏では！！
- ・ 日程調整(2件)
- ・ “Q,C,D,Sの義務がありながらSの部門は組織上、独立しているのに人材の育成は、手抜きが多い”
- ・ 現場の工程の流れから、作業員の主席確保が困難になる。
- ・ 全ての事故の0化は永遠のテーマ。実作業員が全ての作業を守って(安全の手抜き)くれることを祈るのみ！！
- ・ 成果が目に見えない。すぐに出ない。
- ・ 教育を前面にもれなく実施することが難しい
- ・ (元請)全体工期が優先され、OJTに十分な時間を取れない。又、OJTが必要な和歌点配置もしづらい
- ・ 先端作業員に安全と肯定を守らせなければならない。
- ・ 1ヶ月何時間以上安全教育を施与するという発注者側からの強制や指示があるが、毎日の朝礼での指示が有効的であると思う
- ・ 毎月安全教育を4時間実施する事を役所工事で指導される。作業所に対応ができず安全管理室が出向き、実施
- ・ 全国に作業所があるので、出張、移動が大変である。
- ・ 範囲が広がり、協力会社作業員への教育が間接となる
- ・ 教育の効果があまり出ないように思う
- ・ 安全の職務より工事の職務のほうが多い。
- ・ 重層下請構造で一過性の為、教育が計画的に出来にくい
- ・ 工事ラインによるOJTでの安全教育が不足がち
- ・ 自分の従業員であり、年配の人には指示、教育がしにくい
- ・ 安全に対する意識は個人差があり、従ってここにあった教育が必要である

2. 安全教育の社内体制

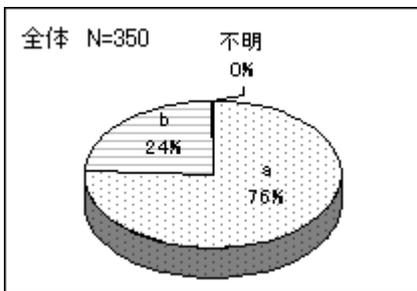
(8) 会社として教育に対する基本的な考え方や推進方法等を定めた教育研修方針がありますか.

- a. ある b. ない

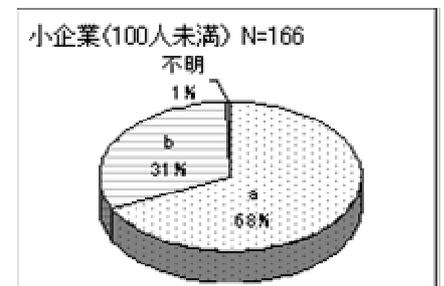
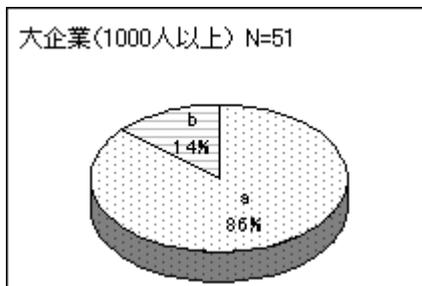
● 集計結果

回答	全体	企業規模		
		大企業	中企業	小企業
a	265	44	105	113
b	84	7	25	52
不明	1			1
計	350	51	130	166

● 全体



● 企業規模比較



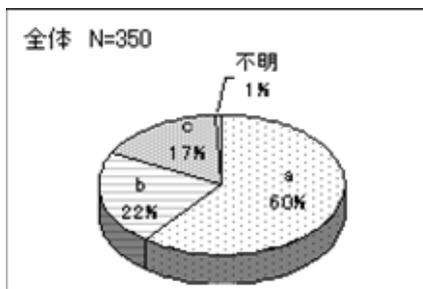
(9) 安全教育を総合的に推進するための専門部署（安全部，教育委員会等）がありますか.

- a. ある b. 必要に応じて設けている c. ない

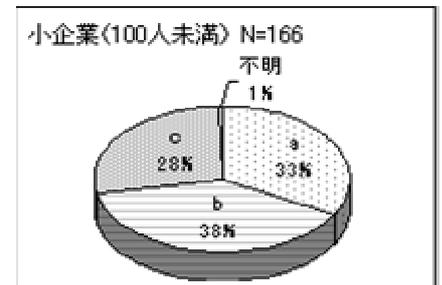
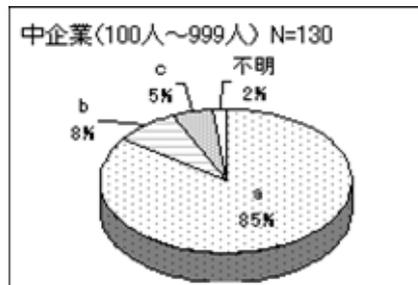
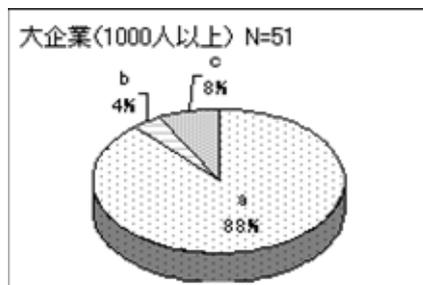
● 集計結果

回答	全体	企業規模		
		大企業	中企業	小企業
a	212	45	110	55
b	77	2	11	64
c	58	4	7	46
不明	3	0	2	1
計	350	51	130	166

● 全体



● 企業規模比較



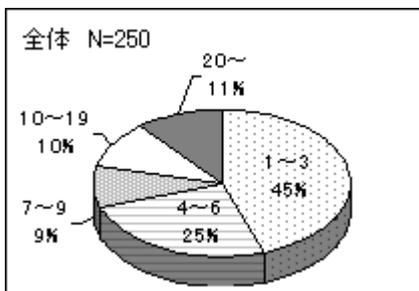
(10) (9)で「a. ある」とお答えいただいた方に、
部門の名称および部門の社員数をお聞かせください。

名称 (_____) 人数 (_____) 人

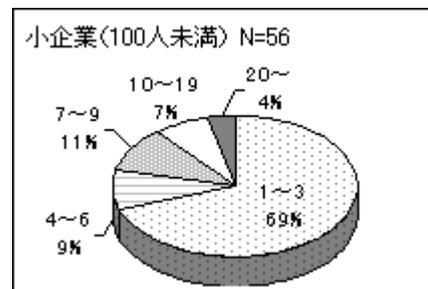
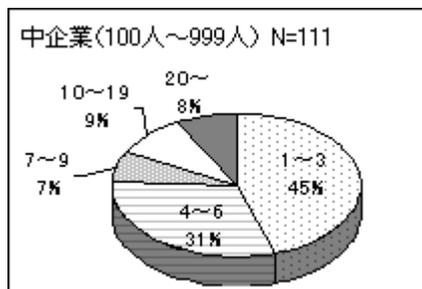
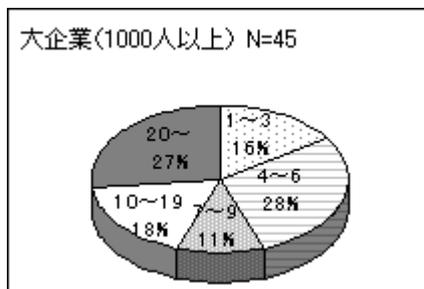
● 集計結果(社員数)

回答(人)	全体	企業規模		
		大企業	中企業	小企業
1~3	96	7	50	39
4~6	53	13	34	5
7~9	19	5	8	6
10~19	22	8	10	4
20~	24	12	9	2
計	214	45	111	56

● 全体



● 企業規模比較



● 名称一覧

- ・システム管理部安全管理課
- ・安全管理部
- ・現場担当者会議
- ・安衛管理本部
- ・安全企画部
- ・建築安全部
- ・安全環境管理部
- ・安全技術部
- ・工事部安全課
- ・安全環境部
- ・安全協議会
- ・工務部門(安全)
- ・安全部
- ・戦略推進グループ
- ・安全衛生委員会
- ・安全推進室
- ・総務安全部
- ・安全衛生課
- ・安全統括部
- ・総務課安全担当
- ・安全衛生環境部
- ・労務安全部
- ・安全衛生管理室
- ・中央安全衛生委員会
- ・土木案全部
- ・品質案全部
- ・安全労務課
- ・安全環境対策室
- ・工事管理部
- ・安全環境品質部
- ・環境安全部
- ・管理部
- ・技術案全部
- ・労務安全環境部

など

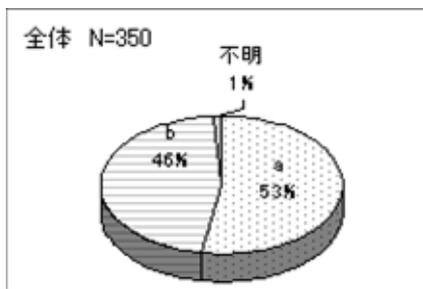
(11) 貴方の部門では、安全教育を推進するための専任者を置いていますか。置いている場合、それは何名ですか。

a. いる b. いない 人数 (_____) 人

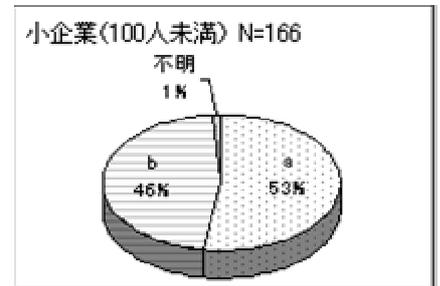
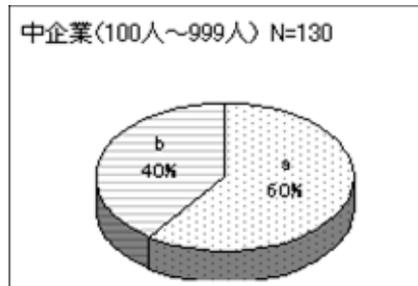
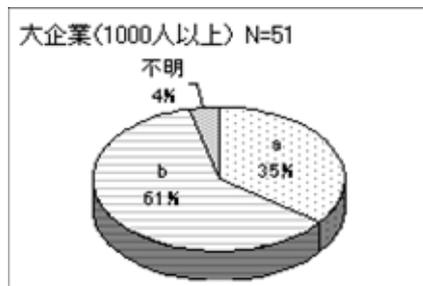
● 集計結果

回答	全体	企業規模		
		大企業	中企業	小企業
a	185	18	78	87
b	161	31	52	77
不明	4	2	0	2
計	350	51	130	166

● 全体



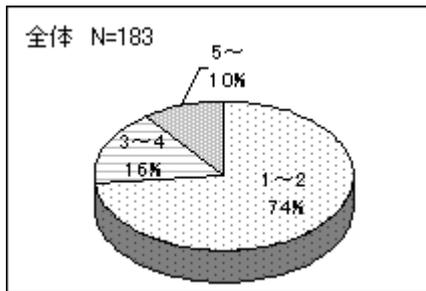
● 企業規模比較



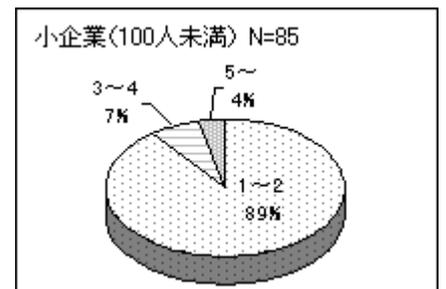
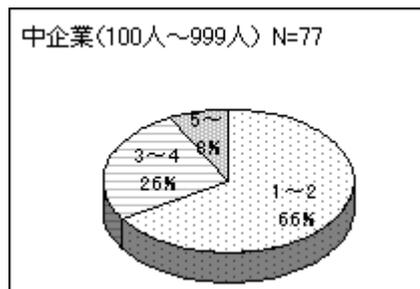
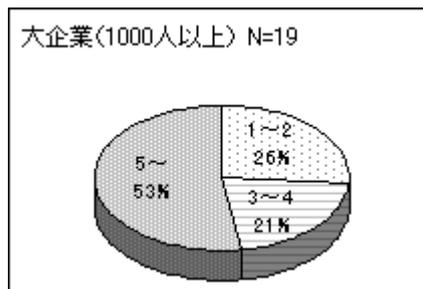
● 集計結果（専任者数）

回答(人)	全体	企業規模		
		大企業	中企業	小企業
1~2	134	5	51	76
3~4	30	4	20	6
5~	19	10	6	3
計	183	19	77	85

● 全体



● 企業規模比較



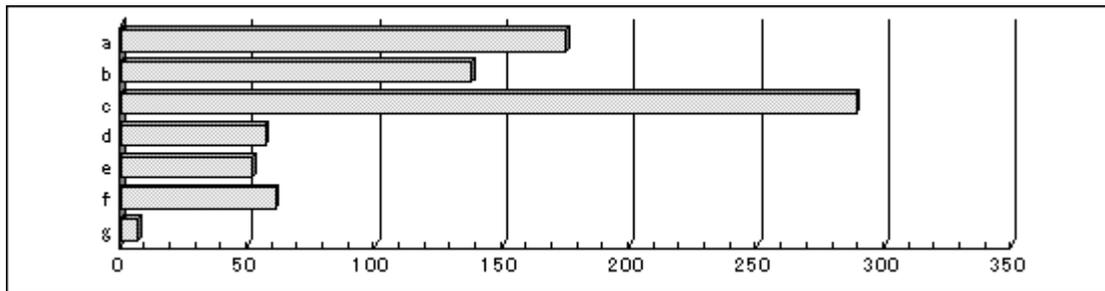
(12) 貴方の部門での、各種法律で定められている諸資格取得についてお聞かせください。(複数回答可)

- a. 法定の資格取得を教育研修のための手段として教育研修体系の中に入れている
- b. 資格を取得すれば、給与・手当等に反映される
- c. 会社として実務に関係のあるものを認定して積極的に資格取得を勧めている
- d. 必要な資格を取得しないと昇進できない
- e. 資格取得と教育研修体系とは別個のものであると考えている。
- f. 自主的な努力にゆだねている
- g. その他 (具体的に_____)

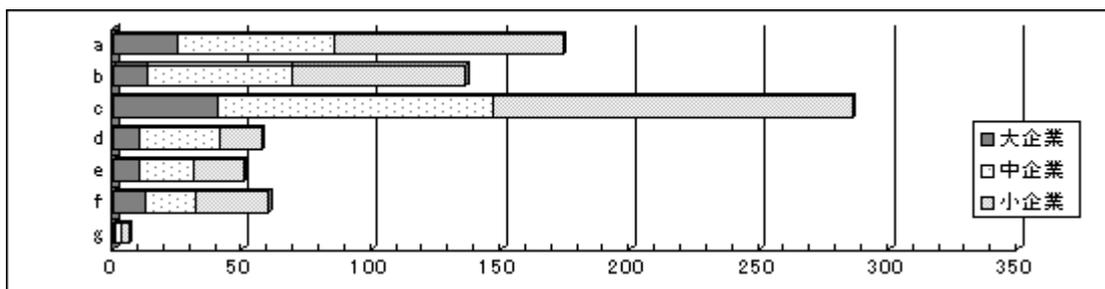
● 集計結果

回答	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
a	175	25	60	89	41	63	64
b	138	13	56	67	49	36	49
c	289	40	107	139	77	95	104
d	57	10	31	16	19	13	22
e	52	10	21	19	15	17	19
f	61	12	20	28	21	17	20
g	7	1	2	3	0	1	6
不明	2	0	1	1	0	0	1
計	781	111	298	362	222	242	285

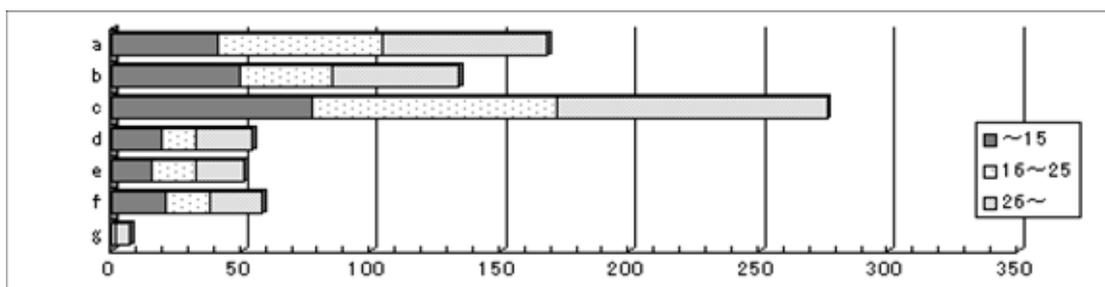
● 全体 N=350



● 企業規模比較



● 経験年数比較



- その他

- ・ 安全関係最低限の資格取得はしているが、それ以外については、進めていない
- ・ 年度初めに年間取得計画書を作成し、業務内で強制的に取得させている
- ・ 資格として安全コンサルタントを取得するよう勧めている
- ・ 社員である場合は特に資格は必要ない
- ・ 各種資格の取得を会社の費用でおこなっている
- ・ 一級施工など実務関係は反映されていますが、安全関係は反映されていないのが実績です
- ・ 認定はしていないが、資格取得を勧めている

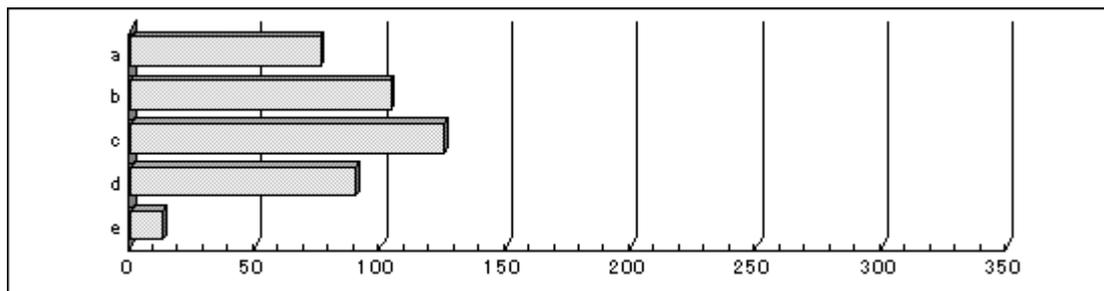
(13) 貴方の部門では、安全教育プログラムをお持ちですか。

- a. 安全教育として独立したプログラムを持っている
- b. 独立したものではないが、教育体系（新入社員，配転社員教育等）の中の項目として含まれている
- c. 教育体系に入れてなく、必要に応じてその都度行っている
- d. 社外のセミナーや教育コース等を利用している
- e. その他（具体的に_____）

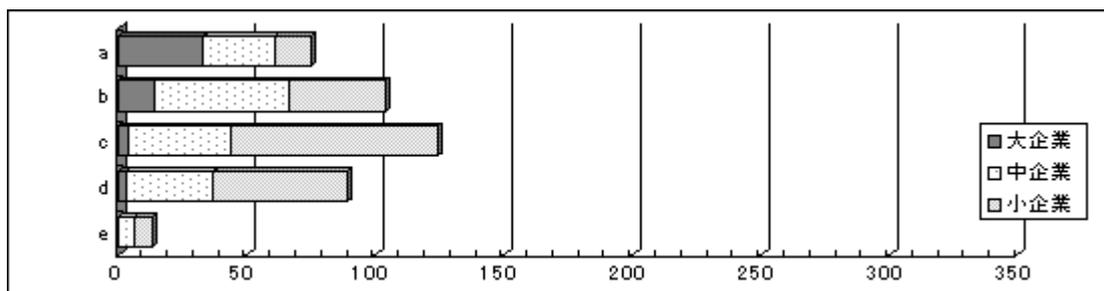
● 集計結果

回答	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
a	76	33	28	14	20	30	25
b	104	14	52	38	23	35	39
c	125	4	40	80	36	37	46
d	90	3	34	52	25	22	37
e	13	0	6	7	2	4	6
不明	5	0	1	3	1	2	2
計	413	54	161	194	107	130	155

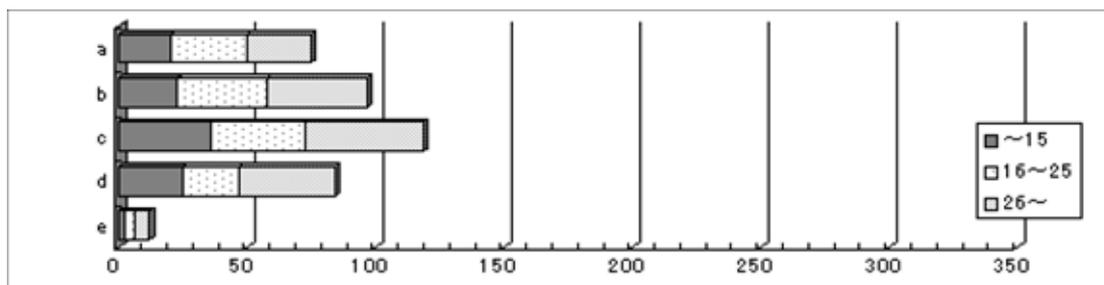
● 全体 N=350



● 企業規模比較



● 経験年数比較



● その他

- ・ 安全衛生マネジメントシステムに基づいて実施している
- ・ 週に一度、勉強会を行っている(安全教育だけではない)
- ・ 元請の社員教育に参加
- ・ 元請の安全教育、講習会等に積極的に参加し実施している
- ・ 本社にて新入社員、若手職員、新規作業所長用のカリキュラムを策定、実施している
- ・ 自社では月1回の安全衛生会議での安全教育を実施、下請関係ではゼネコンの安全衛生協会への参加
- ・ ISO9000S2000 の社内マニュアルにて規定している
- ・ 安全衛生活動計画書(本社に安全本部が年度毎に冊子を作成している)
- ・ 2ヶ月に1回、所長クラス安全教育指導を集合教育している
- ・ 社外の教育も併用している
- ・ 経験年数段階を目安としプログラムをたてている
- ・ 元請会社が定期的に行っている

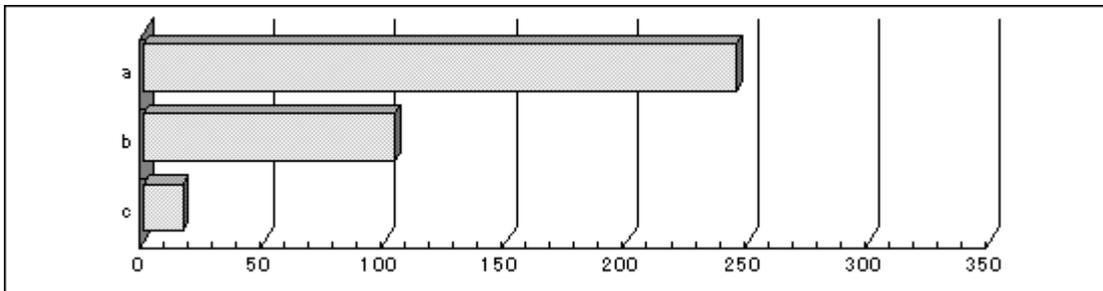
(14) 貴方の部門での、社外のセミナーや教育コースへの参加についてお聞かせください。

- a. 企業命令で参加 b. 自主的な参加
c. その他（具体的に_____）

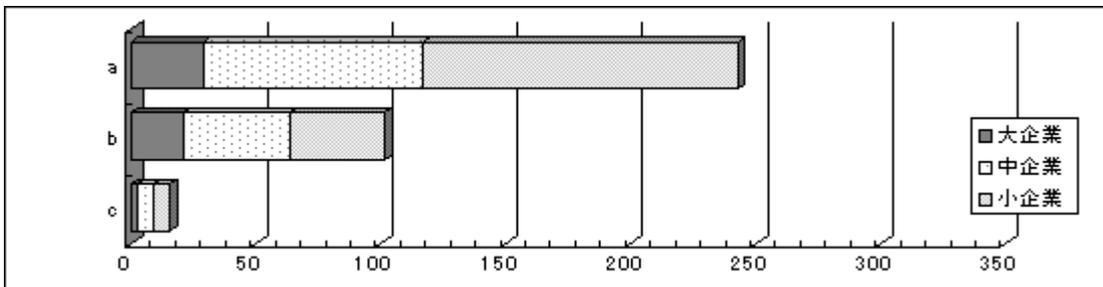
● 集計結果

回答	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
a	245	29	88	126	65	81	89
b	104	21	43	38	22	41	37
c	16	3	6	7	7	2	6
不明	6	2	0	4	1	3	2
計	371	55	137	175	95	127	134

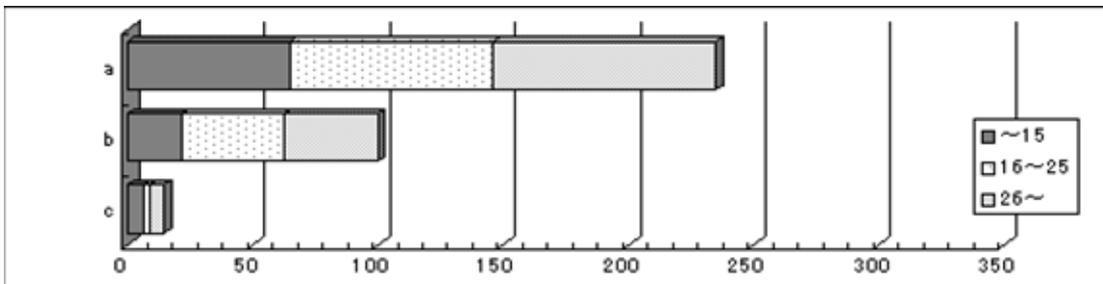
● 全体 N=350



● 企業規模比較



● 経験年数比較



● その他

- ・ 必要に応じ業務で参加(6件)
- ・ 元請主催のセミナー、教育コースにも積極的に参加
- ・ 建設業協会での講習会に参加
- ・ 直上の企業が開催する教育に積極的に参加している
- ・ 富士教育訓練センター
- ・ RST(2件)
- ・ 現状は特に考えていない
- ・ ゼネコン教育コースへ会社命令で参加
- ・ 大手ゼネコン主催のセミナー、教育等への参加
- ・ 受講を推奨するが強制ではない
- ・ 必要に応じて、自主参加(2件)
- ・ 粉じんインストラクター、振動義務インストラクター
- ・ 安全担当設置による安全教育の実施

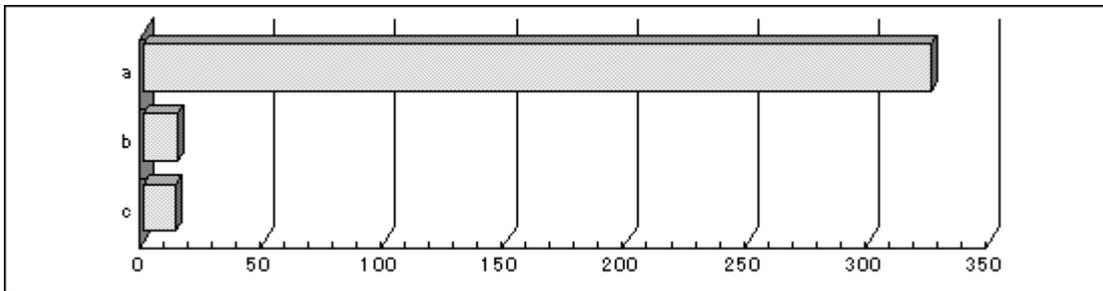
(15) 貴方の部門での、その際の費用の負担についてお聞かせください。

- a. 会社負担
- b. 自己負担
- c. その他（具体的に_____）

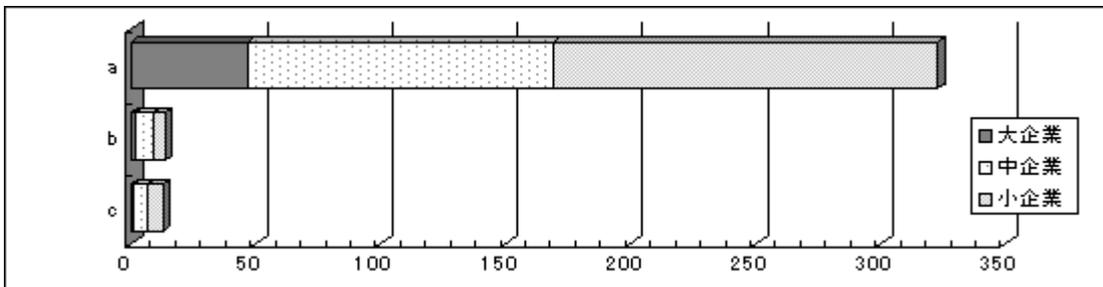
● 集計結果

回答	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
a	326	47	122	154	84	111	116
b	14	2	7	5	3	5	6
c	13	1	6	6	4	3	6
不明	4	1	0	3	1	2	1
計	357	51	135	168	92	121	129

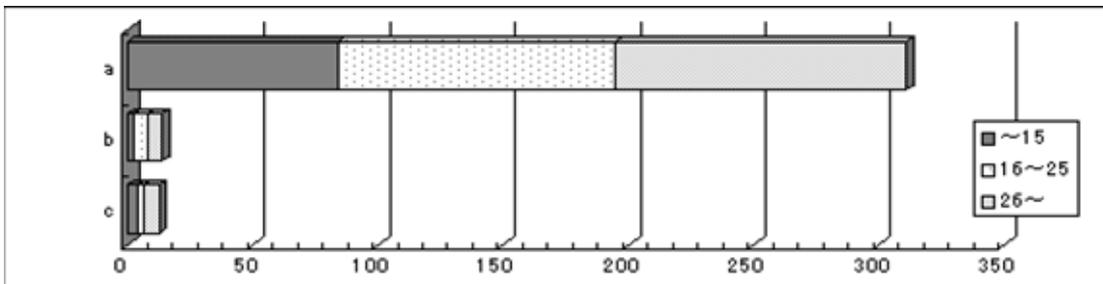
● 全体 N=350



● 企業規模比較



● 経験年数比較



- その他

- ・ 必要に応じ会社負担 z(2 件)
- ・ 上司の承諾を受ければ会社負担とする
- ・ 会社・自己は半々
- ・ 交通費等は自己負担
- ・ 会社 1/2 労働災害互助会 1/2
- ・ 試験制のものは落ちた場合は自己負担
- ・ 大半が会社負担であるが一部自己負担となる
- ・ 教育の種別によって元方から助成金がでる
- ・ 無料のものに限って参加
- ・ 但し伺い制度による
- ・ 認められれば会社負担
- ・ 安全協議会

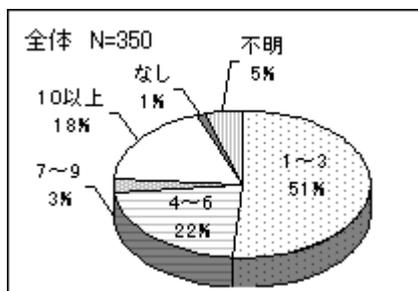
(16) 貴方の部門全体で、年に何回ぐらい社外のセミナーや教育コースに参加していますか。

() 回/年

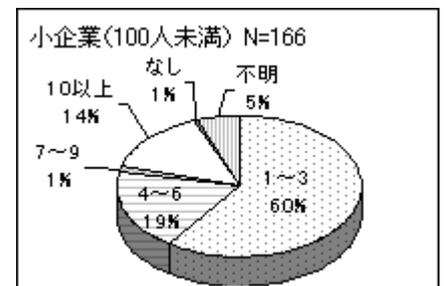
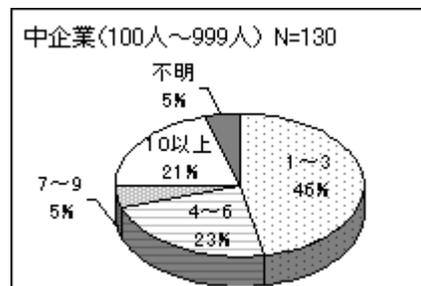
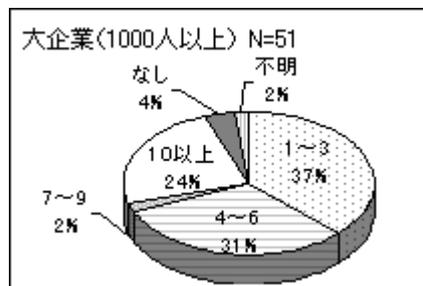
● 集計結果

回答(回)	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
1～3	179	19	61	99	49	55	69
4～6	78	16	30	31	11	32	29
7～9	9	1	6	2	0	5	3
10以上	64	12	27	24	26	20	17
なし	3	2	0	1	2	1	0
不明	17	1	6	9	4	6	6
計	350	51	130	166	92	119	124

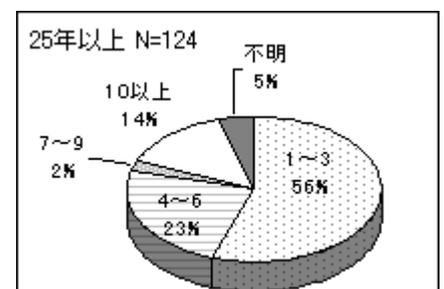
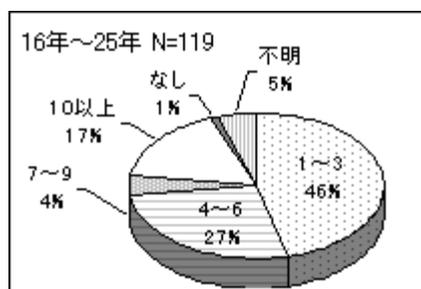
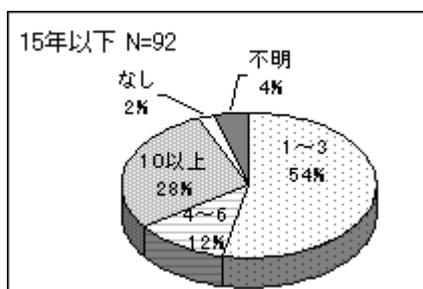
● 全体



● 企業規模比較



● 経験年数比較



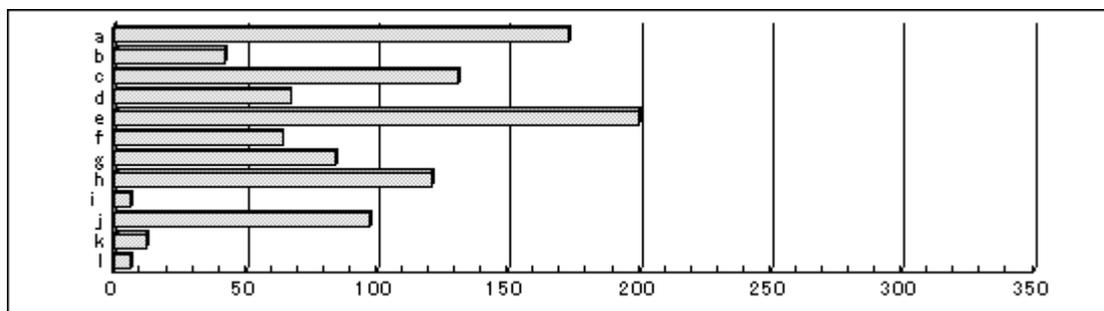
(17) 現場に配属された職員全体の安全に対して、どのようなセミナー・教育コース（社内外）が特に効果的であると考えますか。（重要と考えられるもの **3項目** を選択）

- a. 法令（労働安全衛生法，クレーン則等）に関するもの
- b. 経営トップ層に対するもの
- c. 統括安全衛生管理に関するもの
- d. 事故発生時及び震災時等の対応に関するもの
- e. 事故，災害事例に関するもの
- f. リスクマネジメントに関するもの
- g. ヒューマンファクタに関するもの
- h. KY活動に関するもの
- i. 仮設計算に関するもの
- j. 各種資格取得のための技能講習等に関するもの
- k. 健康（じん肺，腰痛等）に関するもの
- l. その他（具体的に_____）

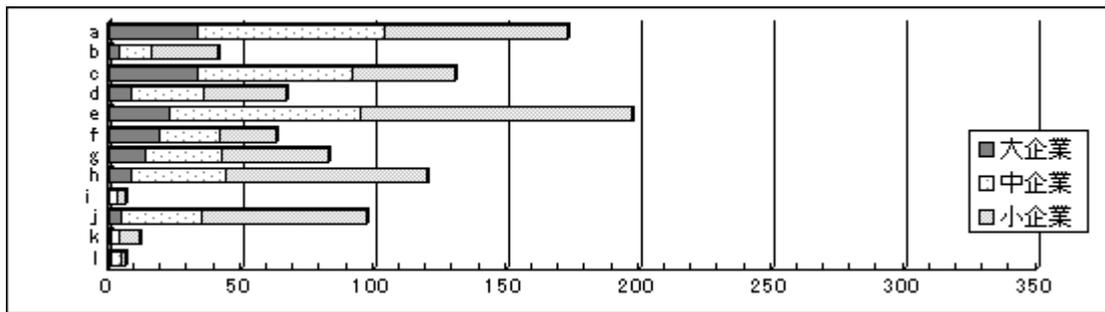
● 集計結果

回答	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
a	173	34	70	69	39	66	62
b	42	4	12	25	11	15	14
c	131	34	58	39	32	51	47
d	67	9	27	31	17	28	20
e	200	23	72	102	64	55	73
f	64	19	23	21	18	25	21
g	84	14	29	40	26	28	28
h	121	9	35	76	29	33	50
i	6	0	3	3	1	2	3
j	97	5	30	62	21	32	35
k	12	1	3	8	3	6	3
l	6	1	4	1	3	2	1
不明	11	0	7	4	4	3	2
計	1014	153	373	481	268	346	359

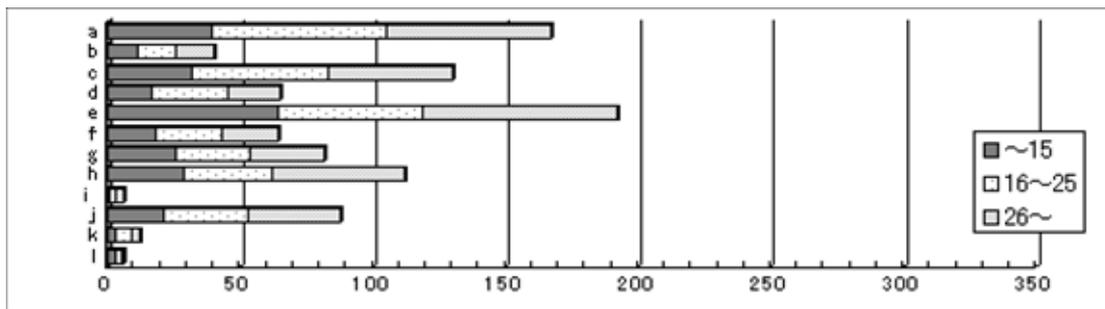
● 全体 N=250



● 企業規模比較



● 経験年数比較



● その他

- ・ 事業者責任と自己責任に関するもの
- ・ 公衆災害防止講習会等
- ・ ヒヤリハット事例
- ・ 建災防主催の研修会
- ・ 職長教育
- ・ 作業手順書の作成等に関する事
- ・ 計画(施工)
- ・ 環境に関するもの(粉じん、換気等)
- ・ メンタルヘルス教育

3. 現場での安全教育

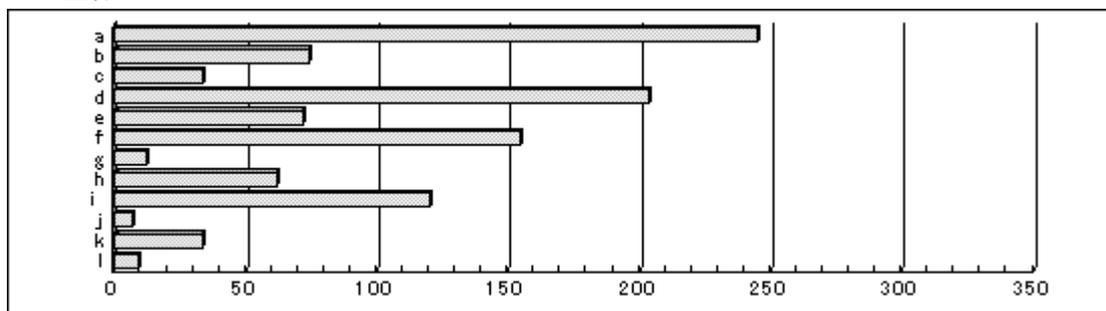
(18) 実際の現場で行われている安全教育（現場で働く職長及び作業員を対象としたもの）の中で、特に効果的と思われるものをお聞かせください。（重要と考えられるもの **3項目** を選択）

- a. 入場時の受入教育
- b. 作業変更時の教育
- c. 資格取得のための特別教育
- d. 危険予知訓練（KYT）
- e. ヒヤリハット事例研究
- f. 事故，災害事例研究
- g. 避難訓練，消防訓練等の各種訓練
- h. 安全勉強会
- i. 職長教育
- j. 現場特有の危険物取り扱い教育
- k. 現場特有の機械等取り扱い教育
- l. その他（具体的に_____）

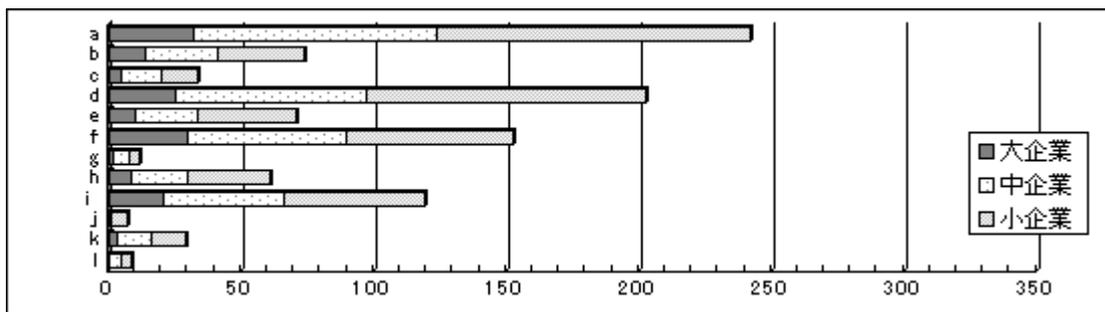
● 集計結果

回答	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
a	245	32	92	118	61	88	85
b	74	14	27	33	18	29	23
c	34	5	15	14	12	12	9
d	204	25	72	106	49	69	77
e	72	10	24	37	24	19	23
f	155	30	60	63	40	58	53
g	12	2	6	4	5	3	4
h	62	9	21	31	12	28	21
i	120	21	45	53	26	37	54
j	7	1	0	6	3	2	2
k	34	3	13	13	13	7	11
l	9	0	5	4	4	3	2
不明	5	0	2	3	2	0	2
計	1033	152	382	485	269	355	366

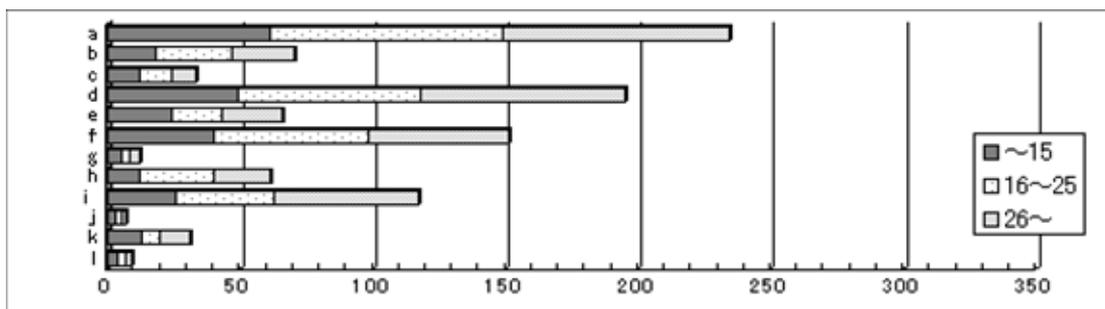
● 全体 N=350



● 企業規模比較



● 経験年数比較



● その他

- ・ 送り出し教育
- ・ 作業手順及び安全点検の方法
- ・ 作業所内の規律
- ・ 作業手順周知会
- ・ 毎朝の朝礼時の本日の作業に対する注意、その場、その場での注意
- ・ 工種毎の、作業手順教育
- ・ 作業員同士の監視(AはB、BはCの行動)
- ・ 職長会組織が行うKYT
- ・ 作業手順の教育(打合せ)及び手順書を用いたKYK
- ・ 休憩時等に雑談形式による安全活動

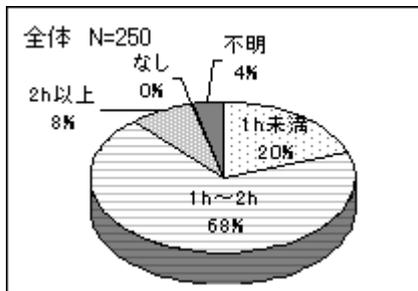
(19) 危険予知活動にどの程度の時間をかけていますか.

() 時間/週 (5日)

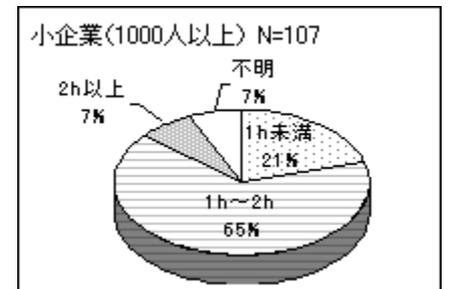
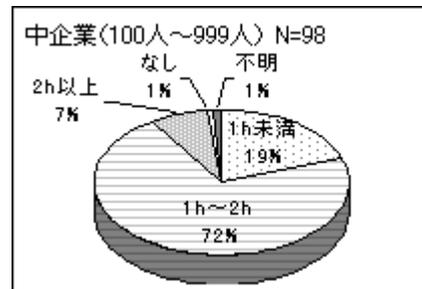
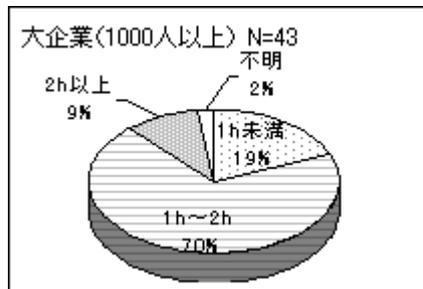
● 集計結果

回答	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
1h未満	49	8	19	22	16	18	14
1h～2h	172	30	70	70	46	60	60
2h以上	19	4	7	8	3	8	6
なし	1	0	1	0	0	1	0
不明	9	1	1	7	4	1	4
計	250	43	98	107	69	88	84

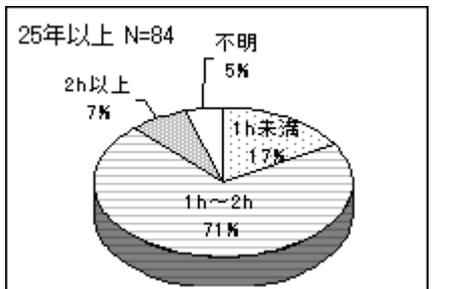
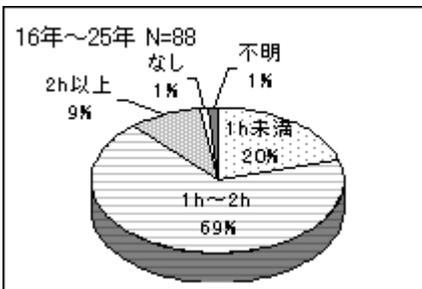
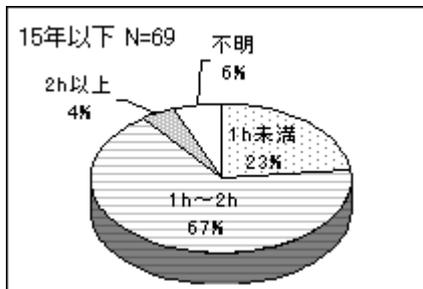
● 全体



● 企業規模比較



● 経験年数比較



(20) 危険予知活動の実施方法を具体的にお聞かせください。

● 集計結果

NO.	内容
1	現地 KY を基本としている(14 件)
2	現場、または作業前に朝礼後、作業員全員またはグループ毎で行う(30 件)
3	作業手順の打ち合わせ(3 件)
4	作業内容の説明(4 件)
5	危険ポイントの抽出(7 件)
6	危険ポイントへの対策を出す(5 件)
7	ワンポイント(指差呼称)(3 件)
8	対策に対する行動目標を決めてタッチ・アンド・コールを実施(4 件)
9	(集合→朝礼→作業手順の説明→KYK実施) 1 作業内容の説明→想定される危険の洗い出し→危険に対する対策を選定→全員で確認、防止策を立て周知→全員で呼称
10	「溶接作業」 1 どんな危険がひそんでいるか a 火災発生 b 眼をやられる c ヒュームを吸う d 高所で躓き転落する 2 どう対処するか a 周囲を確かめ可燃物は無いか火花の飛散養生をしっかりと b 保護面を着装する c 防護マスクを着装する d 足元をよく確かめて安全帯を必ず使用する 危険予知活動の実際はもっと具体的にリーダーが「例えば」溶接作業で c ヒュームを吸う…ヒュームを吸うと長時間に蓄積して塵肺になりますよ、だから防護マスクを使用しているんです…このように具体的に説明出来る様
11	1. 職長による当日作業周知, 2. 当日作業危険要因発表, 抽出, 対策決定, 全員唱和.
12	1つの作業毎のグループで作業責任者よりの安全指示事項にもとづいて、グループ全員で行う。
13	1人 KY 方式
14	2ラウンド方式で、作業完全指示書に記入、当日の作業終了時に施工サイクル報告として提出させている
15	3ラウンド方式で毎日 10分～15分実施しております。
16	4R方式. 1. リーダーにより、仕事の内容手順、ワンポイントアドバイスの伝達をする. 2. 全員にどのような危険が有るか、聞き重要危険を決める. 3. 重要危険に対する解決対策を聞き、実施重点項目を決める. 4. KY活動内容を確認し、実施重点項目を全員で唱和する.
17	4ラウンド KY(1:当日の作業内容、2:作業に対しての危険の洗い出し、3:危険の繰り返し、4:3 に対する対策、5:4 の搾り出し、6:本日の行動目標、全員で唱和)(4 件)
18	KYK シートに記入し、最後に声を出してポイントを確認する。シートはボードに入れて作業終了(夕方)まで掲示しておく
19	KYT4R 法を使用した 1 ポイント KY。(2 件)
20	KYT 研修二年間で全社員が一日研修実施、協力会社(職長クラス)の研修は年に6回一月研修を実施、現場・支店(非現業)で毎朝ワンポイント KYT を実施している。
21	KYT 用ボードを使用、グループ 4～5 名にて始業前 10 分間位毎日実施
22	KY ボードにて職種別に作業前危険要因の確認程度、一部支店では現地一人 KY を実施中。
23	KY ボードを用い、現場内で KY を行い、作業場内に掲示している。
24	KY ミーティング等で、作業員から想定されるリスクを抽出し、全員で事故防止策を検討周知している。(2 件)
25	KY 活動記録ボードを使い、4R の簡易 KY を実施し、又、現地 KY(作業場所の設等、機械)等を指差呼称を実施している。
26	KY 活動記録簿に毎日、朝礼後、グループ毎に集まってその日の作業の中でのKYについて職長から指示した事項を書き込み、全員に周知した事実を個人が確認したことを表すためサインをさせている。
27	KY 活動表を使用し、作業員より本日の作業の「危険ポイント」を発表させ、その後「私達はこうする」を全員で決定し、今日の行動目標を決め、全員で指差呼称を行っている。
28	KY 黒板などを準備し予知活動.
29	KY 黒板を利用して全員参加で朝礼後に実施.
30	KY 日誌に全員がサインする
31	SC-5 活動で作業員個人が自分の持場で一人 KY を行いチェック項目に沿って点検をする。
32	SKTK の完全実施。安全ミーティング(KYK)。所長、安全当番の巡視。作業終業時の確認。
33	TBK-KY を主体に実施.
34	TBM 各職内での作業内容確認。KYK。全体ミーティング 作業内容確認、KY 内容の発表。客先、元請よりの注意事項。
35	TBM(毎朝 15 分)
36	TBM 時に職長を中心に行っている。元請職員も分担して参加し、KYK のレベルアップを OJT を通してはかっている
37	オペレータ全員を判別に分けて各班毎に KY を実施。その日あったヒヤリハットを一件だけ議題に挙げ、皆で問題点と解決策を議論する。
38	グループごとに職長がリーダーになって黒板に書きながら行っている
39	グループによる KY を行っている。時には、一人 KY のところもある。

40	グループ毎作業手順KYを前日に作成し、朝礼時全員に周知し、サインをさせ、現実に掲示させている。
41	シート活用
42	その日(毎日)全員発言してもらう
43	その日の作業内容に対して、一人ずつにどんな危険があるかを尋ね、その危険ポイントから我々はこうするを皆で考える
44	その日の作業内容を作業手順に表し、その中の作業で危険と思われる箇所内容を作業員全員でマンガ化し現場長と共に KY 活動を行っている。
45	その日の作業内容を打合せの際に、作業上で考えられる危険に関して注意内容を確認する。
46	ヒヤリ・ハット
47	ヒヤリハットを事例にあげてその状態を是正していく事を予防処置としてその日の作業の危険予知を実施している。
48	ボード等を利用して毎日、作業開始前に班ごとで活動している。
49	ラジオ体操後、全員で集まり、本日の作業についての危険と対策について話し合い、黒板に書き残す。
50	リーダーが、メンバーに問いかけ、危険要因(不安全行動・不安全状態)を発言させる。
51	安全ミーティング日報用紙を利用する。1 今日の作業内容 2 KYK記入欄 2-1 これが危険のポイント 2-2 私達はこうする 2-3 今日の行動目標を記入して、危険予知を行っている。
52	安全衛生協議会の時に、資料を使い、実施している。資料は、本社安全部で用意したもの他に、現場で作業に合せ作成したものも利用する。
53	安全点検事項の決定及び点検の実施
54	一般工事では、朝礼時で実施、現地 KY は実施していない。 JR 工事では顧客の仕様に則り実施
55	下請業者毎でその日の作業別に実施
56	過去にトレーナーを専任し社員教育、事業者教育を実施した、現場では専門工業者の作成した帳票を元請として確認・指導を行っている
57	各#方グループ毎に全員が意見を言う。
58	各グループごとにリーダーを決めてその日の作業の手順に対する危険を抽出し、その中から重点項目を決定し、全員で指差し呼称を行う。
59	各グループ毎に職長を中心に行っている
60	各々の現場で作業班毎に、当日の作業に於ける危険を全員で抽出し、その中の重点項目について危険を排除するための対策を決め、全員で確認する。
61	各現場、各作業ごとに全員参加で毎朝朝礼後黒板を使用し行なっている。また記録は取っている。当日の作業内容から危険のぼんとを上げ、その中から一つ最も重要(当日の作業で最も危険と思われる。または発生の可能性のあるもの)なのを選びその対策を考える。対策は個人に頼るものではなく実際対策を立てられるもの考える。(注意する。確認する。等は対策として考えない。)最後に当日の行動目標を考え、指差し呼称を行なう。KYKにより作業員全員の危険に対するレベルを統一し、また危険を共有することにより事故防止に繋がる。
62	各現場、作業開始時に朝礼時又は、朝礼終了時作業現場において、共同作業員が集まり KYK 黒板等を用いて、これから行う作業の①予想される危険②その対策等の発言を求め最後にまとめた危険の対策を全員で指差唱和を行う
63	各現場ごとに全員が参加し、全員が発言し、全員で合意し、決めたことを自主的に守らせるため、4ラウンド方式を採用し、第一ラウンド現状把握。第二ラウンド本質追求。第三ラウンド対策樹立。第四ラウンド目標設定を行わせて、全員に共通の認識を持たせる。
64	各現場で作業員全員を詰所等に集め、職長がリーダーになって議題を決め参加者全員が自由に発言していく。そしてそれを記録保持をしている。
65	各現場で毎朝(朝礼)自社及び協力業者が集合し、作業指示を行い、本日の作業に対する危険箇所、安全管理等を説明し、KY ボードを、各業者使用して、危険予知を実施する。
66	各現場においての、職長の事前点検を徹底し、朝礼後の KY で各職人に周知させる。各自の一人 KY を奨励し過去の事故例や、気付いた点を各自に会社朝礼で発表する
67	各工種の各班毎に毎日リーダーを替え、作業に於ける危険ポイントを抽出し、個人名で対策を挙げ、全員で確認し決定事項について唱和を行う。
68	各工程毎に、作業中どのような事故が発生するか、2~3 項目発表してもらい、KY ボードに記入しそれに対する防止策を全員で考え発表記入する。特に危険と思われる項目を1つピックアップし、全員で指差し呼称する。
69	各作業について、危険有害要因の特定と対策の検討。
70	各作業現場で休憩時間に作業者に周知
71	各作業者に作業手順などの確認後作業土危険性、負傷する可を聞く ->どうしたら。予想される災害を防ぐ事が出来るか、意見を聞く。全体をまとめ出た意見に対応する様に指示。又、注意事項を守る様に指導する
72	各作業所で KY 用紙を使用して各班毎に朝礼後実施
73	各作業所での実施
74	各作業班の班長(職長)がリーダーとなり、当日の作業内容を説明。各作業員が自分の作業、仲間の作業での危険と思われる事項を述べ、全員でその対策を話し合い、最善の案を班の決定事項とし、全員で復唱する。できるだけ職員も同席、立会いできるようにする。

75	各作業班毎に KY シートを使用して当日の作業内容の危険ヶ所(行動)を作業員に発信させ、危険ポイントを抽出している
76	各持場ごとに各人が指差呼称を実施し、本作業に取り掛る(現地 KY、SG5 の活動方式)
77	各職種別(大工、とび、土木等)に安全朝礼の前後に 10~15 分実施している。内容は各職種の当日の作業内容による。
78	各職種毎に、前日の安全ミーティングで当日の作業内容により危険ポイントを上げ、全員で(グループ)実施する
79	各職長がグループに分かれ、KY ボードを用い作業内容危険箇所等を職長が説明し、それに対して作業員より各自の意見をのべさせる。
80	各職長ごとに用紙を使用して、独自に行っている。
81	各班ごとに当日の作業内容に合わせて危険予知活動を行う。当日の司会を毎日変えたりなど多少の変化を持たせています。
82	各班への作業掲示の終わったあと、今日の作業の中の危険のポイントを皆で話し合い、その対策を確認する。 1 今日の危険のポイントはこれだ! 2 私達はこうする。〇〇〇ヨシ!
83	危険・有害なものを探し出して KY(危険予知)を行い、ATK(安全点検・確認)を行う。
84	危険が含まれているマンガ図数事例を提示し話し合う
85	危険予知シートを使用し、ここに何が危険であるかを聞き(危険の芽)、その後どうすればよいか(対策)。このようなケースの場合は、私たちはこうするというような手順にて活動している。
86	危険予知活動表(黒板)にて作業前に実施
87	危険予知訓練のビデオを見せ、実地訓練をさせる
88	危険予知黒板を利用し、本日の作業場所で現地 KY を実施し、各自予知、各自にそれに対する意見を述べさせ、その項目に付いて全員で再確認し、作業に着手している。
89	危険要因をだしあう、重要な危険を絞り込む、安全対策を話し合う、行動目標を唱和する、個人別 KY の実施
90	協力会社の KY 教育実施
91	下請の職長と作業員が当日の作業内容に対し、各グループ(職別)にてボードを使用し実施、社員がそれに立ち会う
92	月 1 回の安全訓練(4 時間)。新規入場者教育。毎日の打ち合わせ(各職長)、朝礼(全体)、KY ミーティング(各班毎)
93	月一回、全員による教育活動
94	月一回開催の現場担当者会議で実施
95	月一度の安全訓練および、毎朝礼後のツールボックスミーティング、ヒヤリハット報告推進会(週一回)。
96	元請の現場毎のスタイルで実施
97	元請の指示で。
98	元請会社の指導によるが、朝礼前に KY シートを記入(各自)、朝礼後に KY ボードに記入(グループ単位)などと、各自に意見を言わせる。
99	元請工事においては現地 KY の実施、下請工事では元請の指示による KY 活動のほか、現地 KY の実施を独自に行うよう指導している。
100	元請社員の立会
101	元請方式
102	現場での TBM
103	現場で現物の現状を確認させ、それに基づいて危険性の高い作業を選び各自の行う作業手順を確認又は見直しをさせる。
104	現場で工程別に。(2 件)
105	現場によって異なるが、一般的には職長が発言者を二、三人指名し、4ラウンド法を短時間で実施している。
106	現場に即応した安全指導を行うと共に、職長、オペレーターはその日行う現場内の状況を作業前に調査を目で見て行う。
107	現場会議室で、各作業毎にわかれ、班別として実施、掘削工、二次覆土工、インパート工、杭外作業等リーダーは、各作業主任者、司会者は副作業主任者 KY 板に作業員ひとりひとりの意見を記入
108	現場乗り込み時に資料にて教育
109	現場朝礼後、作業場所にて作業エリア人数にて各人の作業に対する危険ヶ所を各人が発言し危険予知をおこなっている。
110	現場朝礼時に作業内容に合わせて、作業員 1 人 1 人に危険予知を徹底し全員で協議して結果を記事にする
111	現地で KY ボードを活用して実施している。(2 件)
112	現地での TBM 時に各作業に対し説明と質疑による方法
113	現地で予測される危険箇所を是正し、この安全行動を確認する。
114	現地に kyk の実施と作業開始前、5 分間の点検、(健康確認、安全設備確認)実施。
115	現地にて、全員で危険をリストアップし、その中で特に注意する事項を選出する
116	個々の作業別に別れ本日の作業内容の説明後、この作業内容に起こりうる危険の発掘及び対策。
117	工事工種ごとに分かれ、1 名ずつ作業時の危険ポイントを発言し、その中でもっとも危険度が高いものと、多発性があるものを、ピックアップし、改善策を考える。
118	工種ごとの危険を具体的に特定し計画実行する
119	工程安全会議の席上で、各プロジェクトで担当者が発表する。
120	行程打合せ会議で問題となった、作業、行程等を主題とした危険予知活動の実施指導
121	行動目標をタッチ・アンド・コールで 3 回連続指差呼称する
122	黒板に書いたことを KY 日誌に安全担当者が転記する

123	黒板等を使用し各グループでその日の作業内容、危険のポイントを検討する。
124	今日の作業工種に機械施工、作業員施工にどのような危険が潜んでいるか、作業員各自で割出し(3項目)私達はこうする、と安全作業に対する方法を決める。作業員同士の監視は毎日のKYに含まれる。
125	今日の仕事においてもっとも危険となる内容の職長が発表し、それについての危険防止方法をみんなの考えを発表させる、と同時にその他、危険と思われる内容も発表させる。仕事中の危険防止として職長がグループで確認し注意し合う。
126	作業グループごとに現地で当日の作業(予定)から想定される危険のポイントを抽出し、安全上の注意点を確認する(黒板またはシートを使用)
127	作業グループごとに特にヒューマンエラーの防止に努めている。
128	作業グループ毎に本日の作業内容を確認しその中にどのような危険がひそんでいるかをひろい出し、その項目毎に対策を出し、当日の一番危険と思われる物を全員で3回合唱する。
129	作業ごとに10人以内でグループ10分程度
130	作業チームごとにKY4ランドを実施する。最近は一人KY活動を取り入れ、不安全行動の撲滅運動を展開している。
131	作業に入る前に全員参加で当日作業の危険について話し合い安全な作業方法を考える。
132	作業の手順に沿って、各々の作業での危険を予知し、その対策と考え、行動目標を取り決め、実施する。
133	作業員の建設的な意見を引出し、その意見はできるだけとりあげる。作業内容、方法、手順、時間、順序、他職種との関連、片付け、災害事例など
134	作業員全員参加により危険ヶ所の洗い出しを行いそれに対する対策を行い現場に反映している
135	作業開始前リーダーにより作業予定の説明、予測される事故、予防を作業員同士で話し合い、まとめたものをリーダーが確認。
136	作業開始前、作業員同士で打ち合わせ。
137	作業開始前TBMでKYKを行い、それに職員が立会い、指導する。
138	作業開始前に、ボードを使用して当日の作業内容から危険作業についての予知活動を実施している。
139	作業開始前に各自で現場点検を行い、気付いた点をSC-5用紙に記入し現地KYの時発表する
140	作業開始前に協力会社主体で行います。作業時における危険と思われる状態をいくつか上げそれに対する対策を作業員全員で考えます。その中で一番危険と思われることを選び、その対策を今日のワンポイントとして全員で唱和します。又、字つう際に作業を行う場所に行き行って行う「現
141	作業開始前に全員での打ち合わせを行う中で危険に対する注意、対処などを話し合う後に一般的な作業前ミーティングで再度黒板を使ってKYを行う。
142	作業開始前に全員を集め指名したものに当日の予測される災害、対策について具体的な実施方法を指示。
143	作業開始前のKYミーティング(ボード使用、全員参加)
144	作業開始前当社安全カレンダー(日めくりタイプ)にて1 本日の作業内容 2 危険箇所(どんな危険がひそんでいるか) 3 安全対策・指示 4 行動目標(実践するためチームの行動目標を設定し、唱和する) 5 ワンポイント項目に順じてKYを実施し、各人がサインして確認する 以上を毎日朝礼終了後に職長中心に実施
145	作業現場を見ながら、リーダーが各自に名指しで発言を求め、全作業員に必ず発言させ参加意識を高めている。
146	作業指示KY
147	作業手順KYである、1 工種の作業手順を抽出し、その手順毎に対策を立案する。 3 それぞれの対策の内、最も重要と思われるものをワンポイントとして復唱する。 2 手順と対策に順序をつける
148	作業手順書にて具体的に指揮者名、誘導員名、オペレーター名等を図示して活動している
149	作業所での全員でのミーティング。危険箇所の指摘を全員で行う。
150	作業場所で作業グループ毎に、作業員全員(関係者)で行う。 1 どんな危険があるかを発表する 2 危険ポイントを定める 3 対策を出す 4 実行する対策(グループ行動目標)を決める
151	作業場所の危険要因を作業指揮が具体的に書出しておく
152	作業前に各班長に、分かれて、KY活動表に記入しながら実施、記入は作業時危険動作と対策を示し、全作業員全員参加して行う。記入した、KY活動表は、現場掲示板に掲示し、後日記入表は、保管する。
153	作業前に当日の打合せを行い、作業の危険予知活動を作業班ごとに分かれて行う
154	作業前の10分間位、作業員、現場代人等、全員参加で交替制で行っている。
155	作業前ミーティング
156	作業単位グループ毎に作業責任者が作業員へ作業内容、作業の指示を行った後、作業から出た危険要因から抽出した危険要因に対して書く作業員の対策を提案させ作業責任者がまとめる。
157	作業中に体験したものを発表させて、設備上の問題、行動上の問題、どのように解決したか、するのか、
158	作業内容、使用機械、責任者、危険な作業とその対策を毎朝シートに記入し、指差唱和し作業を開始。
159	作業内容により手順を記入、各作業員より手順ごとにその作業の予測される災害を発表、予測される災害に対する行動目標を発表、危険の頻度又は、知名度を考え重要危険を絞り込む、対策のポイントを簡潔に表現して全員で指差し唱和する。
160	作業内容に応じた危険有害要因を抽出し、それらの対処法を具体的に提案して、行動目標を決定している。
161	作業内容の確認。危険要素を各自発表→最も危険な要素を絞り込む。それに対してどうするのかを発表→絞り込む。統一して指差し呼称に。
162	作業内容の説明の後番割をして、各自の役割での危険ポイントと、行動目標を一回唱和して作業に付く。

163	作業班別に作業箇所で作業員からの発言を基に
164	作業班別に本日の作業内容の確認、それに対して想定される事故(2~3例)の対策(2~3例)を発言しその内で1つを今日の行動目標とする参加者全員の氏名、必要な資格を記入する。
165	作業班毎に実施(10人グループ以内)
166	作業班毎に職長がリーダーとなり、当日作業内容に対する危険予知を黒板に書き出し、最重要項について全員で指差呼称(合図は良いか、合図ヨシ!)を行い作業を開始している。
167	作業班毎に当日の作業内容を買い戻し、その中で危険を見つけ、その対策を考える。
168	作業標準を作成し、職長及び作業員全員でKYKを実施し、まとめて安全帯を全員で復唱し作業にかかる。
169	作業別にできるだけ少人数で作業員ひとりひとりの本日の危険なポイントを拾い出させ、その対策を発表させる。
170	作業別単位での少グループで毎朝、今日の作業の中での危険を全員で話し合い、一番重要と考えられる事を皆で安全作業の遂行につとめる、全作業員に一言ずつ危険予知の発言をさせています。
171	作業毎に作業員より起こりうる災害を発表(2~3件)してもらい、それに対する対象を全員で検討し、KY用紙又は、KYボードに書き掲示板に掲示する。
172	参加者の確認
173	指差呼称を取り入れた、ワンポイントKYを実施させています。その日の作業から起こりうる危険への対策、行動を4つに分けて整理し、かつ2.3.4項目をワンポイントに絞り込む。1 どんな危険が作業の中にひそんでいるかを拾い出す 2 危険項目をワンポイントに絞る 3 あなたならどうする(重要項目に対する実施事項を決める) 4 私達は、こうする(チーム行動目標を決める)指差呼称により、目標を唱和する
174	指差唱和で点検。1ラウンドとして危険のポイントを決め、2ラウンドで、本日の行動目標を決める。行動目標をそのまま唱和させる。KYボードに記入し、作業員に周知させ、現場内に掲示する。
175	施工計画審議時に作業所特有の危険を予知し、記録するそれを入場時教育で周知する。
176	自主パトロール時、作業場所を実施
177	自分ひとりで判断して作業を進めない。
178	実践できる行動目標を決める
179	従来の4ラウンド法に基づいて実施
180	重要危険要因について、実行可能な対策を出す。
181	書出した事項の対策をそのグループ全員で討議する
182	小集団グループに分かれて、リーダーから当日の作業内容、前日の作業打合せの注意事項及び元請からの指導事項の説明後、本日の作業における危険なポイントをグループから一言づつ出してもらう。その中で重要と思われる事に対する安全対策を複数上げて、全員で本日の行動目標として一項目決めて全員でタッチアンドコール!〇〇〇よし。ゼロ災でいこうよし!
183	少人数なのでZR法と使用。
184	職員がKYペーパー又は、ホワイトボードに。1.今日の作業。2どんな危険があるか。3.私たちはどうする。4.今日のグループのワンポイントを明確にして一人一人サインをする。
185	職種別グループ毎にワンポイントKYTを実施
186	職長が作業員に本日の作業から予想される危険を聞きます。主な意見を聞きそれに対して危険を防ぐための行動を決めます。(作業中守られているかリーダーがチェックする。)設備・機械・工器具使用材料などを責任者を決めて安全点検・確認をさせる。(間違いなく点検確認したかリーダーがチェックする)
187	職長に当日の作業内容説明とそれに対する危険ポイントの唱和
188	職長をリーダーとして、作業員全員で作業手順に基づき、実作業の危険のポイントを洗い出し、「本日のワンポイント」を決め全員で唱和して安全意識の高揚を図っている。
189	職長を中心に毎朝10分程度行う
190	新しい工事に着工した時又は新しい工程に入る時(例えば床掘地山の掘削)全職員と協議し、土質に適応した、掘削、法面勾配等を決めて施行に着手する。
191	設備の点検
192	前日、又、耳にした事についての報告、又本日の仕事内容についてのKYKが起こりえる対策を話す
193	前日に安全打ち合わせ。当日KY活動。指差し故障にて確認。業種単位に実施。
194	前日の作業打合せにより、職長が協の作業内容の説明及び徹底を計る。それに対する危険、注意点、対応を話し合う
195	全体朝礼から参加し、TBMに移って全員の意見、発表を聞いた後安全に達するコメントを並べる。各自が持ち場へ着いたら各々が危険と思う点について意見を出し合い短時間でまとめ指示・指導を行う
196	全体朝礼の後、作業グループKYを行い、作業実施場所で現場KYを実施
197	全体朝礼後、各作業班に分かれ、再度職長が当日の作業内容、作業場所、各持分、関係する他業者の動行等の確認を行った後、4ラウンド法にもとずき、各々の意見を取り上げ、KY黒板に記入しながら、当日の行動目標を決め、作業にとりかかっている。また、職長はその実施報告書を元請に提出し、元請がチェックし、不備があれば指導している。
198	他所等の共有事例参照
199	体験例を発表したり、月一回の災防協でグループ討議を実施

200	体操、朝礼後作業別に職長をリーダーとしてKY 活動を行い、リスク評価・対策を決め唱和し、元請職員より前日の安全作業打合わせ時における安全指示、指導内容を周知している。
201	体操・安全朝礼・ミーティングの後で各社グループに分かれ、職長が中心となり、その場で実施しているが、マンネリ化を防ぐ為に、時には社員も混じって危険要因を提示して、一人一人が認識の上、行動できる様にしている
202	対策についても、1 人づつ発表する
203	朝の KY
204	朝ミーティング時に作業の中からの危険予知を取り上げて取り組む(会社からと、作業員から)
205	朝集合(休憩所)した時に作業内容、手順を説明し危険箇所、作業内容を把握する。広場にてラジオ体操後の KY では復習的な意味合いで、その日の要点行動目標を決める。
206	朝礼(体操、作業指示 etc)後、職長が中心になり工種(業者)別に実施。健康確認、服装・保護具等の確認 危険要因->対策->重点目標->ワンポイント
207	朝礼において職長が先頭に立って今日の作業内容において指示。事故、災害事例において過去の例
208	朝礼にて当日の作業及び注意事項を職長により伝達させた後、全体の作業配置を周知させた後に各班に分かれて職長が中心に予知活動を行う
209	朝礼の後、職長が再度本日の作業内容を確認し合い作業員一人一人を指名し、今日の危険なところは?じゃあどうすればよい?と、きく。答えられなくても、毎日全員に聞くようにしている。
210	朝礼後、各協力業者責任者リーダーにより職員##の下で実施している。
211	朝礼後、作業実施前に職長をリーダーとして当日作業手順を基に2p方式(危険のポイント、それに対する行動目標)により、実施している。
212	朝礼後、その日の作業内容の説明後、作業中の危険箇所行動上の危険等を出してもらい、それに対する対策及び行動について安全作業が出来るように気を付ける点を出してもらいます。そして行動目標を決めて、全員で唱和確認します。
213	朝礼後、各グループに分かれ、活動を実施し一部の現場では張り出し型シートを掲示している。
214	朝礼後、各作業グループがKY 活動を実施、KY 活動内容のチェックを行い、その日の各作業グループに指示・指導を行う。
215	朝礼後、各作業班毎に分かれ、班長主導の下に黒板と記録シートを用いて、その日の作業の危険ポイントを皆で話し合う。
216	朝礼後、各作業別に現地にて、職長をリーダーとして作業手順を基に、2R 方式により実施しており、当社担当者は、これに立会い確認をする。
217	朝礼後、作業グループごとに分かれ、リーダーが一人一人に声をかけ危険要因を出し対策をねり、その中で特定し皆で確認し再度現地にて一人 KY をくり返す
218	朝礼後 KY 記録用紙を使用し職長を中心に実施、結果を安全広場に掲示する。
219	朝礼後 TBM の際に当日の作業に合った KY シート等を使用し班毎に一人一人の意識を高めていく。詰所に KYT・KYK シートを貼り目に付く様にして、安全教育及び日々の危険予知意識を植え付ける。
220	朝礼後に各会社毎に分かれ「KY ボード」を使用し実施している。基本的には職長がリーダーとなり、整列、番号、作業員の健康状態の確認から始まり、「どんな危険が潜んでいるか」「危険のポイント」「私達はこうする」「重点実施項目」「チーム行動目標」「指差確認項目」に従い実施しています。
221	朝礼後に各作業分担毎にわかれて、グループ毎に KY を打合せ記録に掲示する。社員の補足を書き加える
222	朝礼後の KYK。
223	朝礼後職長単位で実施し、記録に残している
224	朝礼時、ATKY 活動を実施し、各作業員から意見を出してもらい、書面にし、掲示。当社では、工事着工前に各現場ごと、マネジメントシステムの中で、危険有害要因を考慮した「工事安全衛生計画」の作成、指導を実施。
225	朝礼時、KYT シート黒板を使用、作業員全員出席。
226	朝礼時、各作業グループに分かれて、輪番制によるリーダのもと、本日の作業にどんな危険が潜んでいるかの現状把握とし、危険のポイントを出し合い対策を立て、報告書又は、KY ボードに記入しています。
227	朝礼時、作業確認。作業員一人ずつ、発言義務指導。
228	朝礼時グループ別に危険を予知、注意しあう。
229	朝礼時に各協力業者ごとのグループに分かれ当日の危険作業について危険予知活動を実施している。
230	朝礼時に各作業班ごとに集まり、KY ボードに職長が記入しながら、全員で危険予知活動を展開している
231	朝礼時に各職庁(土工、鉄筋、大工他)毎にグループ分散して危険予知シートの専用用紙を使用して約 5 分間位実施する。
232	朝礼時に黒板もしくは用紙を用い協力会社が実施したものに現場担当がコメントを実施
233	朝礼時に作業員ひとりひとり作業内容を確認。前日作業打ち合わせに元方職員と協力会社間で作業手順と予想される危険への対処を確認。
234	朝礼時に職種別グループで実施し、記録する。実施記録は昼の打合せ時に元請へ提出させ、確認印を押印している
235	朝礼時に職長に依る、その日の作業内容の説明、作業内容に起きうる危険予知を話し合う。
236	朝礼時に全員を集め作業内容を説明し、作業内容別に安全重点目標を決め作業方法を再確認し作業に移る様にしている。
237	朝礼時に当日の作業についての危険予知の実施、特に注意が必要と思われる箇所には、ステッカー貼付し、現地 KY を実施する様ルール化している。

238	朝礼時に当日の作業に対する安全指示を職長及び元方より発表される、その指示事項を中心にして、各グループの職長が作業員に対し、おしつけでなく自由にしゃべらせまとめてゆく形式をとっている。内容は所定の用紙に記入し、船員に確認のサインをもらい、掲示する。作業終了時、実施確認を所長がする。
239	朝礼時に当日の作業内容について作業班ごとに実施。
240	朝礼時のKYを各グループに分かれて作業する場所を行う。
241	朝礼時のミーティングでの予知活動。翌日の打ち合わせ時、危険予知、指導指示、施工手順書作成時の危険予知教育。
242	朝礼時の全体KY活動に続いて書く持ち場において現地KY(1人KY)によって注意喚起を実施
243	朝礼時ホワイトボードにて当日作業、鋼種別に危険余地の箇所をピックアップして全員に周知させる。
244	朝礼時現場全体のKY。朝礼終了後各作業のKYK。
245	朝礼時作業内容と作業手順、危険予知、資材の搬入について職長より発表させ、作業員チームで打合せを行っている。
246	朝礼終了後、KY終了後に数分程度行う。
247	朝礼終了後リーダーが作業員に作業予定を確認、作業員が危険予測を話し合い、リーダーがまとめ全員で唱和による確認。
248	朝礼終了後、各工種グループ毎に別れてKYKを実施している。
249	朝礼終了後、各職種別に別れて、20～30分実施。
250	朝礼終了後、作業内容を把握し、各自予想される災害を上げ、それに対する回避方法を考える。
251	朝礼終了後、当日の作業班に分かれて行う。
252	朝礼終了後、班毎に15分程度実施。
253	朝礼終了後、各作業種別毎に、作業場所で、職長が主体となって、なるべく各作業員からの発言を促し、報告書にまとめて、再度職長が確認しながら読み上げる。
254	朝礼終了後、各班毎に行う。各自に意見を出してもらい、用紙に記入して職長が最後に、読みあげる。ポイントは一つに絞り、声をかけあう。
255	朝礼終了後に各職種に分かれて、KY黒板(又はKYミーティングシート)を使用して本日の作業内容に対する危険予知とそれに対する対策を樹てる。
256	朝礼終了後の安全ミーティング時に当日の作業内容について各作業班毎に危険予知活動を実施している。
257	朝礼終了時、職種ごとに集まり、ミーティング報告用紙を使用して、職長をリーダーとして行う。
258	朝礼前のミーティングで本日の作業を確認し、それに対する"危険"を作業員に出させ、対策を検討する。その後、一番を重要となる要素を選び、指差し呼称を行なう。
259	朝礼並びに定時打合せにて各職長より意見を発表させ、当日作業内容における危険有害要因を特定し、対処している。
260	通常行われているやり方。危険箇所を出し合い、それについて私たちはこうする」を記入し、記入しておく。
261	当社は、「作業手順KY」を実施しており、作業班ごとにその作業を実施する現地に於いて、当日の作業手順各々の内容に基づいた危険予知を行うようにしている。実施方法はリーダーを定め、問いかけ方式により実施しており、その結果はその作業と実施する現地へ掲示する。
262	当社は現地KY活動を行っており、朝礼後、実際に働く現場において、まず、機械、設備等の点検を行い、次に危険のポイント(行動に伴ったもの)を唱和し、「私はこうする」という行動に対しての唱和を行っている。
263	当日、誰が、何の作業をするか明確にし、そこで想定される危険を洗い出す。
264	当日の最も危険と思われる作業について発生すると考えられる災害に対して、管理面、物・設備面、作業方法面、人的面から予想される危険と対策を作業員全員より意見を出させて、指定様式に記載。
265	当日の作業における危険予想を掲げ、対策を協議させる。
266	当日の作業に対する危険、有害要因を発表させ、基本的な安全対策を設定する。
267	当日の作業に予想される災害を具体的に列挙させ、3項目程度について、対策を話し合い具体的な対策や、行動で対応する様指導しています。2ラウンド方式で実施しています。
268	当日の作業の予想される危険作業について、防止方法等を予見する
269	当日の作業工種における危険要因を洗い出し、やっちはならぬこと、守らなければならない事項を全員に発表してもらい、各自確実に励行するように指示し、作業中も互いに注意しあう。
270	当日の作業工程における危険予知をTBMで作業員全員より班長がブレストリングを実施し特に重要なものを本日のワンポイントとし全員で確認し事故防止対策としている。
271	当日の作業手順に基づき、予想される危険をグループミーティングで抽出、最も重大な危険に対する対策を本日の行動目標とする活動を職長をリーダーに実施する
272	当日の作業手順の確認時にそれに伴う危険が予想される事例をあげ対策を考える
273	当日の作業場に行って、従事する作業員と、担当職員とが一体となって、KYボードをしようして、おこない、最後に指差し呼称をして作業にかかります。
274	当日の作業内容、問うじつん作業で一番危険だと思うものを選びそれに対してどうしたら安全が確保されるか書く、又その作業が法廷有資格者がいるか確認する。
275	当日の作業内容と配置を確認する。2.考えられる危険のポイントを発言。3.2の中から重大なものを2～3点絞り込む。
276	当日の作業内容により、一人一人、担当作業の中より各一点をピックアップし互いに作業内容を確認。
277	当日の作業内容に対しての危険及び対策を作業員全員に考えさせる。

278	当日の作業内容を周知後、作業員一人一人から潜む危険を発表させ、それに対する防止対策を決定する
279	当日の作業内容及び安全指示事項等を職長(リーダー)から作業員に伝達し、その後全員から、危険のポイントと私達はどのようにするを挙げ唱和させる。
280	当日作業する場所において、天候、設備、現場等を各自の目で確認し、危険ヶ所また予想される危険を抽出させる。最後に作業者の健康状態を確認する。
281	当日作業における危険のポイント及び対策
282	当日作業における危険箇所、内容の確認とその対策を危険予知活動表に記入し、提出をさせる。
283	当日作業の中での危険だと思われる事を作業員にあげさせ、重要だと思われる事項を皆で決定しそれに対しての対策を皆から出させた後しぼり込んで、最終的にひとつにしぼり指差呼称する
284	当日作業内容で危険と思われる事故を黒板に記入、作業員からも意見を聞き、当日の安全実施項目を定め、職長の音頭で全員が唱和する
285	独自の計画危険要因予知活動(TPKY)を全社的に実施展開している。
286	日々の作業についてKY活動を参加者全員に指示徹底し、各グループに分かれて、現地KYにきりかえ参加者1人ひとりが活動に参加できるような方法で行っている。
287	日々の作業状態の変化や注意点をあげる。また作業内容に応じた危険のポイントをみんなで検討する
288	判別にKYシートを利用し記入。
289	非正常作業が発生した場合は、作業員一人ひとりが感性を高めるためにそのつど「現地KY」を実施する
290	本日の作業内容、手順の伝達。存在するあらゆる危険性についての意見吸い上げ。本日の作業と密接かつ一番危険と思われる点について最重点にそれを全員で唱和。
291	毎月一回の安全衛生協議会
292	毎朝、体操、朝礼後、職長(現場管理人)を中心に作業員全員で行い、KY活動用紙に署名させる。
293	毎朝の危険予知訓練。作業場所での実施、作業員の発言。
294	毎朝の朝礼終了後、各班に分かれKYボードを使用して危険予知活動を実施している。内容としては当該作業で予想される危険を、参加者全員で列挙し、それぞれの対策を具体的に考えて、全員に周知させる。
295	毎朝ミーティング時に全員に危険のポイントをのべてもらい、その対策を各個人で言ってもらい、その中で今日重要ポイントとして1つ黒板に書いて、全員で指差し確認をしてもらう
296	毎朝安全朝礼ミーティング時にその日の作業内容に即してKYTを実施。
297	毎朝作業開始前に職長を先頭に各作業職種ごとに分かれなるべく、作業する場所近くで具体的に作業内容を説明しその作業についての危険予知項目について検討する
298	毎朝朝礼時にKYKの4Rを実施し、TBM・KYK記録を残している。
299	毎朝朝礼終了時それぞれ各作業グループに分かれ、KYTシートを用い当日の作業に合った危険予知を行い、記載し、掲示して、作業に掛かる。
300	毎朝礼後各作業グループ別に行く。職長が中心となり、各作業員から本日の作業においてどんな危険があるか、挙手 or 指名で発言を求め4~5点あげた後重要な点を作業員とともに1、2点にしぼり対策(実施方法)を決め、ワンポイントコールを決め、ワンポイントコールを全員で行う
301	毎朝礼時、現地においてKYボードを使用 日々の危険作業の確認注意(箇所を全員で)事項を行っている
302	毎朝礼時、作業員代表による日常のヒヤリハット体験発表を実施、それを題材に上長が危険予知についてコメントする。
303	毎日、始業時に当日の作業内容の中から従事する作業員に危険となるポイントを発表させ、他の作業員に対策を発表させ、作業員全員に周知する。
304	毎日の安全朝礼時に安全担当者の安全、指示が各班で作業手順の確認、危険余地活動を行う。
305	毎日の朝礼後、各業者毎に当日の作業に於ける危険ポイントを全員で話し合い、その対策を決定し、実行している。
306	毎日の朝礼時に当日の作業予定内容に対し職長が作業員に対して危険の予知をさせ、その対策まで立てて、作業に入る。
307	毎日小団体が集まり、ホワイトボード黒板を利用して、危険作業の発見とその対策を皆で話し合う。
308	毎日職場が変わるので現場での状況により実施。
309	毎日朝礼にて実施。
310	予想される危険を3項目ぐらいあげ、それぞれの対策を考え、最も重要と思われる対策のポイントを全員で唱和する。

(21) ヒヤリハットに関する情報はどのように保存されていますか。また、現在保有している情報は何件程度ありますか。

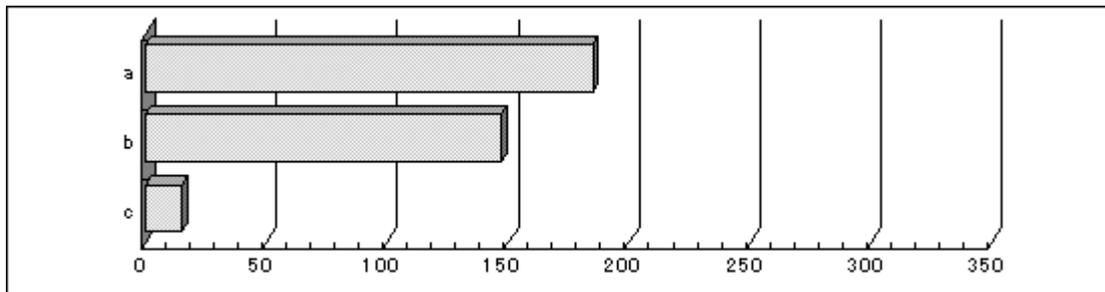
- a. 保存していない
- b. 紙面で保存している
- c. 電子媒体に保存している

過去（ ）年間で（ ）件

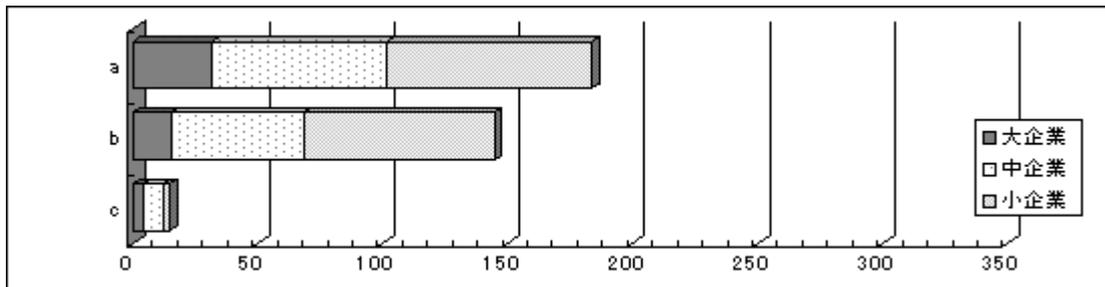
● 集計結果

回答	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
a	185	32	70	82	53	59	64
b	147	16	53	76	39	53	49
c	15	4	8	3	2	6	7
不明	8	0	2	6	1	5	6
計	355	52	133	167	95	123	126

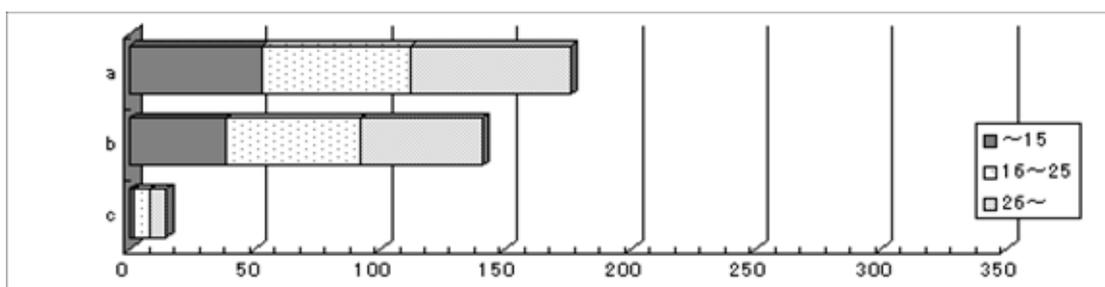
● 全体 N=350



● 企業規模比較



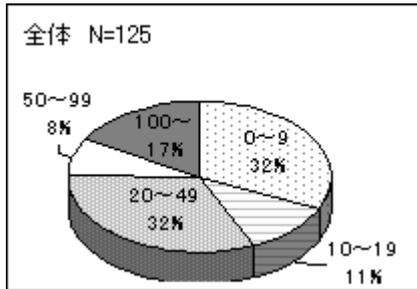
● 経験年数比較



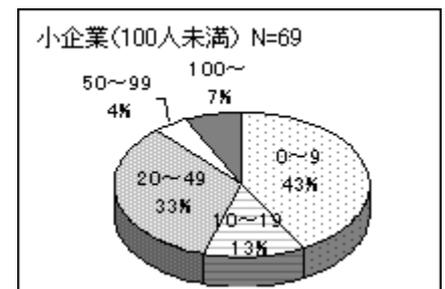
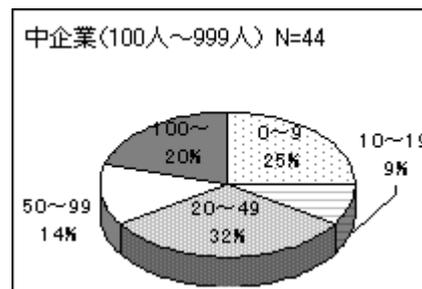
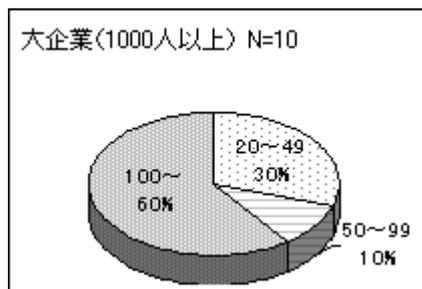
● 集計結果(件数:1年あたり)

回答(件)	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
0～9	40	0	11	29	11	11	18
10～19	14	0	4	9	4	6	4
20～49	40	3	14	23	7	19	11
50～99	10	1	6	3	3	4	3
100～	21	6	9	5	2	8	10
計	125	10	44	69	27	48	46

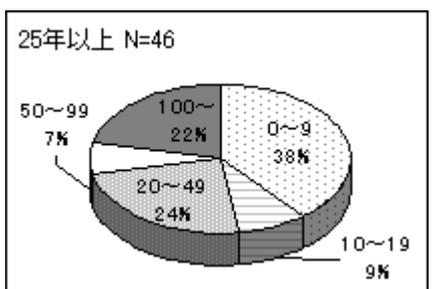
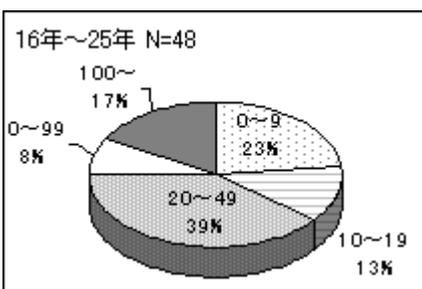
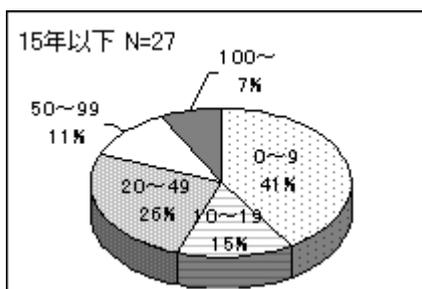
● 全体



● 企業規模比較



● 経験年数比較



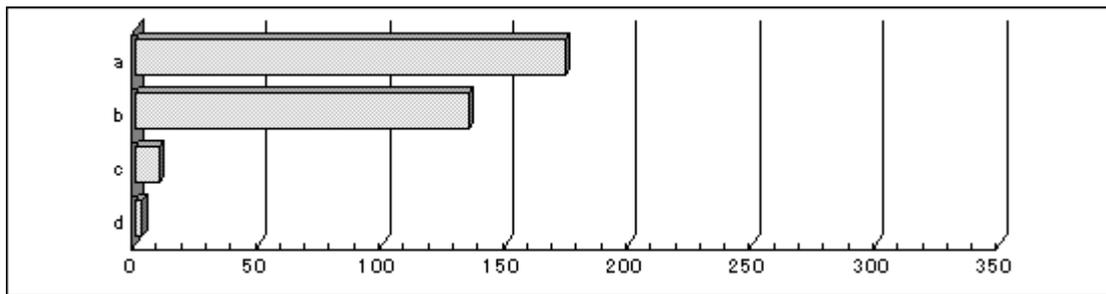
(22) ヒヤリハット活動では情報をどのような形態で利用されていますか。また、それにどの程度の時間をかけていますか。

- a. 講習会等のテキストに掲載されている情報を利用
- b. 社内の業務でのヒヤリハット報告書を紙面で利用
- c. 社内の業務でのヒヤリハット報告書の電子化された情報を利用
- d. 社内の業務でのヒヤリハット報告書の電子化された情報をネットワーク上で利用
(_____) 時間/週 (5日)

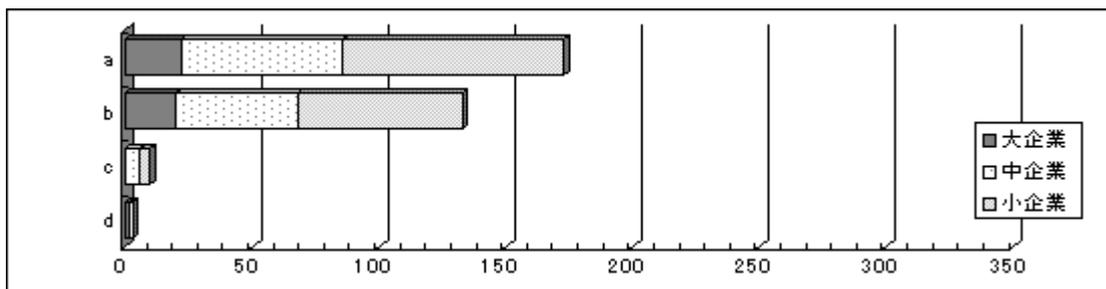
● 集計結果

回答	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
a	174	22	64	87	57	51	58
b	135	20	48	65	30	55	44
c	10	0	6	4	1	4	5
d	3	2	1	0	0	1	2
不明	46	10	18	17	8	16	21
計	368	54	137	173	96	127	130

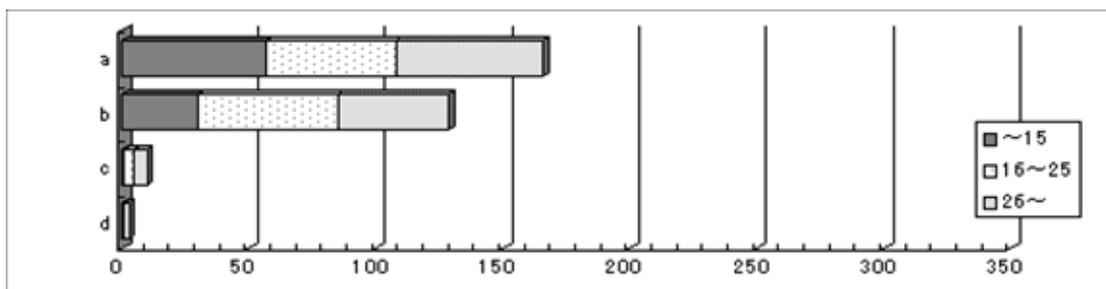
● 全体 N=350



● 企業規模比較



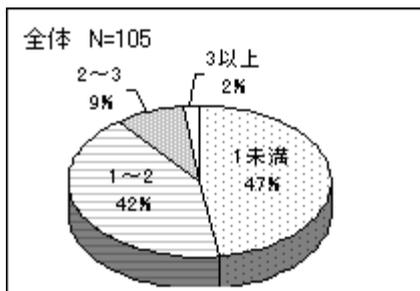
● 経験年数比較



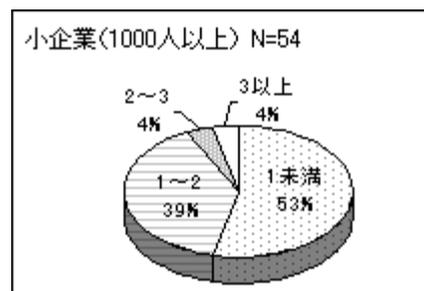
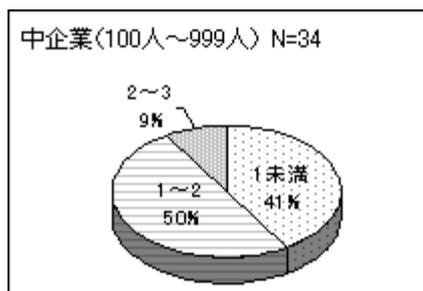
● 集計結果(時間)

回答(h)	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
1未満	50	7	14	29	9	18	22
1～2	44	5	17	21	15	14	13
2～3	9	4	3	2	3	5	1
3以上	2	0	0	2	0	2	0
計	105	16	34	54	27	39	36

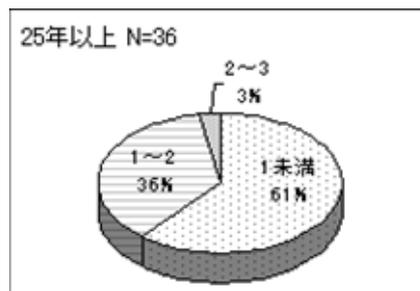
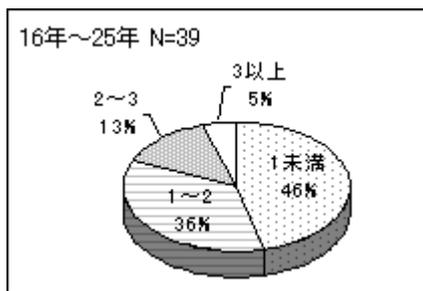
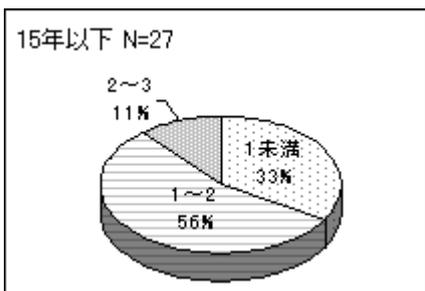
● 全体



● 企業規模比較



● 経験年数比較



(23) 実際に現場で起きた事故事例に関する情報はどのように保存されていますか。また、現在保有している情報は何件程度ありますか。

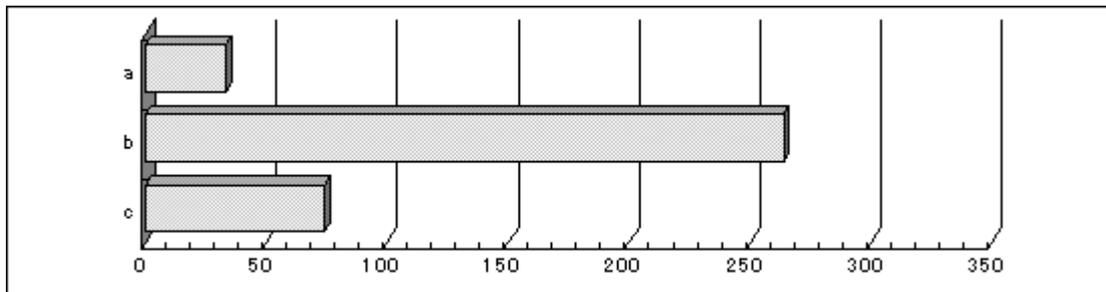
- a. 保存していない
- b. 紙面で保存している
- c. 電子媒体に保存している

過去（ ）年間で（ ）件

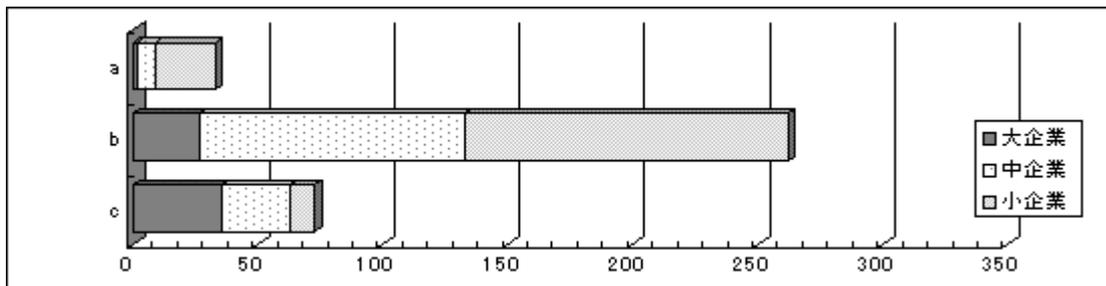
● 集計結果

回答	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
a	33	2	7	24	8	13	12
b	264	27	106	129	70	82	98
c	74	36	27	10	21	35	16
不明	13	1	2	10	2	4	6
計	384	66	142	173	101	134	132

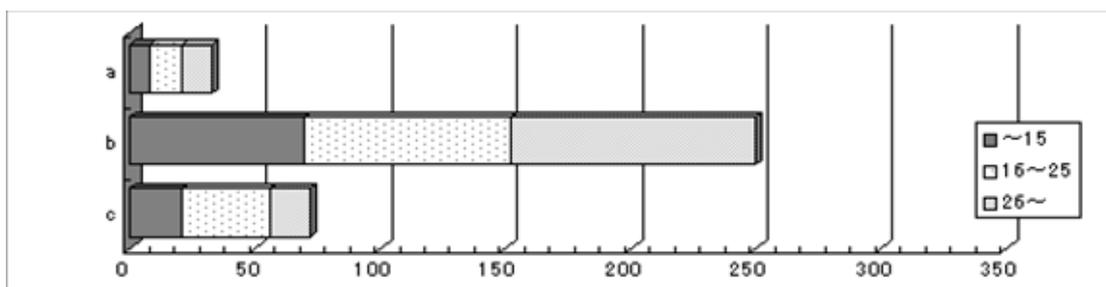
● 全体 N=350



● 企業規模比較



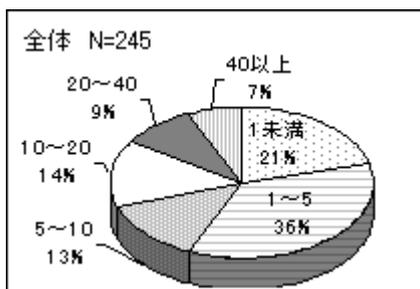
● 経験年数比較



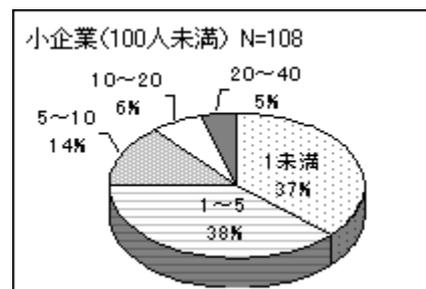
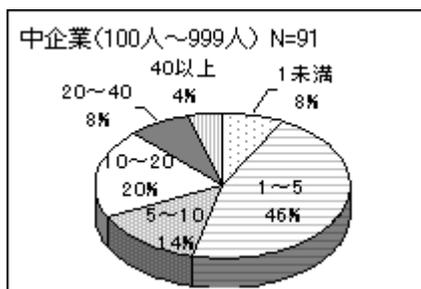
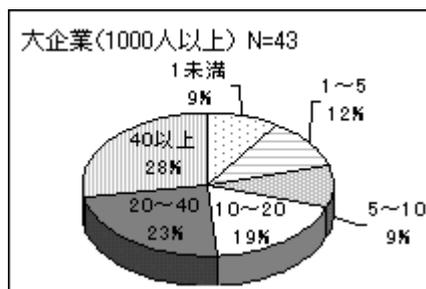
● 集計結果(件数:1年あたり)

回答(件)	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
1未満	51	4	7	40	11	18	22
1～5	88	5	42	41	28	25	31
5～10	32	4	13	15	7	15	10
10～20	35	8	18	7	7	13	14
20～40	22	10	7	5	4	9	7
40以上	17	12	4	0	6	8	3
計	245	43	91	108	63	88	87

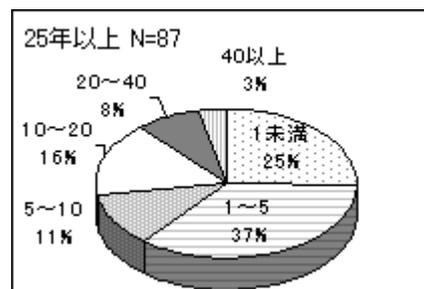
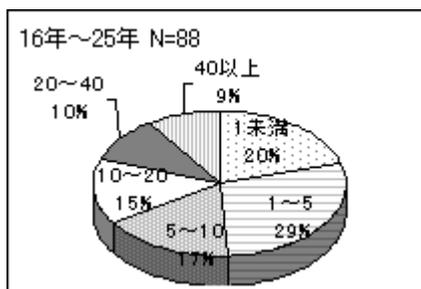
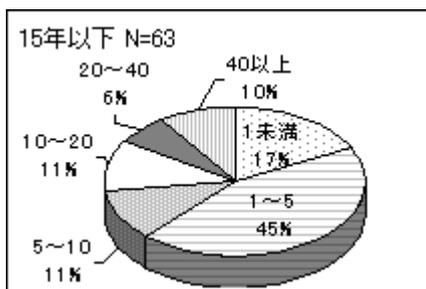
● 全体



● 企業規模比較



● 経験年数比較



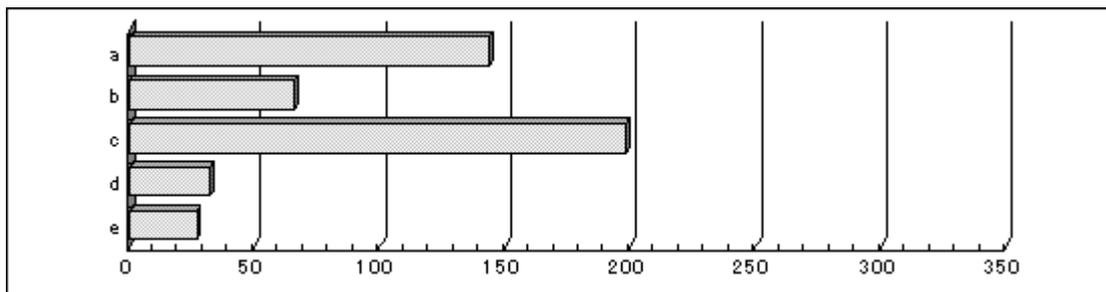
(24) 事事故例をどのような形態で利用されていますか。また、それにどの程度の時間をかけていますか。

- a. 講習会等のテキストに掲載されている情報を利用
- b. 新聞・雑誌等で報道された情報を利用
- c. 社内の業務での実際の事故報告書を紙面で利用
- d. 社内の業務での実際の事故報告書の電子化された情報を利用
- e. 社内の業務での実際の事故報告書の電子化された情報をネットワーク上で利用
() 時間/週 (5日)

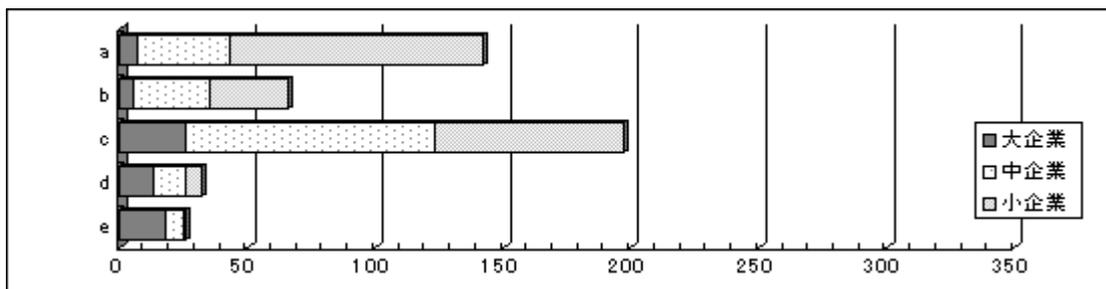
● 集計結果

回答	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
a	144	7	36	99	39	45	55
b	66	5	30	31	14	27	23
c	198	26	97	74	50	66	71
d	32	13	13	6	8	12	10
e	27	18	7	1	9	12	6
不明	10	1	3	6	2	3	5
計	477	70	186	217	122	165	170

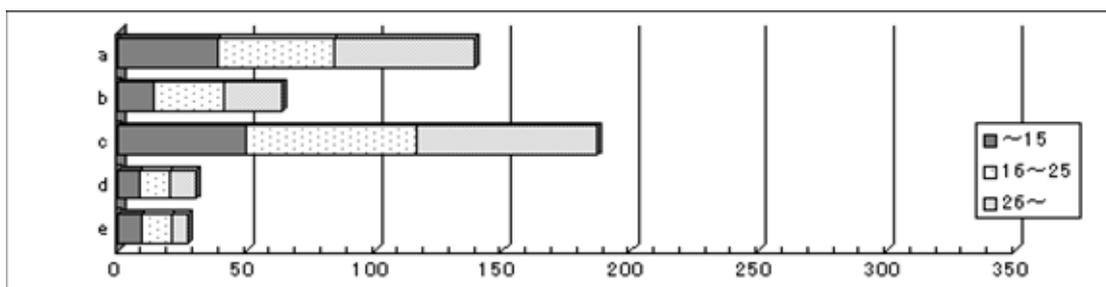
● 全体 N=350



● 企業規模比較



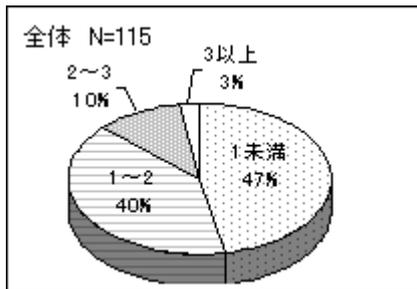
● 経験年数比較



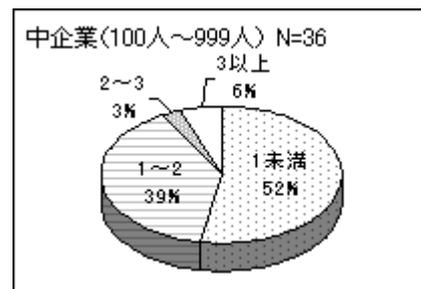
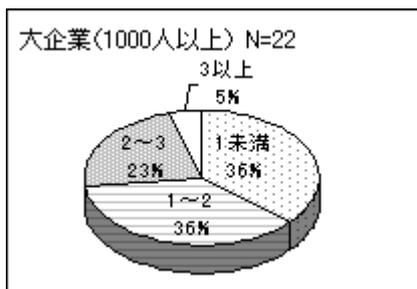
● 集計結果(時間)

回答(h)	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
1未満	54	8	19	27	11	23	20
1～2	46	8	14	23	18	14	13
2～3	12	5	1	6	3	5	3
3以上	3	1	2	0	1	2	0
計	115	22	36	56	33	44	36

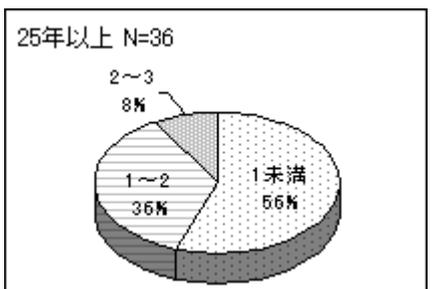
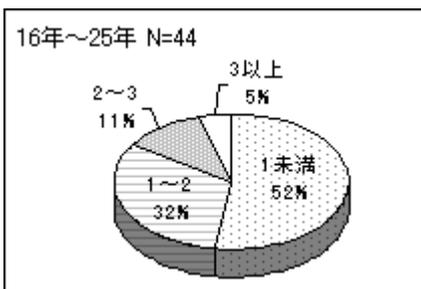
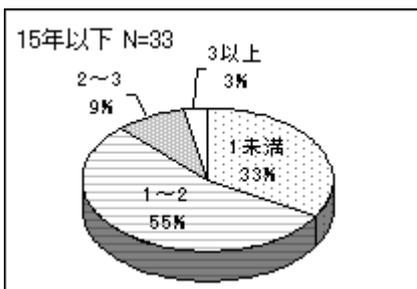
● 全体



● 企業規模比較



● 経験年数比較



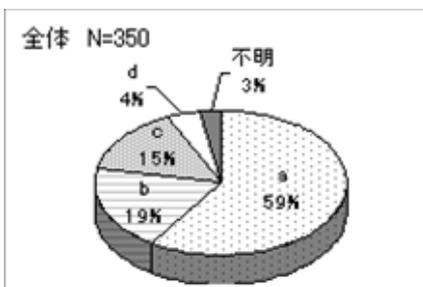
(25) ヒヤリハット事例及び事故事例の情報は社内で共有されていますか。

- a. 全社展開で共有している
- b. 部門内でのみ共有している
- c. 共有していない
- d. その他（具体的に_____）

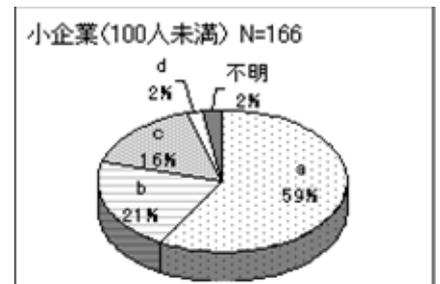
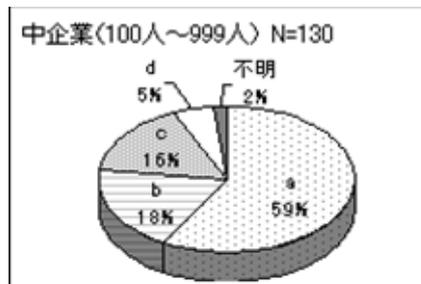
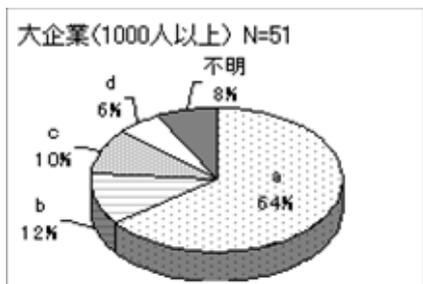
● 集計結果

回答	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
a	207	33	76	97	58	63	76
b	67	6	24	35	17	26	21
c	52	5	21	26	12	21	18
d	14	3	7	4	3	5	5
不明	10	4	2	4	2	4	4
計	350	51	130	166	92	119	124

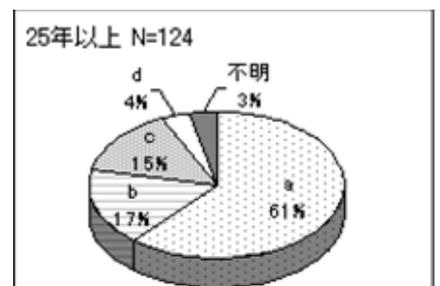
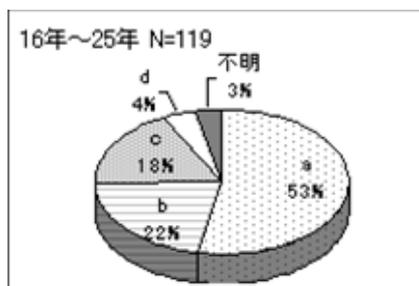
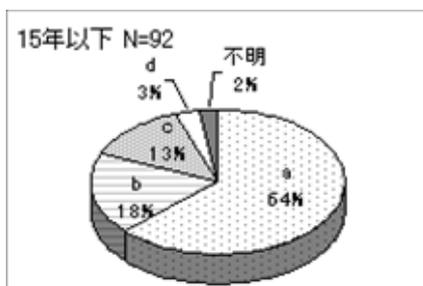
● 全体



● 企業規模比較



● 経験年数比較



● その他

- ・ ヒヤリハット事例は、行っていない
- ・ 事故事例等は、必ず安全衛生委員会で取り上げ、それを各部署で協議する
- ・ 類似件数上位項目の再発防止対策を指示
- ・ 監督会議、全体会議で全体検討している
- ・ 管理しているが共有されていない
- ・ ヒヤリハットは全社、事故事例は安全管理部
- ・ 元請の安全協議会資料等にファイル
- ・ 事故事例のみ全社展開で共有(3件)
- ・ 今後マネジメントシステムに活用するように考えている
- ・ 各現場が必要に応じて、実作業に類似する様な件を報告発表している
- ・ 主任以上で共有し必要に応じて全社で共有する
- ・ 毎月の店社安全衛生協議会で報告する
- ・ 施工部門で共有
- ・ 現場のみで使用している
- ・ 災害事例を共有
- ・ 今後労力気性マネジメントシステムにより部門内で共有可能
- ・ ヒヤリハット事例については各店内で共有される
- ・ できるだけ早く全員に通知することとしている
- ・ メール及び、紙面にて実施
- ・ 保存していない
- ・ ヒヤリハットは部門内、事故例は全社

4. 安全教育の実態

(26) 以下のような安全管理の総合対策の中で、特に効果的と思われるものについてお聞かせください。

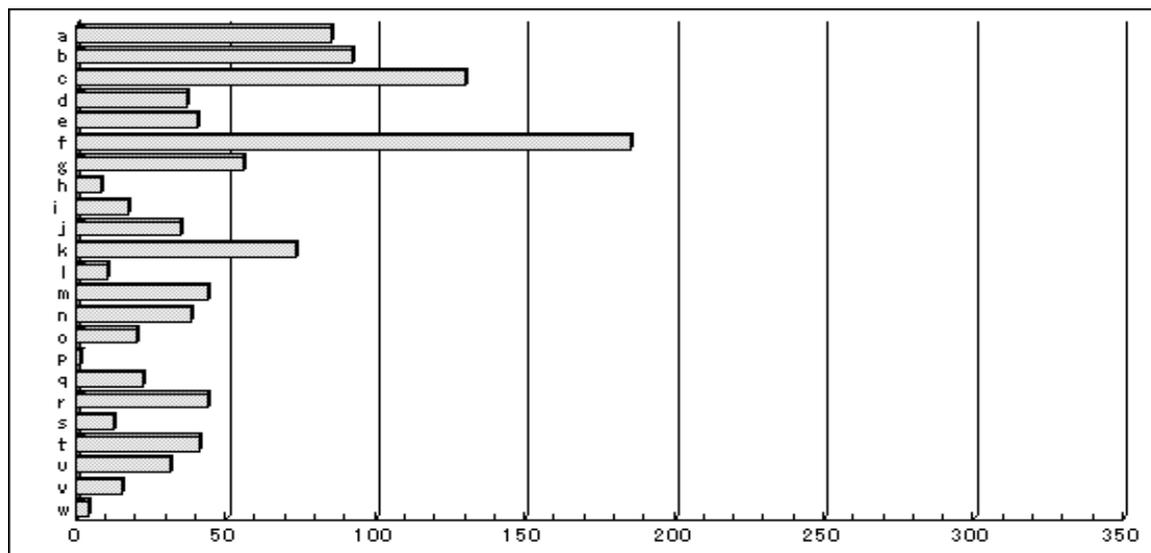
(重要と考えられるもの **3項目** を選択)

- a. 安全集会（安全大会、安全協議会等）の定期的な実施（月一回あるいは週一回）
- b. 作業所全員による安全朝礼及びラジオ体操の実施
- c. KY活動の実施
- d. 作業開始前点検の実施
- e. 作業標準等の作成と活用
- f. 毎日の作業打合せ・安全打合せの実施
- g. 新規入場者の受入教育（雇入教育）の実施
- h. 健康診断（雇入時等）及び定期健康診断の実施
- i. 現場安全当番によるパトロールの実施と安全日誌の記録
- j. 統括安全衛生責任者による巡視の実施
- k. 本社（支店）安全担当及び幹部による安全パトロールの実施
- l. 発注者主導による安全協議会・安全パトロール等の実施
- m. 協力業者による安全パトロールの実施
- n. 協力業者が実施する安全衛生教育（雇入時、特別教育、職長教育等）に対する指導及び援助
- o. 指差呼称の実施
- p. 持込機械使用届の提出と受理証シールの発行
- q. ツールボックスミーティングの実施
- r. 作業主任者・作業指揮者の適正配置（足場、型枠支保工、土留め支保工、クレーンの組立・解体、高所作業車の使用等）
- s. 就業制限のある作業における有資格者の配置（玉掛け、クレーン運転等）
- t. 持場片付・整理整頓の徹底
- u. 保護具（安全帯、保安帽、保護めがね等）の完全着用
- v. 立入禁止措置の徹底
- w. その他（具体的に_____）

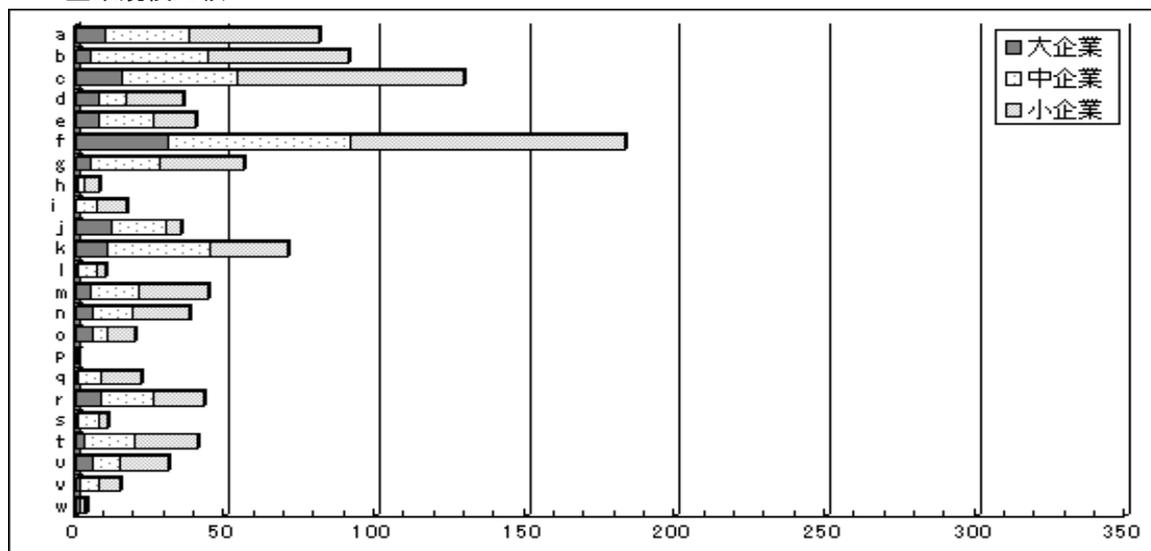
● 集計結果

回答	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
a	85	10	28	43	22	27	31
b	92	5	39	47	17	27	44
c	130	16	38	75	34	45	45
d	37	8	9	19	12	11	12
e	40	8	18	14	8	17	14
f	185	31	61	91	55	67	55
g	56	5	23	28	13	20	19
h	8	1	2	5	3	3	1
i	17	0	7	10	5	4	5
j	35	12	18	5	8	15	12
k	73	11	34	26	19	24	28
l	10	1	6	3	5	2	3
m	44	5	16	23	10	15	18
n	38	6	13	19	10	13	15
o	20	6	5	9	7	9	3
p	1	0	1	0	0	1	0
q	22	1	8	13	9	5	5
r	44	9	17	17	7	18	18
s	12	1	7	3	1	4	7
t	41	3	17	21	15	11	13
u	31	6	9	16	11	5	14
v	15	2	6	7	4	5	6
w	4	2	1	1	1	2	1
不明	3	1	1	1	0	2	1
計	1043	150	384	496	276	352	370

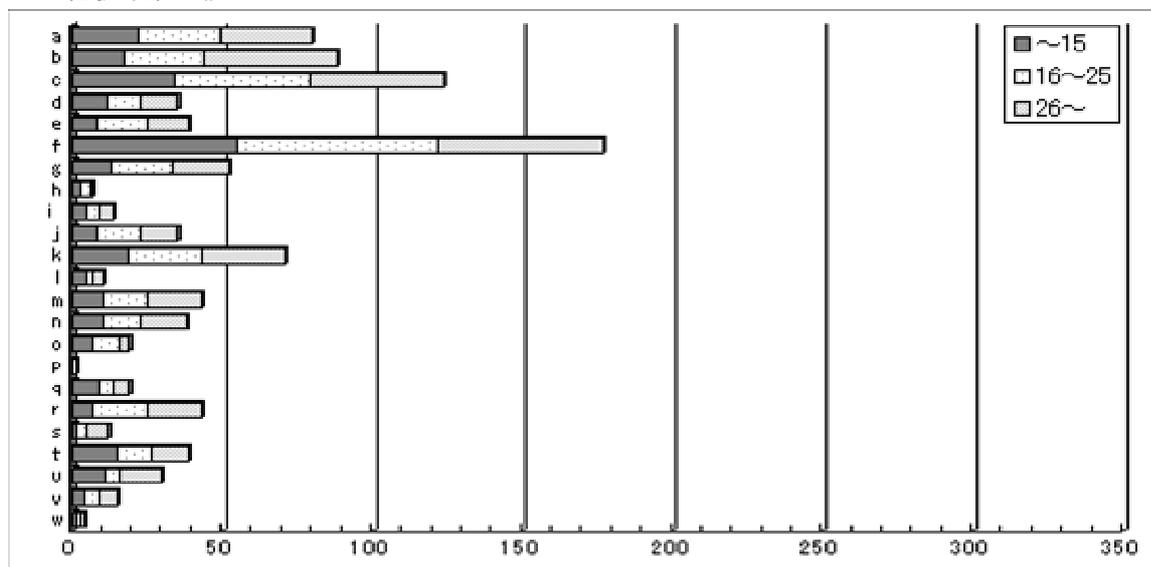
● 全体 N=350



● 企業規模比較



● 経験年数比較



- その他

- ・ 協力会社の自主的な安全活動への支援
- ・ 週一回会社の幹部が現場に行って現場作業員一人一人に安全作業に対して声を掛ける事
- ・ 事業主の安全管理意識の向上
- ・ 保護具の使用
- ・ 安全パトロールは強直業者の事業主も含め参加してもらい安全意識の高揚に勤めています
- ・ ここに書いてあることは安衛法にかかわることなので全て重要なことである。効果的かどうかという質問の意味が分からない
- ・ 職長の自覚と職務の遂行

(27) 墜落・転落災害の防止対策で、特に気をつけていることをお聞かせください。

具体的に_____

● 集計結果

No.	内容
1	安全帯の「着・使用」の徹底(110件)
2	足場等設備の点検(不安全箇所の排除)(22件)
3	開口部の明示と養生(45件)
4	立入制限の徹底(11件)
5	親綱の先行設置、使用(25件)
6	高所作業における安全帯使用の徹底(36件)
7	高所作業を極力少なくする施工計画(7件)
8	開口部の排除(7件)
9	安全教育や作業前の危険箇所の打合せ及び周知(9件)
10	保護具の完全着用、点検(17件)
11	手摺の設置(11件)
12	安全設備の先行設置(4件)
13	足場の確保、安全通路の確保(9件)
14	高所作業者の健康状態を回診等で確認し配置する。(5件)
15	作業箇所廻りの整理整頓(つまづき、転倒等)の危険要因の排除(14件)
16	作業前の作業手順の徹底(9件)
17	脚立・はしごは安易に使用しない、固定する。(3件)
18	～をしながらの行動をしない
19	「4090運動」の推進
20	1人1人が不安全行動に対して気をつけるよう指導(3件)
21	2M以下でも転落すれば死亡する事もある、必要と感じたら、手摺、命綱等の使用をさせる(2M以下でも)
22	2メートル以上の脚立の使用禁止
23	2重の安全設計をしてから作業にかかる。(安全帯と転落防止ネット。ネットが出来ない時はダブル安全帯の使用)
24	H=1.5m以上の作業ヶ所への昇降設備の設置
25	H=2.0m以上での作業床の設置及び、H=0.9mの手摺取付
26	KY活動での確認。 職長、グループ間での監視、注意。
27	うま足場及び脚立の正しい使用徹底
28	すべての足場板は両端をしぼるなどして必ず固定しておく。
29	その日の体調チェック
30	たとえば、足場作業、組立・解体においては安全帯着用、その他、作業中に取りはずした部門においてはすぐに復旧する。
31	タラップ、はしご昇降には、ロリップ使用。
32	トラック等の荷台から飛び降りない。
33	ハード面では、毎日の足場・路肩の点検、是正処置。ソフト面では、毎回、朝礼での訓示・安全大会・安全教育で資料を配付し、ビデオにて資格にうたっている。
34	ハシゴ、脚立の安全使用
35	パトロール、統責者巡視での指摘事項の即時是正。
36	バリケード、カラーコーン等で場所の明示
37	ビデオを作業員に見せくり返し教育している。
38	ヒヤリハットの集計から外部足場上からの要因が多数占めている。作業前、作業範囲内で足場設備の点検を行っている。
39	ブラケット足場を設ける時には壁との隙間に気を付け、又結束して使用する。
40	まず作業員に対し、本日の作業は墜落・転落がありうる作業であることを自覚させること。次に、安全帯のフックをかける安全施設はすでに設置してあること。
41	リスク評価のレベルにより対策を立案しているが、対策は人的資源に頼るものでなく、設備およびフェールセーフを目指した対策の計画と実施を指導している
42	ローリングタワーに手摺、中さん、巾木を設け、脚輪のブレーキを確実に作動させて使用。
43	ローリングタワーの昇降設備は内部足場方式とする
44	ローリングタワーは、普通建枠を用いて階段枠を設置する
45	悪天候時の作業中止
46	安衛法等の規制遵守

47	安全な作業床の確保(手摺(90cm以上・中棧)の設置)
48	安全な昇降設備・通路の確保(5件)
49	安全ネットの使用(7件)
50	安全パトロール
51	安全ミーティング
52	安全衛生便覧を作成 作業標準書を作成・汚用
53	安全作業基準(足場・開口部設備・通路)の遵守
54	安全施設の先行実施(ネット・親綱・足場)(3件)
55	安全設備(親綱等)の先行設置。(3件)
56	安全設備の強化 不安全行動の防止
57	安全設備の充実・点検・改造禁止(2件)
58	安全設備の設置状況及び設備の強度と作業者が安全設備の活用状況
59	安全設備の先行設置と指差呼称による安全確認を励行する
60	安全設備の不備による墜落・転落については厳しく指導している。開口部の覆いは、全社統一表示にしている
61	安全設備を速やかに又確実に実施し保守点検を行っている。
62	安全帯、ヘルメット等の保護具の完全着用、足場、手摺を十分に整備し、無理な姿勢で作業を行わないように注意する。
63	安全帯の使用状況の監視
64	安全帯の二丁掛けを徹底し、足場上時の支柱を利用した親綱の設置を実施している
65	安全帯を使用しなくても作業が出来る設備になっているか
66	安全帯を使用する為の手摺先行型の使用に努めている
67	安全帯訓練台の設置
68	安全帯取付整備の設置
69	安全朝礼及び TBM・KYK で作業員に徹底
70	安全通路の点検
71	安全通路をとり立ち禁止の場所に勝手に入らない、足場外側のつたい昇り、つたい降りは絶対しない。
72	安全通路通行時ルート遵守の徹底
73	移動はしごの完全固定
74	移動を伴う場合は W フック安全帯の使用
75	一声掛運動を実施
76	可搬式簡易足場よりの災害が多いので、次の事項に注意しています。(1 昇る前に開き止め確認 2 手に持って昇降禁止 3 背面降り禁止 4 設置場所の確認 5 無理な姿勢での作業禁止)
77	開口部、すき間を作らない
78	開口部での安全措置。(2件)
79	開口部の手摺等を一時的にはずしたときは安全帯の使用を厳守、作業終了時には元の状態に戻しておくよう徹底する。
80	開口部の放置並びにヒューマンエラーの絶滅
81	開口部ピットの防護及び明示
82	開口部への注意(隔離、バリケード、表示) 重機による転落(路床の調査、見張人)
83	開口部管理の徹底(4件)
84	開口部等には囲い、手摺、覆いを設け、標識等を設置する。(9件)
85	開口部等の手摺や蓋を一時的にはずす場合は職長の指示に従い、作業後は必ずもとにもどす。
86	各関係法令の遵守(2件)
87	確実な作業床の先行設置(7件)
88	監視体制の確立と作業方法、作業行動、安全帯使用状況等の指導、監視の徹底
89	看板による明示
90	危険(墜・転落)作業の特定と事前検討会(手順等)の実施
91	危険と感じた場合に中止する事(作業員には何度も言っている)
92	危険な場所には目で見てわかる様に注意標識を設置する他、足場設置・解体作業においては、特に作業手順書の周知徹底を実施しているかどうか注意しています。
93	危険を確認する感性の為の教育と各自災害を起さないという信念を持ち、作業手順等を守り作業する
94	危険個所の是正の後で作業を基本にしている
95	脚立の開き止め確実に行う適正使用
96	脚立の使用時に安易な作業をさせない。
97	脚立の単独使用禁止(2件)
98	脚立足場の立馬等の適切な使用方法を指導する(2件)
99	教育、パトロール等における繰り返し指示
100	極力、複数人で作業する

101	計画段階でのチェック
102	計画段階において高所危険作業の危険領域を少なくし、安全な作業床を設置することを心掛ける。また、関係協力業者の作業手順をチェックし危険作業を認識させ、その対策の遵守を徹底させる。
103	建築工事:構造物と足場のすきま
104	現場での状況を、良く理解し高低差の大きい場所など安全柵を必ず、設置すると共に、木杭等でロープを張るなどの簡易的なものでなく、単管パイプ等を使用した柵の設置などを実施している。その他、路肩より 1m程度控えた位置、現場に合せた高さの変更など気をつけている。
105	現場パトロールにて危険個所の是正指導
106	現場視察時での転落防止策
107	現地 KY 活動の実施(3件)
108	現地にて、状況を確認させている。また、共通ルールとして「安全带不使用ペナルティー制度」を設け、不安全行動による災害尾を防止している。
109	坑内作業台車及び二次覆工セントルの側壁方の作業及び移動、又荷受作業中
110	工事計画時のリスクアセスメントと計画に沿った施工
111	構造物側(内側)の手摺の設置。30cm以上を開口部として措置する。
112	高さ 2m以上で墜落のおそれのある作業には、安全な作業床を設ける作業床を設ける事が出来ない時は、安全ネットを張るか、親綱を設ける等により、安全带を確実に使用させる。
113	高さ 2m以上の作業場所での作業、1 作業床を設置し、手摺・柵・囲いを設ける。2 作業床を設けられない時は必ず安全带を使用する。3 悪天候時(強風・大雨・大雪等)の時は作業を中止する。
114	高さが 2m以上の個所で墜落の危険がある作業を行う場合は、足場を組み立て作業床を設け、手摺を設置する。
115	高所・危険作業の安全作業手順書の遵守(2件)
116	高所で作業する時は親綱を優先設置し安全带を使用する事が習慣化されるように根気強く指導する。
117	高所危険作業の場合は、職長(作業班長)の指示を守り、身勝手な作業をしない。
118	高所作業がある、なしに関わらず、安全带を着用して作業場に入る時は Wフックの安全带を着用することを義務付けている
119	梯子道ではセーフティーロックを使用。開口部や大きな段差には、手摺取付又は、立入禁止措置と明示。作業方法をより安全側に考え検討する。
120	高所作業で作業床を設けることが困難なときは、防綱を張り親綱を設置し、安全带を使用させる。
121	高所作業については KY 活動を通して注意する。
122	高所作業には手摺、巾木、転落防止ネットの設置を徹底させている。
123	高所作業に対する安全設備は作業床及び手摺の設備が第一と指導している。また、作業場所への通路(昇降設備含む)の整備も指導している。
124	高所作業箇所の安全柵設置、不安全行動の禁止。
125	高所作業時に、作業員は安全带を着装していても、使用しない場合がある。作業中にパトロールし、使用の徹底をはかる。すぐに解体する仮建設に手摺等の設置が不十分な場合がある。しっかりした物は、設置を指示してもじゃまくさがるので、多少簡易であっても、設備の設置をするくせをつけさせる。
126	高齢者等の適正配置
127	合図の徹底、確認
128	今月の重点実施事項として、作業員の実施内容を細かく指示、
129	最近安全設備の不備の為に事故がおきる事は非常に少なくなっている、その為まず本人の不安全行動、仕事の慣れに対しての本人の自覚を特に注意している。
130	最近当社に於いては脚立による事故が目立っている。簡易な仮設に油断が発生しているものと見られ重点項目にあげている。その中で骨折があり3ヶ月の長期休業となっている。
131	災害事例をデータベース化し、水平展開を図っている
132	作業の都合による設備変更時の作業終了後の復元徹底
133	作業の都合上、取り外す設備等の確認及び復旧後の確認
134	作業員に対する「安全带使用の声掛け」、使用する資材の念押し
135	作業員及び関係者の危険意識の強化
136	作業開始前の諸設備の点検、是正及び高所作業時の安全帯着用の励行
137	作業計画は、早期に作成し、作業手順の周知徹底を図る
138	作業工程毎に必要な足場の計画と作業開始前打合せ。
139	作業時にははずした手摺等は必ず復旧する習慣をつける
140	作業員に対して不安全な個所での注意喚起
141	作業主任者の配置確認「しっかり頼む！」との指示だし
142	作業手順、作業予定等、元請・下請との事前の作業打合せの徹底
143	作業手順の作業員全員の再確認と危険要因に対する対策の KY 実施
144	作業手順所、計画書を作成し、安全ポイントを押さえた設備の設置

145	作業手順書に基づき作業を実施し、その確認を行う
146	作業所及び作業員が、高所作業の危険性を認識して、KY 活動通りの作業が実施されているかを管理しています。
147	作業床(仮設足場、等)の設置(7件)
148	移動式足場・脚立足場・脚立の適正使用 足場先行法による安全な作業床の確保(木造建築物の建方作業時他) 作業手順の事前検討 作業員への周知徹底 朝礼時の健康チェック、適材適所配置
149	作業床の開口部には必ずふたをしておくか、囲いを設けておく。
150	作業床の確保を原則としていますが作業内容、作業場所においては安全帯使用もままならない事が多々ありますその様な作業場所においては出来る範囲は床を作り隙間にネットを張る作業範囲を狭くし完了後移動のくい直しにて実施
151	作業床の端部における囲い等の設置
152	作業床は十分な強度、巾 40cm以上墜落のおそれがある時設置
153	作業床を設けて、周囲に手摺や囲いをきちんと設ける。
154	作業床を第一に設置することを基本とし、作業床が設置できない場合において防網及び安全帯を使用する
155	作業床材間のすき間を狭くする
156	作業状況の確認
157	作業前の注意、ミーティング(2件)
158	作業足場の始業前点検。法面の始業前浮石の点検。法面施行中の足場の確保。墜落防止ネットの点検
159	作業中で一時的に手摺を撤去する場合は、必ず職員に届出るようにし、復旧後も確認をうける様にしている。
160	作業通路以外、近道行為をしない、させない
161	作業方法、手順を全員に周知させる。(2件)
162	作用床両端への幅木(ツメ止め)設置
163	施工計画書等の審査・承認
164	施工検討会における危険要因の把握、指導、検討(2件)
165	施工準備会等で施工計画の中での墜落・転落災害の防止対策を検討し、不十分なものについては改善を指導する。
166	事前の計画のチェック
167	社内安全衛生基準率で墜落・転落災害の社内防止基準を定めている。例：足場関係、開口部関係、脚立関係等及び安全帯使用基準や親綱・安全ネット設置基準
168	手順書の作成、周知徹底
169	手摺、親綱等安全設備の先行設置を作業手順に記入する。
170	手摺の設置(7件)
171	手摺の高さは 90cm以上、二段手摺の設置
172	手摺及び表示物による注意喚起。
173	手摺先行工法の推奨。
174	手摺先行法の導入推進
175	手摺等の取外し又、正規の作業床及び、囲い等の設置が困難な場所での親綱取付安全帯の使用徹底
176	手摺等設備に不備のないようにする。
177	十分な休養、睡眠
178	巡回をタイムリーに実施する。
179	所長による毎日のパトロール。
180	床及び開口部各端部作業は安全施設の使用徹底(2件)
181	昇り棧橋、梯子等昇降設備の適切な個所への設置(2件)
182	昇降時の不安全行動禁止実施
183	昇降設置の充実、特に設置箇所は作業の動きの中で使用しやすい箇所に設ける
184	昇段設備の設置・使用(3件)
185	昇降梯子ではセーフティーブロックを設置及び使用
186	職長が朝礼時に各々の作業員の健康状態を確認し適正な配置で、また高所作業に関しては、先行親綱の設置、安全帯の使用で事故防止に努めています。
187	親綱を 3分のワイヤーに変更し使用する。安全帯の完全な着用及び使用
188	親綱設備の開発が重要、当然安全ネットの展張が重要だが、意外と 5m未満でのネット展張が不可のケースが多い。
189	人的面で危険予知活動の徹底、物的面で作業開始前の点検・確認の励行、管理面で毎年 11 月の 1ヶ月間「墜落災害一掃運動」の実施
190	垂直養生ネット、親綱等の安全設備を完備すると共に、作業員への安全帯使用徹底を指導している。
191	水平ネットの設置等二重の防止対策を実施している。(2件)
192	正しい昇降設備。
193	声掛け運動の推進
194	設備の改善を行いながら開口部発生個所の事前確認し、どの様な方法で親綱を設置するか安全帯の完全使用を KY 活動を行い、後に現場パトロールで確認する。又法面作業では安全帯の 2 丁掛を実施している。

195	設備の次工程引渡し前の点検
196	設備の先行設置及び保護具の使用の徹底を行うようにしている
197	設備の二重防護措置
198	設備の不備防止
199	船の開口部には立入らないよう注意する。
200	前日の打合せにおける、防止対策のチェック
201	全作業所の災害防止重点事項目に対し、最重要事項目としての位置付け
202	足場、作業床関係の設置及び法面路肩の通行
203	足場、手摺等設備の充実
204	足場において、スジカイ、手摺はずした後の復旧。(5件)
205	足場の外周はネットを設置する
206	足場の確認・点検(2件)
207	足場の筋かいのはずしなど、そのまま放置しないよう指導している。
208	足場の作業手順書を作成して作業の実施
209	足場の作業床の状態。不安全行動防止指導。毎日の安全パトロール実施。朝礼時の指導。
210	足場の手摺り確認安全带使用。
211	足場架設(解体工舎)においては足場先行で実施し、手摺を先寸法を使用することが有効である
212	足場開口部、手摺の着用
213	足場及び開口部での手摺を2段設置
214	足場及び開口部における設備の先行管理
215	足場工の配置について、規定を厳守し、尚、現状に応じて二重手摺の通用路・階段を出来る丈多く設置する。
216	足場上での作業。
217	足場設立時に手摺先行足場を利用又は、親綱先行足場で施工している
218	足場組立解体作業時は安全带2丁掛使用とする
219	足場組立時の手摺を先行して付ける様に指導している。
220	足場組立時及び支保工組立時の安全ネット、手摺、等の社内ルールの徹底。足場上(高所作業時)の安全帯の徹底。事業主パトロール(月1回)による巡回指導。
221	足場等の定期的点検(含パトロール)
222	足場等を使用する場合は両手が空いている時
223	大きな重機の乗り降りには足元がぬれていないか確認して、足元に注意して乗り降りしている。開口部のある所では、カラーコーンやバーなどで明示し墜落、転落事故のない様な処置をしている
224	単管足場上作業では安全带2丁掛使用とする。
225	鍛冶、溶接作業を主体とする弊社では朝礼の際作業指示の中で使用の指導 KY での申し合わせで安全带の使用については完全に定着した。作業員相互に於いても一声かけ運動の効果と思っている、気を緩める事なく真剣に取り組んでいる。
226	段取り替他、作業環境が変わる時、開口部、端部他、防護、手摺の盛り替え時等について、作業手順の中に墜落、転落防止対策を先行して行うよう指示。また、新しいアイデアを作業員全員で考え、施工の効率向上をする、積極的な防止と対策を推進。
227	地価掘削箇所転落防止綱を設置する。
228	朝礼時に於いての本日の作業ヶ所の打合せ確認
229	朝礼時の指導、教育、危険箇所・危険作業の周知
230	墜落、転落の危険の無い現場を作りたいが不可能です。因って墜落、転落してもケガをしない設備の事前設置、実際の作業中の使用状況の確認
231	墜落・転落させない設備を設ける(手摺・ネット)
232	墜落・転落については、日常の作業内合せで何度となく作業員に注意をうながすことと、特に高所作業については、安全带等の保護具の使用についての訓練を習慣づけている。
233	墜落・転落災害の防止としては、まず第一段階として作業に見合った作業床が取り付けられれば良いのですが、作業床がつけられない際には第二段階として、ネット張りの上、安全带を使用しての作業が行われる様な、作業環境を確保するように指導しています。
234	墜落・転落災害防止の設備整備(開口部親綱等)(3件)
235	墜落・転落防止対策を設置するタイミングと、作業員が実際に使用できるように取付けること両面と現場の意見を統合することが大切である。
236	墜落の恐れがある高作業には、安全带使用の徹底(職長確認)、又高低血圧や心臓病等の作業者は配置しない
237	墜落危険箇所への立入禁止措置の徹底(路肩標示・開口部養生等)(2件)
238	墜落災害絶滅月間を定め、本社支店パトロール実施、チェックリスト、ポスター、垂幕を作成し全社一丸にて墜落防止に努めている。(自主点検制度の実施)
239	墜落時には「1:安全带の使用をする」「2:足元の点検」、転落時には「1:安全带の使用をする」「2:足元の点検」
240	墜落防止のパンフレットを作業員に配布し、一人一人の意識の高揚を図っている。

241	墜落防止設備の確認
242	通路の確保の実施
243	定期協議会(社内)にて指導
244	梯子の場合は、安全ブロックの使用と道具上げ下げ用布バケツ、ロープの配備
245	工事担当責任者はチェックリストにより、安全を確認する
246	鉄筋建方時の安全帯の完全使用。 木造住宅建方時に於ける水平ネットの整備
247	鉄骨組立作業におけるの2丁掛安全帯の使用(2件)
248	店社安全パトロールの指導表にチェック項目を設け必ず点検する(2件)
249	転落等が予想される場合には、立入禁止措置をして、立入らせない。
250	転落防止巻具の安全使用(業界独自考案)
251	転落防止柵の設置の徹底(2件)
252	土工事メインなので、走路等路肩に必ずマウンド(土堰堤)を設ける。
253	当社での墜落・転落は非正常作業で発生している事から、適正指示即時KYやSTKY等できるようにしたい
254	当社は安全帯を二丁掛(フルハーネス型)にて施工
255	当社は重機施工により(立杭) (杭打)高所作業の安全帯使用を絶対的に徹底している。(立杭) 立杭の掘削は作業手順を決め掘削後に囲い手摺、昇降設備、支保工の合図、安全帯の使用(安全帯用ロープの取付け)不施工部分の安全ネット取り付け等作業手順を守り施工を行う
256	当社は重機土工の専門業者であることから 1 重機の足場確保と足元確認(法肩、路肩等端部に寄りすぎない) 2 重機キャビンへの昇降時の設備使用の徹底と3点支持
257	当社は舗装工事の専門業者である為、墜落・転落災害については特になし。
258	当日の作業場所の確認、問題点の事前解決
259	道路舗装工事の為、特になし
260	二重の安全設備
261	不十分な足場上での命綱の完全着用
262	不安全行動に対しては、厳しい措置をとる!(作業中止、作業員の入場禁止)
263	不完全な設備を作らない
264	覆工板の開閉は防護柵と親綱を先行して設置し、その後安全帯を使用し、覆工板の開閉を行う。
265	舗装工事が主であるため、高所作業は少なく、特にありません
266	補助ロープの完全使用(安全等)全社で手低指導教育
267	作業主任者、作業指揮者の直接指揮によって作業する。(3件)
268	防護柵、安全帯等の設備を活用する(2件)
269	防護設備の先行設置
270	本質安全化は無論の事、安全帯を使用する現場においては必ず安全帯を使用し、とにかく口うるさく何度も作業員に対して指導を行う。ヒューマンエラー(人的要因)に起因することが多く、現場においては常に”妥協・黙認・見逃し・放置”がないよう、その現場で是正することをモットーに行う。
271	毎日の安全巡視でチェック及び指導
272	命綱設置等の指示(2件)
273	油圧ジャンボの作業床(バケツ)への移動 *ブーム上を渡り歩くことの禁止徹底
274	有資格者による作業(4件)
275	要所作業の使用
276	立坑掘削 掘削前に手摺の取付をする。立坑内への昇り降りにセーフティーロックを使用する。
277	囲いの設置
278	安全ルールを守る。(2件)
279	作業用梯子の適正使用(2件)
280	安全帯のフックの掛かりの確認は音だけ開くのではなく、手で触れて目でみて確認、事故防止をする
281	建築外部足場に於いて細部に亘り、構造・安全対策のチェック徹底。
282	「法面作業安全基準」における墜落、転落災害防止を中心とした安全マニュアルを作成、全社員及び協力会社に配布して遵守するよう指導。また、当社が施行するすべての現場では、社員及び協力会社作業員すべて安全帯の着用を義務付け。
283	地上勤務なので特になし。
284	開口部はふたをする。単管パイプなどで囲い網をかぶせる。
285	足場の組み立て、解体作業の手順書の作成と実践の確認
286	事前に墜落防止措置をする。危険と思われる場合は、作業の中止。
287	セフテブロックの使用。
288	高所作業においてできるだけ安全帯を使用しなくてもいいような作業床を設ける。特に大工、鉄筋業種の作業員は安全帯の使用を嫌がることをまず頭に入れて可能な限り落ちない設備を作ってあげたい。
289	開口部および、作業床端部における墜・転落防止措置および表示。

290	安全帯使用を呼びかける垂れ幕を作成し各作業員などに対して意識の高揚を図る。
291	足場などに於ける安全設備(手摺など)の外した場合の責任復旧。
292	安全帯のダブルブックの使用。
293	足場組み立て計画書、図面にて組み立てる。安全パトロールを協力業者の事業主と一緒にやる。命綱の先行設置の徹底及び安全帯の使用。開口部閉鎖、巾木等の設置。足場上に不要な資機材などを置かない。安全看板の設置。
294	墜落、転落防止対策においては、事前の施行計画の段階で開口部が減少するさま、協力業者を参画させて、施行方法を決定し、問題点があれば、改善検討会を実施する。(PDCA)
295	1mの高さから落ちて人も死ぬということを常々教育しています。基本的には安全帯を使わなくても良い作業どこを作成させることを第一に教育しています。(安易に安全帯、親綱、標識に頼らないで、手摺のある作業どこでの作業を目指しています。
296	機械のステップやその他各所に滑り止めや部材をはっている。
297	手摺りを設けられない場所での、親綱の専横設置と安全帯の使用。足場組み立て・書いた維持には親綱張り専用のポール(スタンション)を利用する。適正な昇段設備の早期設置。
298	慣れによる油断。
299	標識等での注意喚起(2件)
300	ブラケット足場上での作業には、安全帯を使用させ、各二層ごと落下防止ネットを足場と建物間に設置。
301	外部足場外側にメッシュシートを設置、墜落災害防止に努めている。
302	囲いなどの確実な設置。移動した間は必ずもとの位置に戻すこと。近並行#をしない。
303	作業標準所と作業手順所の遵守(2件)
304	高さ2メートル以上の作業場所での作業。1. 作業床を設置して手摺り・柵・囲いを設ける。2. 作業床を設けられないときは必ず安全帯を使用する。3. 悪天候時(強風、大雨、大雪など)のときは作業を中止する。
305	毎日の安全ミーティング時に作業手順確認
306	職長、作業員に対する種類の教育において、高所作業における安全帯の完全使用を繰り返し教育指導するとともに、パトロール時にも特に使用方法について注意して点検している。また開口部の養生についても注意している。
307	墜落・転落災害防止を重点目標とし、特に足場の組み立て解体作業及び足場を使用する作業、開口部周辺での作業、鉄骨組み立て作業を重点管理作業に定め、その各作業における作業所長と安全衛生責任者が行うべき具体的実施施行を決め管理。その中でも足場組み立て解体作業を重点危険作業に指定し、始点で計画審査を行い、承認後の作業実施としている。
308	安全帯を使用しないでよい設備の計画(工夫、改善)。不安全行動に対する声かけ合い運動の展開。
309	不安全行動と言われる作業をしないと施工できないことが多い。(方面作業)。本にんん意識の啓蒙。設備(開口部、安全帯、通路など)。毎日のチェック体制。
310	墜落災害未然防止基準(足場、開口部、作業床の端)の自主点検制度を作成し、実践しています。
311	開口部や作業床端部には手すりや巾木等を設けてまず開口を無くす様にする。親綱と安全帯の使用はそれらの対策が取れないときに行う。
312	KYTによる毎日の支持
313	クレーン作業においてはほとんどが地べたの作業であり、高所へ上がる必要はないが、機会の保守、点検作業、あるいはクローラーレーンの組み直し作業など、まれに高所作業が発生する場合がある。スタンションなどで親綱を張り、安全帯を使用して転落のないよう指導している。
314	プラント工事、メンテナンス工事が主で、常時高所作業を行っているわけではないので以下の3点について特に留意している。1. 高所作業を行う際は、事前に元請に連絡する。2. 作業者を特定し、それ以外の人員の高所作業を禁止する。3. 足場、昇段設備の点検を毎日実施し、
315	重機乗降のエンジン停止。路肩などに近寄らない。
316	足場上作業時手摺り、筋交い一時撤去時安全帯確実使用及び作業終了時復旧励行。
317	施行計画、作業手順作成時に2メートル以上の高所作業ができるだけ発生しないよう。開口部養生をこまめにする。
318	法肩の小提構築及び、急勾配、押土時の一山残し。開口部養生の確認及び、足場ルールの徹底。脚立作業の禁止。
319	外部足場筋違の取り外し、禁止、昇降設備、脚立の適正使用を重点に巡回指導しています。
320	足場、通路の計画(使いやすさ)。組み立てか痛いの手順の打ち合わせ。

(28) 飛来・落下災害の防止対策で、特に気をつけていることをお聞かせください。

具体的に_____

● 集計結果

No.	回答
1	上下作業の禁止(59件)
2	持場の整理整頓(41件)
3	ワイヤーロープの点検(5件)
4	吊荷内の立入厳禁の徹底(7件)
5	保護具の完全着用(27件)
6	開口部・仮設材・材料の固定。(4件)
7	「足場を組んだら直ちにネット」を合言葉にして、どのような場所であれ、足場に外部ネットを直ちに張る、これにより、昇降機設備以外の場所での昇降を防止できる。また、交さすじ交いや、手摺の下からの墜落も防止できる
8	アサガオの設置等を施工計画、作業手順書に明記、危険な状態にならない様な体制をとっているかという所に注意
9	あらかじめ飛来・落下するおそれがある物をチェックする
10	グリーンネットの設置
11	クレーン作業における玉掛作業の手順の遵守(玉掛用具点検・合図の確認等)
12	クレーン等にて上下作業を行う時、玉掛者は吊荷は水平に、合図者はクレーンオペの見えるところで、吊りには介錯ロープで下部作業員は安全な位置への避難させる。
13	これは上下間作業および?線作業が該当するので、まず作業員に飛来・落下物による危険が本日の作業の中にあることを認識させる事。次に開口回りの不要材の撤去と中木柵等の保安施設の確認。また新規入場の玉掛者に対して、その人の安全に対する気づかいを確認する。
14	シート養生
15	ストック材料の保管
16	その日の作業内容をよく把握し、上下作業の有無を確認したうえで立ち入り禁止措置。また一人 KY として現場内を歩くときは周囲によく気を配り、他作業員にも声をかけて注意を喚起する。
17	つり上げる荷の形状、重量等に対応した適正な方法での作業。
18	テレスコ積込作業においてはバケット降下地点付近への立入禁止、ブザー、回転灯の合図確認と退避確認後にバケットを降下させる。
19	トンネル工事が専門のため飛来・落下災害は少ないが、災害防止には資材の整理整頓を一番重要と考えています。
20	ネット等の設置(2件)
21	ベニヤの飛来には、特に注意させる。
22	メッシュシートと落下防止網の設置
23	ワイヤー等の点検を確実に。吊荷の下に絶対立入らない。合図を確実に。
24	悪天候時における作業中止基準の設定(2件)
25	安全な昇降設備・通路の確保
26	安全ネットの設置(5件)
27	安全の根本は作業現場の整理整頓につきるというきもちで3S(5S)に特に気をつけています。
28	安全衛生法第88条4項等の労働基準監督署への届出(計画、足場、支保工)の社内審査で確認し、指導する。
29	安全教育の実施(災害事例・悪天候時の処置等)
30	安全教育や作業前の打合せ及び周知
31	安全施設を完全使用(手摺、親綱、安全ブロック他)
32	安全設備の先行設置
33	安全帯の完全着用。
34	安全帯の使用、高所より物の落下の防止、安全通路の確保
35	安全通路を設置し、落下物が発生しそうな場合、その通行を禁止する。(2件)
36	一声運動による危険排除
37	仮設ステージにおける落下防止用の巾木の設置
38	仮設設備の点検と確認(防護ネット、巾木、シート等)
39	荷取り開口部; 1.手摺及び落下防止用幅木の設置, 2.飛来落下防止用養生ネットの設置, 3.開口部そばに材料を置かない。
40	荷揚げ、に卸時、物を落とさない玉掛け方法。万一、落とした場合の立ち入り禁止措置と監視(声掛け注意)の徹底。足場書いた意地には、フック付きロープの他、径の小さい玉掛けワイヤーと長尺物用の布バケツを利用する。
41	開口部に安全ネットを張る
42	開口部のはば木の設置

43	開口部の養生(6件)
44	開口部は、覆い、幅木、ネット等での養生
45	開口部管理の徹底
46	開口部周りに資材を置かない
47	開口部直下の立入り禁止を徹底している。(明示させる。)
48	外部足場については、躯体建物より足場上層が高くなるように組み立て、且つ養生メッシュシートを取り付けている
49	外部足場には養生シートの徹底。強風時、各作業所への注意喚起の徹底。
50	各作業員には朝のミーティングで注意。職長による各作業員に対する注意、指導の徹底に行う習慣をつけている。
51	簡易足場(ローリングタワー、立馬、天台等)の適正使用実施
52	危険箇所への立入禁止措置及び表示を徹底する。
53	危険区域への立入禁止措置(2件)
54	危険箇所への立入禁止。工具・材料などの整理整頓。
55	基本的に上部足場に不用材、機械を置かせない。
56	脚立や梯子などを使用しての作業では転位転倒防止措置を手を抜かずに徹底させる。
57	及び落下防止コードの徹底
58	強風などの予想される日は、カラーコーン、バリケード等には転倒防止のおもりをほどこす等の対策をする。
59	強風による資材の飛散による公衆災害、外部足場と躯体間のネットの設備、高所からの投下の禁止を重点に指導しています。
60	強風時の飛散防止が有効。資機材の飛散防止を点検項目に入れ、安全担当者による毎日の点検を実施する様に指導。
61	強風時はネット、シート等で飛散防止の養生をする
62	玉掛けワイヤーロープの3分の使用禁止
63	玉掛け作業における玉掛け方法の確認
64	玉掛用具・吊具の定期的点検(18件)
65	玉掛ワイヤーは吊り荷の重量に耐えられる(安全率を考慮)強度のものを使用する。又、ワイヤーの強度、性能が新品時の約20%減になると廃棄処分とする。
66	玉掛作業;1.吊り荷の管田には入らない、2.合図者(有資格者)の指揮に従う(合図統一)、3.玉掛ワイヤ等の作業前点検
67	玉掛作業の際には玉掛ワイヤーの選定を含め有資格者が確実に玉掛を行う様に指導する
68	玉掛作業の有資格者による作業(3件)
69	玉掛治具の使用前点検の徹底及び有資格者による玉掛け立入禁止措置
70	玉掛者及び誘導員を指名、その指名者には安全教育を行い、それ以外の者にはクレーン作業には従事させない
71	巾木、安全ネットの取付け。資材の固定結束。
72	巾木の取付の3点について特に指導の強化を図っている
73	巾木の設置(4件)
74	躯体と足場の間には水平ネットの設置
75	躯体足場間の水平養生ネットの設置
76	計画
77	軽い物にはおもしろのせる
78	結束を確認。声かけ作業の実施。セフティコードの使用。
79	建築工事において、1階出入口上部に落下物防護設備を設置させている。
80	現場での同一場所で混在作業となる場合が多く、業者間の連絡調整を行い、又、足場設備における巾木設置等、各事業者が実施すべき事項の指導を行っている。
81	坑内作業台車、油圧式ジャンボ作業床、高所作業車の作業床からの飛来、落下 * 作業床端部の巾木及びネットを張る * 作業中の下部立入禁止の徹底
82	工具、材料などの引き上げ、降ろしの際は周囲に通知、監視人を置く。高所作業中、その直近での作業をできるだけ行わない。
83	工具では落下防止を取り付け
84	工作物の解体又は破壊作業は飛来落下災害の防止方法等を盛り込んだ作業計画によって実施する。
85	工事では加害者になりえるので、上下作業にならない様事前打合せの徹底と安全工期の確保を強くお願いしている。ラチェットはセフティーコードを使用し、落とす事のない様実施している
86	構造物の取り壊し等の作業では、作業主任者・指揮者・合図者及び監視人の配置、立入禁止区域の設定等の措置をとる。
87	鋼矢板打込み作業における吊り込み方法及び手順の確認
88	高い場所には物を置かない様厳重に注意し、やむを得ない場合は、チェーン等で固定する。
89	高所・上部の者が優位となり、当事者は工具・資機材落下には布袋バケツ、ヒモ付工具、立入禁止措置にて防止対策を実施
90	高所となる仮設設備へのシート、巾木使用の徹底。物品搬入(特に小物等)時の搬入方法(カゴ等を使用しての搬入)遵守
91	高所における資機材の仮置き等を極力なくし緊結・固縛しているか。
92	高所の足場等に不要材、物を置かない。飛来しない様シート、ロープ等に養生管理。
93	高所作業にならない対策(2件)
94	高所作業では、道具及び材料をきちんと管理し、誤って落とさない様に充分に注意をする。又、落とさない工夫をする。

95	高所作業中足場に工具などを置かない。玉掛け作業中、吊り荷の下へ入らない(ワイヤーなどの釣具の始業前点検)。
96	合図の確認(2件)
97	合図者の統一
98	合図者等の確保(2件)
99	混材及び開口部をネットにより養生。
100	最上階での軽い材料の管理。資材をほらない
101	作業に適した人員の配置。安全な作業手順の取り決め。天候、設備の不具合、資材の不足、支障物等に作業に危険があると判断されると直ちに作業を中断。
102	作業のため物体の飛来落下が予測される場所には、防網の設備を設け、作業員に保護具の完全着用とし、立ち入り禁止区域を設定させる。又、3M以上の型枠解体、足場解体作業に於いて物体を投下するときは、投下設備を設けるか、柵囲いを行い立ち入り禁止表示板を設置し、監視人
103	作業開始前の点検保守。
104	作業計画の段階で危険を予知し、確実に養生を行う。
105	作業手順の事前打合せ:作業方法、資格の確保(2件)
106	作業手順の徹底(4件)
107	作業終了後の飛散物ナシの確認
108	作業終了時、飛来、落下防止の確認励行
109	作業終了時の点検確認の実施
110	作業終了時の飛散防止対策の徹底。
111	作業床、手摺、プレス等の取り外し後は、必ず復旧すること。
112	作業床の中木の設置
113	作業床上に材料等を放置しない。
114	作業場に侵入するメインの通路の上部には、足場板にて頭上を隙間なくふさぎ、安全通路を確保。足場外周にメッシュシートを設置し、足場周辺の作業員にもの落下による災害防止をしている。頭上注意看板の設置。
115	作業場内に於いては近道行動はとらず、必ず安全通路を通ること。
116	作業前、命綱、親綱の始業前点検。法面足場、浮石の始業前点検
117	作業中止基準の設定。材料吊り込み法、手順の確認。
118	作業通路上部には朝顔の設置
119	作業道具の落下防止
120	作業範囲の立入禁止の措置(2件)
121	作業用足場三段目以上の全面に養生ネット等を設置するように、設置基準を設けている。現場ないにおいては来客者に対しても、ヘルメットの完全着用を徹底させている。
122	使用器具、工具を点検し、仮設材として金額がかさむ場合は支給する。
123	使用工具の落下防止(必ず下に降ろす)
124	使用済み機材はうぐに片付ける
125	始業前の道具点検で落下の防止(ヒモ等)
126	市街地工事においては、安全ランセルネット等を足場に全面に施工し、クレーン等の吊り作業での飛散、落下防止には一点吊りは禁止し、小物吊は全て養生ネットにて吊りとげとする
127	指差し呼称の実施
128	支保工甲資材の仮置時の結束、玉掛け時の完全作業
129	施工準備会等で検討する。
130	施設面に対策を行っているか、立入禁止の措置がなされているかを管理しています。
131	資機材の緊結又は、ネット等での養生を行う。
132	資機材の固縛は確実に行っているか、玉掛け吊り用具は適切か、作業床の隙間、巾木等は適切か
133	資機材置場の適切な確保及び保護具の適切な使用方法の厳守を行うよう気をつけている
134	資材の結束(3件)
135	資材の固定(3件)
136	資材の集積方法(場所、荷姿、重量、等を考慮した置き方)
137	資材の整理を行い、飛散防止の処置を行っている(3件)
138	資材の風対策を十分に行う
139	資材の養生(飛散防止)(2件)
140	資材は出来るだけ高い所に置かない(2件)
141	資材は必ず固定(番線等)する
142	資材仮置き管理の徹底(2件)
143	資材置き、開口部の巾木
144	資材置場以外に物を置かない。又やむをえない場合は置場所の位置を考慮する、巾気の設置等防止措置を講ずる

145	資材料等の固縛をし又、日常点検および確認をし風速計にて管理する
146	持工具落下防止取り付け
147	治具納め箱、袋の使用と、資機材の固縛保管の指導
148	実際の作業に間に合った ATKY を確実に実施させる
149	社内基準で定めている。(例)朝顔養生、養生網、ターポネット設置基準
150	車輛系建設機械、バックホウの用途以外使用を全面禁止。
151	手すりに吊木や養生ネットを取り付け。玉掛け作業時における注意についても指導。
152	手摺、巾木の取付をして養生する
153	周囲確認。
154	周囲状況の確認。上下間の合図の徹底
155	重複作業をしない。
156	出入り口などで常々通る作業通路上に必ず堅固な防護ネットなどで養生。飛来・落下のネット養生の場合は外されやすいので継続的な監視。玉掛け作業に関して有資格者での実施、ワイヤーの始業点検を励行
157	出入口等の頭上養生、飛来落下防止ネットの使用(層間養生)
158	巡回パトロールによる確認指示。 毎日の安全打合せによる指示。
159	小物は袋に入れる
160	小物類の吊りこみ方法の統一化
161	床開口部廻りの手摺及び巾木の徹底。 脚立の単独使用禁止
162	床端部、開口部付近、法肩等には材料等を集積しない。
163	上から物を絶対に投げない(3件)
164	上下作業にならない様に十分な打合せ(3件)
165	上下作業間の連絡調整(3件)
166	上下作業時における相互注意(2件)
167	上部からの物品の落下をなくす事。
168	常時命綱の装備の重視
169	色材の悲惨防止のための養生。安全看板による安全意識の高揚に努めている。
170	親綱、セフティーブロックを設置し、安全帯を使用することで落下災害を防止している
171	親綱ロープは3分以上
172	水平、垂直養生の徹底(2件)
173	声を掛け合う
174	声掛け及び作業内容にあった人員配置を指導
175	切土方面の浮石除去、始業前点検、防護ネット張り
176	設備の点検。
177	設備の不安全箇所の点検実施(巾木・ネット・開口部養生等)
178	層間養生の実施
179	足場、通路上には落下の恐れのあるものは置かない。
180	足場、開口部まわりの整理整頓(4件)
181	足場、型枠支保工の組立て、解体等の作業、構造物の取り壊し等の作業に当っては、安全ネット、朝顔及び投下設備を設置するとともに、作業主任者、指揮者、合図者及び監視人の配置、立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。上下作業を行う場合には、作業間の連絡調整を徹底させるとともに工具類を落下させないように紐、落下防止ホルダー、つり袋等を使用させる。
182	足場・通路上での小物の保管はプラスチック容器等に入れてこがり落ちない様に管理する
183	足場での作業 ->機械の固定、ネット張 玉掛け方法->あだ巻、絞り吊の励行等 玉掛用具->点検状態 コンクリート? 設->防じん眼鏡 ハツリ作業->防じん眼鏡、防じんマスク
184	足場ではネットの使用・安全帯の使用(2件)
185	足場には巾木を設ける。(2件)
186	足場に安全ネットや朝顔の設置。
187	足場ネットの設置や高所の材料の養生(3件)
188	足場の作業床に物を仮置きさせない。
189	足場の点検(開口部、ネット)
190	足場解体前の飛来落下物の清掃実施。
191	足場作業床への資機材の仮置き時は、緊結固定及び巾木の取付けを実施する。
192	足場周囲をネット等で覆う
193	足場床の三点支持の徹底
194	足場上への材料置きは「仮止め」徹底
195	足場上通路に材料等を置かない(17件)
196	代理人、職長による確認(作業中及び作業終了後)

197	鍛冶、溶接作業は建入調整が終われば、すぐ作業にかかる為柱の周囲、梁間に開口部があるので<物>ボルト、ハンマー眼鏡スパナ等の工具、資料を梁上に置かない必ず袋及び箱に入れて手元に置く習慣をつけている。また風散にも注意してシートで覆ってネットを掛けて置く。
198	地山の点検、浮石の除去の徹底及びプロテクターの着用
199	朝礼時に必ず上下作業の確認をする
200	長尺物を仮置きする場合は結束し、落下を防止する措置を講じる。
201	直下作業の厳禁。
202	墜落・転落と同じ
203	墜落防止(4090 運動)の推進
204	通路への資材放置の禁止と工具類の紐などで身体への固定。
205	通路上の完全養生
206	通路頭上、周辺養生による安全通路の確保
207	吊り荷の下に行くな、吊り荷の下で作業するな良く言われますが、現実は無理です。広い場所で仕事していません。対策は絶対落とさない方法で吊り荷をしる、吊り荷下で作業する事を承知で玉掛、他吊り荷作業する様指示しています。
208	吊り荷の下への立入禁止措置の徹底(8 件)
209	吊り荷の緊縛・手掛け
210	吊り具の使用前点検(3 件)
211	吊り具の選定に注意する。
212	吊り作業時地切をした時に吊り荷状態の確認
213	吊荷の玉掛け方法の選定
214	吊荷作業における、監視員の配置及び、吊荷下への立入禁止措置の徹底
215	適正な玉掛け方法を徹底している。(部門目標にして徹底した管理を実施)。
216	適正吊り具の使用の励行。
217	鉄骨の水平及び垂直養生ネットの設置
218	鉄道に近接した作業が多く、特に飛散物の管理
219	土工事における法面切取作業などで、浮石などを毎日チェックシートなどを、活用し点検を行い必要に応じて第 3 者の立ち入る事のない様な作業範囲を囲み、法面などに養生ネット等を張る様な事を行い、落石防止、飛来物防止に努めている。
220	統責者の巡視、安全専任者のパトロール:設備の不備
221	頭上に注意
222	道具等には、落下防止のひも等を取付ける
223	道路舗装工事においては、想定しにくい、安全帽は全員かぶる
224	特に台風時に各現場に対して注意を与えるのみです。
225	飛散物の養生(2 件)
226	飛散防止は現場に合った方法で統一して実施するよう指導。落下防止は、開口部の養生、玉掛け用具の正しい使用等。
227	飛散防止ネットの完全設置(3 件)
228	飛散防止措置。(4 件)
229	飛来、落下物が予測される場所にアサカオ等を設置。
230	飛来、落下が予想される、高所への資材集積の禁止及び、高所集積資材の緊結
231	飛来、落下防護ネットの取付と日々の点検
232	飛来、落下用ヘルメットの使用(ライナー入り)
233	飛来・落下により第三者に被害を加えない対策・処置を重点に置いて計画する。
234	飛来・落下による第三者災害の防止。朝顔・落下防止ネット等による養生設備
235	飛来・落下災害は全ての作業に関連して発せしています。特に当災害の内容を見ますと通常作業以外での発生が多く見られるため作業変じのルールを明確にすると共に、作業手順所の作成周知と、KY 活動の確実な実施及び使用機械工具の点検と作業を指揮するものを配置しその者の直接指揮で行うよう指導している。
236	飛来しそうな物には、防止処置(トラロープ等で固定するなど)を行う様指導している。
237	飛来物の恐れのあるものは、足場上等には仮置かないようにしている。落下物を防止するために隙間なく作業計画を立てる。仮に誤って落下物が発生している場合であっても部分的に柵を設けて仮業者への頭上養生を徹底。
238	飛来落下災害が発生する恐れがある所はその場に適した防護策をとるようにしている。
239	必要により監視員を配置
240	必要個所での防護ネット
241	不用資材の早期片付け(3 件)
242	不用物の作業終了時片付けの指導
243	不用物の片付。上下作業、やむを得ず行う場合は、ネット設置、指揮者を置いてやる。
244	不要な資材は持ち帰る。
245	不良品の除去

246	敷鉄板の吊り上げ作業は、はずれ止め付の専用金具を使用
247	敷鉄板移設時の作業半径内立ち入り禁止。
248	風の強い所に物を置かない
249	幅木の設置
250	物が飛来することにより作業者が危険な場合は、飛来防止設備を設け保護具を完全着用する。物が落下することにより危険な場合は防網設備を設け立入区域を設定する等危険防止の措置をとる。
251	物が落ちないように足場に幅木を設ける。
252	物を上から投下しないことを励行させる。(2件)
253	物体が落下するおそれのある作業をするときは、防網の設備を設け立入区域を設定する。建物の出入口等の上部に防護柵(朝顔)を設置する。外部足場に垂直ネット、シート等を設置する。3m以上の高所から物体を投下するときは、投下設備を設け監視人を置く等により危険を防止する。
254	物体の落下防止 1 躯体上の材料は風で飛ばないようにロープで緊結する。 2 敷板にすき間がないか 3 養生シート、メッシュにすき間がないか
255	保護具の適正使用の徹底。必要ヶ所における巾木等の設置指導。安全作業手順書の遵守。
256	放置材、不要材の撤去
257	法肩、浮石の点検除去
258	法面の始業前点検 落石防護網等の設置 足場・開口部からの落下物防止(巾木 etc) 吊り荷の下に立入禁止
259	法面点検を実施し、浮石があれば除去、法面下の作業では落石防護ネット及び作業員にプロテクターを使用させている。
260	帽網ネットの先行設置
261	棒網の取り付け
262	防御ネットの取り付け。飛来物のかたづけ、及び固定。開口部の周りを特に木をつけ物を置かない。
263	防護ネットなどの養生。
264	防護ネットの設置(4件)
265	防護ネット等による物理的防御。災害発生の原因となり物品の固定措置。
266	防護柵への巾木の設置状況。荷の上、下時の喚起。
267	防護策(養生等)の徹底(2件)
268	凡養生対策
269	埋め戻し作業において人払いの確認を行っている。
270	万一置く場合はコート、ネット等を取り結束する
271	万一落ちて受け止められる施設を考える。パイプなど落下の恐れがあるものは堅固な緊結の上で、正しい玉掛けを務める。
272	命綱をかける箇所は適切な場所であるか、又足場の点検を行ってから作業に入る。必ず指差し呼称を行いながら点検する。
273	明確な玉掛合図の励行
274	有資格者によるクレーン・玉掛作業。機械・機具の点検整備。
275	有資格者による玉掛け、地切りでの確認
276	有資格者の配置(2件)
277	養生ネットの設置、整備(7)
278	養生ネットの全面張り
279	養生ネット等でのお防護。資材などの緊結及び、資材置き場の指定。
280	落下する恐れのある箇所の防護設備。
281	落下防止ネット等を使用している
282	立坑掘削 手摺の下に巾木を取り付ける。H掘削中は上下作業をしない。工具の上下はバケットに入れる。
283	立入禁止・養生。作業床の点検確認。
284	立入禁止設備の設置と明示の指導(11件)
285	連絡・調整を十分に言い、上下作業の禁止を行い、落下防止措置例えば、巾木等を行なう。
286	路上工事に於いては、保安機材(柵、看板、照明)の風対策として、ウェイト材を各機械に合せて使用している。
287	枠組み足場の外周に養生ネットを張る
288	輻輳作業時におけるルール作成、上部作業者は下部の作業を監視

(29) 倒壊・崩壊災害の防止対策で、特に気をつけていることをお聞かせください。

具体的に_____

● 集計結果

No.	内容
1	型枠支保工の水平継ぎは設置してあるか
2	1.5mいかでも、よわい所は山留を行う。
3	2m以下の深さこそ一番危ない。必ず土留め先行してから下に入る
4	クレーン、重機関係においては設置位置、吊り上げ荷重等々 崩壊においては着手前の点検、調査、等
5	クレーンの足元において地盤の陥没や崩壊による期待の転倒を防ぐためにも我々がもつとも気を配っている。元請の担当者と打ち合わせの上、地盤の養生に努めている。
6	これは、地山掘削時の土止めのタイミングに集約される。地山掘削作業指揮者に対し作業効率優先し、出来高を上げようとする心に先制攻撃を仕掛けることである。ゆるめたら終り。早期山留めはあたり前と教育し、その後の作業を効率良く進められるように元方も真剣に取り組むこと。
7	チェックリストに基づく日常(開始前)点検の実施。チェックリストによる安全点検の実施
8	トンネル切羽見張人配置の作業を徹底させている。発破後のコソクの徹底と計測データを活用している。地山点検と切羽の状況の悪い場合は、一時吸付、鏡ボルト等の補助工法を行っている。
9	バックホウ使用時に於いて周り及び地盤の確認をするよう指示している。
10	ひかえワイヤー等の設置、掘削ヶ所立入禁止
11	悪天候時における重機の転倒、及び作業中止(2件)
12	悪天候時の処置(事前の対策及び事後の点検処置等)(2件)
13	安全と思われても簡易土留の実施
14	安全な勾配をとって浮石等は除去して掘削する。
15	安全パトロール時の教育
16	安全教育の実施(災害事例等)
17	安全靴の着用
18	安全軽視。
19	安全勾配での掘削と土留の設置
20	安全通路を通ること。及び方面の傾斜角度を適切にする。倒壊・崩壊の危険性が少しでも在るところは、十分余裕を持ってパレード等エリアを確保すること。はつり作業においては、十分な事前研究と準備打合せをすることなどを特に気をつけている。
21	安定勾配の確保
22	異常が認められた時の作業中止と退避等の措置(2件)
23	異常気象後の点検を確実にを行う。
24	一口に倒壊・崩壊災害と言っても広い範囲にまたがっているので、まとめて書く事はできない
25	雨上がりの地山の点検、水の流れ
26	雨水対策の徹底、水勾配を考え施工(2件)
27	応力計算のチェック、日々のチェック
28	下水工事での掘削作業では、下に一人が入っている場合には必ずもう一人が上で囲い及び、掘削面の状況を見ることとする。
29	仮囲い、足場の控え、壁つなぎの点検。外部足場の水平つなぎ、大筋交、建地補強の点検。台風・強風時には外部足場の垂直養生シートなどを巻き取り、(撤去して)風圧を軽減する。
30	仮囲いの控えの点検
31	仮設計画をしっかりと検討し、早めの土留めを行う。(計画通り)
32	仮設構造物の設計にあたっては、荷重及び外力を計算し、これに耐えられる強度を確保する。
33	仮設構造物を組み立てる時は、作業計画をあらかじめ定め、それにより組み立てる。
34	仮設物の壁つなぎ確認。
35	河川内では、ヒービングに注意する
36	各作業を行う際はもちろんのこと毎日の所長による点検を徹底して行なわせている。
37	各作業手順の遵守(設備・構造物・コンクリート打破・支保工・掘削等)
38	監視。土留工の完全実施。
39	管理設工事の土留については先行型の私用を指導している。
40	関係者以外の立入禁止措置(2件)
41	危険性が認識されたKY活動がなされて、対策が実施されているか管理しています。
42	機械掘削作業による崩壊災害防止、1.深さ 2m以上の地山の掘削作業では作業主任者の指揮で作業、2.深さ 1.5m以上の時は土止め支保工を設ける、3.掘削減土は路肩におかない、4.作業開始前及び降雨、地震等の後には地山状態について点検

43	休み前の現場点検や、台風・地震時の監視等を実施しているかどうかには注意しています。
44	強度計算書、計画書の確認
45	業者の提出した工事計画と、当社の計画に整合性があるか確認し、計画通り、又手順通り実施されているか現地で確認し、不具合のある時は、是正させる。
46	掘削ヶ所での土留支保工の完備
47	掘削箇所の深さ、勾配等は適切であるか
48	掘削箇所の立地条件、地形、地質、埋設物等事前に十分調査し、その結果に基づいて工事の種類に応じた施工計画を立てる。仮設構造物を組み立てる時は、構造物の倒壊を防止する為に、作業の方法、順序、設備の方法についての作業計画を予め定め、それにとり組み立てる。
49	掘削開始前の事前検討・確認。
50	掘削作業時(1.5m以上)の山留め完全設置。点検の実施(山止め、足場等) 地盤の確認。
51	掘削作業時には、地山、山留の点検を行う
52	掘削作業時に地山の確認と必要に応じた土留の徹底
53	掘削作業中(切羽)及び掘削完了後の地山の状態の観察、点検は常に心掛けさせ。 * 異常の早期発見と、早い判断による退避の実行の作業主任者の職責の遂行徹底
54	掘削時の法面勾配を確保する。
55	掘削時土質に合った法勾配による掘削の実施及び土止め先行工法の採用による溝掘削作業等の実施を徹底する。
56	掘削周辺に墜落防止用のフェンスを設置する
57	掘削深さに対する矢板根入長さは適切であるか。掘削時の湧水、法面の亀裂などの日常点検と点検簿への記載。作業足場は組み立て図どおり組み立てられているか。
58	掘削深さの周知徹底
59	掘削地山の事前調査、施工計画を作成適切に反映させる。
60	掘削部底面で、法面に背を向けて作業を行わない。
61	掘削法面の安定勾配の確保
62	掘削法面の養生
63	掘削法面は安定勾配で掘削し斜面のクラック点検を実施する。
64	掘削面の勾配等の点検を行う(2件)
65	型枠、足場組み立ての時計画図面どおりか確認。2. 足場の壁継ぎの確認。
66	型枠・足場においては水平力に対する、対策を講じているか
67	型枠・足場において構造計算を行い計画図通り組立しているか
68	型枠支保の水平力に対する安全性の検討の徹底
69	型枠支保工 1 組立図にもとづき施工する 2 組立解体作業は、作業主任者の直接指揮のもと行う
70	型枠支保工1. 組立図に基づき施工する。2. 組立解体作業は作業主任者ん直接指揮の下行う。
71	型枠支保工については必ず郷土計算書を作成しその安全な内容により作業を進める。下水などの開削に於いては土止め先行工法により法面の崩壊による災害の防止。
72	型枠支保工のサポートのピンは代用品(丸セパ、フォームタイ、鉄筋)の使用禁止。型枠支保工には損傷変形又は腐食のある資材は使わない。
73	型枠支保工の手順の作成 (現場によって基準書通りに組立ができない部分が発生する場合があります、設置場所に応じて手順書を作成している)
74	型枠支保工の組立てで適正な部材の使用をしている
75	型枠支保工組立作業における有資格者の配置。
76	型枠支保工等作業主任者の選任と職務の遵守
77	型枠支保工部材の緊結方法及び基礎の沈下、滑動
78	計画どおりの土留(山留)の設置。
79	計画に従った法勾配で掘削
80	計画時における調査
81	計画時の事前検討の確実な実施
82	計画書、作業手順のチェックを確実に行う
83	計画書の作成。部材などの強度計算・条件確認。計画通りの施工確認、点検。地山の点検確認。
84	計画書審査時でのチェックの徹底。
85	建築物の解体工事における外壁の崩壊等による公衆災害の防止
86	見張員を配置して作業している
87	現場の事前点検。危険予想箇所の周知。
88	現場巡回の実施(4件)
89	現場状況の把握、軟弱部の補強
90	現場責任者の確認

91	現状地盤及び掘削面の土質の調査、確認
92	固定方法、力学的な安全性、見た目の安全性。
93	工種、職種的に施工することがない
94	控えの設置。
95	杭打機等の転倒防止するために作業基盤整地及び基盤強度の確認と基盤の補強。
96	構造計算
97	溝掘削作業で土止め対策を行う際は掘削溝内に入らない
98	溝掘削作業において、深さ1.5m以上は山止めの実施。
99	溝掘削作業においては、簡易土留め支保工を使用する
100	降雨後の重点実施
101	降雨時又融雪時の排水に特に気をつける。
102	合図者・誘導者・指揮者の専任
103	災害の可能性について、作業員や専従者の知識や経験によるものを重用視してほしい。データばかりでない自然災害。
104	作業開始、作業終了時、雨の時、地下の確認。
105	作業開始前に作業場所の点検。作業開始前に調査を行い、作業方法が適正であるか検討。作業方法が適正に行われているかの点検。使用している部材や、周辺の状態に以上がないか点検。
106	作業開始前に地山のすべり発生の亀裂の有無を点検する。また、降雨後には、湧水の量、色調の変化等を確認、点検する。
107	作業開始前の安全点検の徹底。(2件)
108	作業開始前の地山の点検(2件)
109	作業開始前の地山の点検を確実に実施しその記録を保管している。
110	作業開始前の点検(5件)
111	作業開始前の点検を十分に行わせ、不備がある場合勇気を持って中断・中止させる。これくらいはよいだろうと妥協して作業はさせないようにしている。
112	作業計画に基づく作業指揮
113	作業計画の作成
114	作業現場における事故発生可能性事前に十分チェックする。
115	作業個所の事前調査を行い機械の転倒、墜落足場の地質、地形の確認
116	作業主任者による土止め支保工の設置
117	作業主任者の作業前点検実施。(4件)
118	作業主任者の適正配置と直接指揮の確認(7件)
119	作業手順のチェック及び設計時の強度確認
120	作業手順の厳守(6件)
121	作業手順の事前打合せ:作業方法、資格の確保(2件)
122	作業手順書、教育、実施
123	作業手順書に基づく施工と確認(2件)
124	作業手順書の作成、周知(3件)
125	作業上特になし。(地盤改良、防水)。地盤の監視。
126	作業前の現地チェック
127	作業前の指保工等の確認。
128	作業前の地山等の点検(4件)
129	作業前の点検(4件)
130	作業前型枠支保工の点検
131	作業着手前に工法等の検討を行い、一番適した工法で施工する。
132	作業中見張を配置する
133	作業内容に対する、計画時からのチェック、無理な作業は厳禁
134	作業変更の禁止を重点に指導している
135	作業方法の確認
136	作業方法の十分な打合せ
137	山止めについては業者だけでなく、工事部のトップまで入れて入念に計画させます。工事中は計測活動を継続的に行っています。型枠支保工についても、根がすみ、レポートの点検を継続的にさせています。
138	山止めを完全実施させる。(2件)
139	山止め支保工計算。山止め部載等の点検。
140	山止め点検
141	山笛早期設置。
142	山留に関しては、数字上の計算は親会社にたよらざるえないのが現状であるが、簡易的な山留で危険を感じることもある。どんな指示であっても作業員本人の経験や勘を優先し、特に水が出ている場合は再打合せを徹底する様にしている

143	山留を実施する 1m以上
144	山留計画の作成と周知(上質調査、組立手順等)
145	山留工を確実に実施し、チェックリストによる管理を実施している
146	山留工事の有無の確認をする(掘削長による)
147	仕事の関係上、あまり関連がないので特に指示してません。
148	使用機械の能力、作業方法、誘導者、労働者に対する作業手順の周知
149	使用機材、部材の組立・使用時の安全性確認。安全パトロール等により、経時変化を初期段階で把握・対処。
150	使用機材、部材の保守点検(2件)
151	始業前点検の徹底(各設備、地山点検等)
152	指差し呼称の実施
153	支保工～根がらみ、水平材などの確実な設置
154	支保工は手抜きをさせない様に気をつける
155	支保工組立、解体は作業主任者の直接指揮で作業
156	支保工組立終了時生コン打設前の確認、山留め動体観測及び地山の作業開始前の点検
157	支保工等を含む、仮設備の強度計算と、施工時の組立ミス及び点検が重要。特に、セフテアセスメントを行う事が重要
158	施工計画の徹底(3件)
159	施工計画検討会における先行管理での確認(支保工、山留め及び掘削法面の精査)
160	施工計画表に沿った施工。 定期的な点検。
161	試掘など手掘りの場合は、トレンチ等を早めにセットして掘削と共に下げて行く
162	資機材の固縛保管の指導(2件)
163	資材などは水平おきを基本に徹底。支保工の倒壊、崩壊災害を防止するため固定に釘止めを上下に実施、点検用紙に記録
164	資材の置き方
165	事前・変更打合せの確実な実施と作業手順の遵守徹底
166	事前に地質や地形にあったアカリ掘削や支保工の組立て作業の計画をする。
167	事前の仮設計画の確認及び設置後の日常点検の実施
168	事前調査、施工時の観測・点検を十分に行う。また、緊急時に対する、日頃からの対策を十分に考えておく
169	事前調整:地質、地下水位、雨水排水状況
170	実態にそぐわない計画書がある
171	斜面掘削時のきり過ぎによる崩壊防止。
172	社内基準で定めている(例)倒壊災害の防止⇒足場関係、支保工関係、崩壊災害の防止⇒掘削勾配、土止め支保工関係
173	十分な工法の検討(土止め支保工、掘削角度等)作業開始前の地山点検実施の徹底
174	重機などの据付位置と加重の関係について。
175	重機の点検と作業主任者の常駐
176	重機足場の確認(2件)
177	重機足場の養生(鉄板敷、地盤改良)
178	巡回パトロールによる確認指示。
179	場内を始業前及び終業時に点検する
180	常に職長が持場を自主点検を励行
181	職長による作業前の見回り
182	釘止め、番線メ、メ工機具等あると思いますが役割を果たしているかの点検確認、資材の点検が大事かと思います。適材適所
183	刃は推進における切羽の確認、及び監視
184	盛土での法面及び法肩養生(植生等)
185	積載高の制限
186	切り土及び掘削する前に地山の状態をよく調査、土質に応じた土留支保工を行う。
187	切羽の肌落ち(崩落)災害が発生しやすいので、日常的に下記を実行している 1 コソクの実施、切羽の点検 2 切羽面の点検 3 切羽には、必要以上に近づかない、監視 4 保護具(プロテクター)の着用 5 夜勤者への申し送り(当社はこれを”Wチェック方式”とよんでいます)
188	設置機械(クレーン等)の基礎部分の巡視点検の指導
189	設置後の点検
190	設備、機械等の計画段階での主管理部を含めた検討と審査
191	設備計算の把握
192	先行土留め工事の徹底
193	先手管理工程表により、危険作業にマークを付け、店社スタッフによる安全パトロールの強化。
194	組立図、強度計画書の作成
195	組立図による施工と点検確認の実施及び作業前点検、法規の遵守を行うよう気を付けている
196	組立図の作成、組立図の確認、施工が組立図通りかの確認 不用意には変更しないこと

197	足元、足場の点検。
198	足場、型枠支保工等の仮設構造物の構築では、特に水平方向の安全性を十分考慮、荷重及び外力を計算、強度を確保
199	足場、型枠支保工等の仮設構造物を組立てる時は、作業中の墜落、部材の落下、構造物の倒壊等を防止する為、作業方法、順序等についての計画を定め組立てる。
200	足場、支保工等の根ガラムの設置
201	足場～根がらみ、水平材、かべつなぎ、やらす等設置
202	足場・型枠支保工等、プレス取付け確認
203	足場・土留め支保工・型枠支保工の点検
204	足場に関し 1 壁つなぎヶ所の増加 2 台風等の時安全ネットの撤去
205	足場の壁つなぎの確認
206	足場の壁継ぎの状態。 足場の組立・解体時作業主任者の直接指揮。 作業手順の作成と周知。
207	足場の壁継ぎは設置してあるか
208	足場及び型枠支保工の材料は損傷、変形、腐食のある物は使用しない。 足場には壁つなぎ、又は控えを設ける。 最大積載荷重を定め表示し、最大積載荷重以上の荷をのせない。 足場及び型枠支保工の支柱の沈下防止のため敷板等の措置を行う。 型枠支保工の組立図を作成し、それに基づいて組立てる。
209	足場及び支保工の計画のチェック。 組立て、解体時における足場及び支保工の安定性の確認。 足場及び支保工の使用状況のチェック。 桁架設機械の安定性の確認
210	足場及び支保工の施工前事前検討会の実施。 施工後、安全点検の実施。安全パトロール時点検。
211	足場及び支保工の倒壊防止対策に全ての作業について作業計画、施工要領書を作成し、作業員まで周知する
212	足場設置における、支持地盤の確認及び、壁つなぎ等、構造点検の実施記録
213	足場地山等の作業主任者の直接作業の指揮
214	足場土留の作業前点検の徹底
215	足場等においては、壁つなぎなどの徹底。 山留、支保工に関しては、日々の点検の実施。 チェックリストによる管理。
216	足場等は必ず壁つなぎやらす、取れない場合は単管で控を取る様にしている
217	打ち合わせ
218	台風などの強風にそなえている。あおられて倒壊等ないように固定させる(看板など)
219	短期間使用の足場でも壁つなぎやヤラスを確実に設置する。
220	地下掘削施工の場合、地山掘削主任者の資格者を配置し事故防止に気をつける。
221	地形、地質、埋設物等、工事の種類に応じた計画書の作成
222	地山、掘削面の観察 チェック パトロール
223	地山、型枠、支保工等の点検(2件)
224	地山、地質等の事前調査と掘削作業計画作成の徹底
225	地山、湧水点検、山留の編意等、特に日々調べて、変化に注意する
226	地山・地質等の事前調査と掘削作業計画作成の徹底。 地山掘削、土止め支保工作業主任者の直接指揮の徹底。 トンネル内の切羽等の点検充実。 補助工法等の先行実施による災害防止活動の推進。
227	地山の安定勾配、地質、湧き水の確認、浮石の除去、土止め支保工の実施、外部足場の壁つなぎ設置、最大積載加重の確認を重点に指導しています。
228	地山の確認
229	地山の掘削、土止め支保工、作業主任者の資格の確認と「関係者以外・立入禁止」の措置。作業計画書の事前打ち合わせの実施
230	地山の掘削は、形状、地質埋設物等を事前に十分調査し、その結果に基づいて工事の種類に応じた計画を立てる。 掘山の掘削作業は、作業主任者直接の指揮のもとに行い地山の種類に応じた安全勾配とする。
231	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者の直接指揮の徹底
232	地山の始業前点検、
233	地山の状況に応じた安全な勾配で掘削
234	地山の状況を良く確認し、危険が予想される時は山留を設ける
235	地山の状態について、チェックシートを用いて点検し、安全確認後に作業。
236	地山の点検(降雨後、朝、昼、夕)(15件)
237	地山の点検および記録(3件)
238	地山の点検者の指名と点検実施
239	地山の掘削作業主任者、型枠支保工組立作業、主任者などの有資格者を適正配置。足場等の構造計算(強度)
240	地山を安全な勾配とし、落下するおそれのある浮石等を取除き土留支保工等を設置。原因となる雨水、地下水等を排除
241	地山亀裂・湧水有無の点検実施(2件)
242	地山掘削や土止支保の資格取得から、適切な指示ができる様に訓練する
243	地山掘削勾配の規定遵守
244	地山掘削法面の点検

245	地山等の毎日の点検。山留等の計画及び実施。監視員の配置。
246	地山等を掘削する作業時には必ず監視人を配置して作業している
247	地山掘削における地盤、地算の調査確認。土止支保工等の仮設構造物の設計、強度の確認。
248	地質及び現地の状況の確認、控えの設置(2件)
249	地盤、足場等の作業前点検(2件)
250	定められた作業手順を遵守させる
251	適切な作業計画・作業手順に則った作業。地山の点検・監視計測の実施。有資格者による作業。足場・型枠支保工の上載荷重管理
252	鉄骨建方安全管理の社内規則を定め、鉄骨の倒壊防止対策を確実に実施させている。又、鉄骨建方に際し、建方時に立合うように指導している
253	天災時の総点検の実施と補強・補修の予防準備チェック
254	点検・確認の徹底
255	点検で上がってきたデータを分析し、正しく判断して決断する事(作業中止等)
256	点検の実施とその是正
257	土工事においては、切盛時の安定自配と、雨水対策(排水等)
258	土工事における床堀作業により土質変化が見られ土留が必要であったり岩発生にて土留等が設置出来ない様な箇所での現場にて、緊急検討会実施など又土圧計算などにより、結果等を確認するなどその他、地山点検チェックシート活用により毎日の点検に努めている。
259	土砂崩壊、防止
260	土砂崩壊災害防止対策については切取法面に亀裂、湧水が出て来た場合に於いて法頭部にターゲットを設置し光波距離計にて定点観測し崩壊監視を行っている。
261	土止めの支保工の構造とタイミング
262	土止め工の完全実施(4件)
263	土止め材を事前に準備する
264	土止め支保工設置後の定期点検
265	土止め等作業主任者の元で行う
266	土質、地下水と法面
267	土質に応じた安全勾配の確保。事前の作業検討で土止め支保工の段取り、有資格者による設置
268	土質に合った法勾配の設定
269	土質の把握、湧水の有無、排水
270	土質等を考えた作業方法の検討
271	下水道などの掘削でできる限り土止支保工の設置を義務。崩壊の恐れのあるところは事前にブルーシート等にて養生。
272	土留めの支保工の組立て完全なものとする
273	土留めの施工、地山の確認。なるべく労働者が中に入って作業しない方法を考える。
274	土留め支保工図通りの取付
275	土留計算の再チェック。
276	土留工の確実な実施及び作業前点検(3件)
277	土留支保工、型枠支保工等に使用する材料は、不良なものや、損傷のあるものは絶対に使用させない。
278	土留支保工での掘削は、余堀りを計画以上にしない
279	土留支保工による山留を設ける。作業開始前に地山の点検し安全を確認する。
280	土留支保工の完全な実施と作業前の周囲の点検。
281	土留支保工の施工は早め早め実施し、仮想な点を越えて、土砂崩壊を招かない様注意！切り崩壊の恐れを周知させる！
282	土留支保工の設置状況
283	土留支保工の組立図を作成、毎日点検、記録
284	土留支保工放置における部材の点検及び、周辺地盤の点検を毎日実施記録する
285	土留設備の点検
286	倒壊、崩壊共に、足場、支保工設置場所の基礎地盤が安定し、強度のある場所に組み立てを行う。又、現場によって軟弱な場所への組み立ての場合は、道板等を使用するか、砕意思などを入れ替えて床付けを行わない。不同沈下の防止措置を行わせる。足場の壁つなぎの取り付け位置
287	倒壊、崩壊の危険がある処には立入禁止
288	倒壊、崩壊の危険個所の表示及び保護柵などをもうけている
289	倒壊・崩壊の恐れのある場所は立ち入り禁止とする。
290	倒壊崩壊災害防止を重点目標とし特にトンネル掘削作業、鉄骨組み立て作業を重点管理作業に定め、その各作業における作業所長と安全衛生責任者が行うべき具体的実施事項を決め管理するようにしている。また、当作業については重点危険作業にも指定しており始点にて計画審査を行い、承認を得た後の作業実施をしている。
291	当社基礎工事に際し、作業地盤の確認、地盤改良、地盤水平度、杭打機下の敷鉄板の敷設等に配慮

292	統責者の巡視、安全専任者のパトロール:設備の不備
293	特にありませんが、その場にもっとも適した対策を考えてじっしするようにしています。
294	日々の現場の状況を確認し、施行前、施行中検討。
295	日々の作業前に作業箇所の点検を行い異常の有無を確認する
296	日々の地山点検と記録の保存(2件)
297	日々の点検(9件)
298	必要に応じ監視員の配置
299	敷き鉄板などを用い、足場の確保。
300	浮石、湧水、法面の亀裂等は点検等で点検しているか
301	浮石を落とし、危険ヶ所をなくす。作業手順の厳守。地山等の点検。
302	部材等については縦置きは厳禁必ず横置きとして平行、直角を原則としています。ガス酸素ボンベ等は置き台またチエン等で固縛して倒壊防止に努める。
303	物を高く積まない。周囲を整理する。いらぬものは、すぐ片付ける。
304	物理的余裕を持つ事
305	壁つなぎ、控えの設置及び基盤の補強を徹底して倒壊防止を行うと共に、掘削勾配の確保、土止め支保工の設置等により崩壊を防止する。
306	壁つなぎ箇所の法以上の実施
307	壁の倒壊防止のため切り梁腹起こしを完全にする
308	壁継ぎの点検
309	変更が生じた場合の連絡、報告の流れを事前に決めておく。
310	保護具の完全着用(2件)
311	崩壊 掘削溝内び入らない工法(路上での作業)の義務はけ
312	崩壊などの恐れのある場所ではあらかじめ土止め支保工などを設ける。作業前に足元の点検を十分に行う。
313	崩壊の恐れが予想されるものについては、しっかりとした養生を確実に行う。
314	法規の遵守
315	法肩に物を置かない。
316	法定の点検を念入りに行い、その結果により必要な対策を講じる。
317	法面～基準勾配での切取り、ネット等の設置
318	法面の安全勾配の確保と目視による確認
319	法面の始業前点検 落石防護網等の設置 足場・型枠支保工等の倒壊措置・始業前点検
320	法面の上部の点検を特に気をつけて実施させています。特に台風、降雨後に！
321	法面の点検(3件)
322	法面及び法方の地山点検確実に実施、点検記録を記帳する。
323	法面作業において、作業前の地山の点検を徹底、異常が見つかり次第中止、対策を講じる。足場などの仮設物の点検。
324	防護ネットの設置。雨水を集めないよう、仮水路の設置。切盛土勾配の安全確認。
325	防止措置の徹底
326	堀削勾配、土質の確認。(4件)
327	毎回の作業打合せの励行、自主点検の実施、作業手順の厳守
328	毎日の点検・確認連絡を如何にマンネリ化することなく行っているか。
329	毎日の法面点検の実施を記録させている。
330	明り掘削の掘削面の安全勾配の確保
331	綿密な計画を作成し、実施する。
332	有資格者による作業
333	有資格者による作業手順の徹底。
334	有資格者による日々の点検
335	有資格者の配置(2件)
336	湧水、地下水及び土質への関心と事前安全設備の仮設対策の指導
337	湧水の措置
338	湧水状況の確認(流砂がないか)
339	養生の検討
340	立杭の掘削、支保工設置、撤去は過掘部材の確認、組立手順点検、作業主任の配置
341	立入禁止措置(バリケード等)(5件)
342	留の早めの設置
343	路肩の崩壊については、十分に注意し、事前に調査した上で、施工するようにしている。

- (30) 建設機械・クレーン関連災害（巻き込まれ・挟まれ等）の防止対策で、特に気をつけていることをお聞かせください。

具体的に_____

● 集計結果

No.	内容
1	3t未満の移動式クレーンにも過負荷防止装置をつける
2	667条打合せ
3	KYミーティングで危険性の認識、その対策を考案。作業半径内立ち入り禁止措置。やも得ない場合、誘導員を配置、その指示のもと機械を操作。
4	KY活動の中に作業員を實際、機械に乗せ、運転席からの死角を確認させる。
5	アースドリル機の主巻きにも過巻防止装置を標準装備
6	アウトリガーの実施を確実にすること。吊り荷の安全性。
7	アウトリガーの地盤養生。玉掛けワイヤーの保安点検。
8	アウトリガー最大張出し
9	アウトリガ部分の点検を行う
10	オペレーター、関係作業者を交えた事前の打合せ。オペレーターの専任制(技能講習等の資格を有しているからといって操作させない)
11	オペレーター、作業指揮者等のKY時指名。重機等からはなれる時のキー抜き取り。回転灯などによる注意標示。
12	オペレーター、助手を含めた適正配置
13	オペレーターが運転席を離脱する際のキーの抜き取りの徹底(2件)
14	オペレーターとのコミュニケーションをよくとる。無理は厳禁である!
15	オペレーターと作業員との合図確認の徹底(6件)
16	オペレーターの教育
17	オペレーターの死角には、絶対に入らない、必ず目と目で確認をしてから行動する。
18	オペレーターの資格確認
19	オペレーターの周囲の確認の徹底
20	オペレーターは、旋回時、バック時等常に周囲の確認をする様に癖を付ける。作業員は、合図なしで重機の側に立入らない。
21	オペレーターへの勇気ある作業不可能認知の公表を指導
22	ガードマン、安全網の設置、第三者障害の防止。
23	ガードマンの配置、立入禁止区域の表示
24	カギの管理の徹底
25	ゲーパーの運動(3件)
26	クレーン(移動式)アウトリガーを最大限に張り出し
27	クレーン、重機作業計画を作成し、作業前に安全措置を確認する。
28	クレーン:吊り荷の確認。建機:操作時の周囲確認。
29	クレーン・重機作業計画書の作成で作業方法・使用機械、作業員の配置を平面図等に明記する。用途以外使用について、クレーン機能付バックホーの使用作業半径内の立入禁止措置の実施。
30	クレーンアウトリガーの完全張り出し及び養生(5件)
31	クレーンアウトリガーの設置状況の確認。
32	クレーンのアウトリガーは鉄板の上に張り出す
33	クレーンの作業範囲をまづ明確に表し作業員がむやみに立ち入ることのないよう、立ち入り禁止措置をしっかりととり、また、オペレーターも旋回時には周囲に十分気を配るよう、指導。
34	クレーンの能力及び吊荷、重量、位置の確認
35	クレーンを使いトラックよりフリ降ろしの際ワイヤーゆるみ原因による事故に気をつける。
36	クレーン関連、足元の確認と吊り具の点検、立入禁止
37	クレーン機能付きバックホーの使用。機械足場の設備、確認。
38	クレーン及び汎用機械など使用作業においては、危険作業に指定して重点管理を行うようにしている。当作業を行う場合は「作業計画書及び打合せ書」を作成し、作業所長が確認し、承認した後としている。特に、油圧ショベルなどに於いては、両サイドミラーの取り付けと少浅海が他の機種を使用するか、その他機種の場合、接触防止装置を取り付けるようにしている。
39	クレーン作業においては、アウトリガーを最大巾にして作業を実施する。又、アウトリガーの下には敷板を敷く、回転作業はゆっくりと実施する。
40	クレーン作業については合図者、玉掛け者を選任し、オペレーターが誤操作することのないよう指導している。
41	クレーン作業半径内及び吊荷下立入禁止(4件)

42	クレーン使用機能的バックホーのクレーン作業時はランプが点灯しているか
43	クレーン据付及び作業半径内立ち入り禁止をカラーコンヌ A 型バリケードにて実施。作業時には、看視人において災害防止に努めている。
44	クレーン設置計画の実施。作業ミーティングにより危険な場所の確認。作業半径内立ち入り禁止。有資格者による作業。
45	クレーン等の運転に伴う合図の統一
46	クレーン動線の確保
47	クローラクレーンの移動は誘導員を付ける。作業半径内立入禁止措置をする。
48	トラッククレーンをしようすることが多いので、アウトリガーの完全張出。
49	パイプロハンマーについての作業標準の制定
50	バックブザー、フラッシュライトを重機に取り付ける
51	バックホウのオペレーターとの合図の確認
52	バックホーの掘削作業中は立入禁止措置をする(2件)
53	バックホーの後方通行禁止。(2件)
54	バックホー稼働中は、(回転半径内立ち入り禁止策として、カラーコーン・コーンバー等を設置する。連絡合図の徹底。
55	バック運転時の誘導員配置(2件)
56	バック走行の禁止。
57	バリケード等による作業範囲の立入禁止処置(2件)
58	ヒューマンエラー(見間違い・聞き違い)
59	ヘル帯の着用。
60	まずもって建設機械周りに、近づく事の無い様な、立入禁止柵、又は安全ロープ等により圧切りをはっきりさせる事を、心掛けさせています。尚、安全教育の中で機会後方での人力作業など避けさせる様な指導及びオペレーターへの声掛け運動などを実施し事故発生防止に努めている。
61	まず近寄らないが原則、必ず安全通路を歩行すること。クレーン作業について吊り荷の下に入らない、玉掛作業は玉掛合図者の指示に従い手を出さないこと。
62	まず第一に立入禁止設備(カラーゴン等)の検討し、それが出来ない場合は見張人にハンドマイクを持参させ、災害防止に努めさせている。又、一般作業員に対して死角の位置を現場にて確認させ教育を行っている。
63	安全通路の確保。一人作業の禁止。
64	安全確認 合図者、誘導員、監視人の配置、作業主任者の選任して直接指揮下に作業
65	安全教育の実施(地山点検・足元確認・合図の確認・キー管理等)(2件)
66	安全装置の鍵は、現場事務所保管
67	安全装置の点検。(2件)
68	安全装置の無効化防止
69	安全通路設置、作業員に周知。(2件)
70	安全範囲の確定と作業指揮者の配置
71	安全標識、近寄らない
72	移、クレーン・車両系建設機械の旋回体との接触防止、用途以外使用の禁止(バックホウ) 荷役運搬機械・車両系建設機械、後進時の誘導。 荷役運搬機械車両系運転位置から離れる場合の措置。
73	移動式クレーン、重機等打合せ書の内容充実と活用の徹底(2件)
74	移動式クレーンの作業中はアウトリガーを張り出し敷鉄板を必ず敷く
75	移動式クレーン作業 1 旋回内への作業員の立入禁止措置 2 設置場所の強度を確保 3 定格荷重をこえて荷を吊らない 4 アウトリガーは最大にはり出す。
76	運転員が機械の操作に入る時に必ず周囲の確認を行ってから動く
77	運転士との合図の統一を行い、合図、誘導を徹底して行う。
78	運転者の死角に入らない。作業員は、機械に後ろ向きで作業しない。監視員、誘導員の配置。機会のバック走行禁止。
79	運転席を離れるときはバケットと地面に下ろし、エンジンを止めるよう指導している。
80	稼働中重機の接触防止措置(TM センサー等)
81	荷揚げ場所への立入禁止処置など
82	過負荷防止措置等の安全装置の点検実施と作業中の解除の禁止の徹底
83	会社統一様式の「重機作業・クレーン作業計画書」を作成し十分に災害防止対策を検討してから作業を開始している。合図は無線を原則とし、やむを得ず無線以外の方法で行う場合は、建設労働災害防止協会の定める合図法を使用させている。
84	回転時の安全確認。お互いに声を掛け合う。
85	回転部などへの防護処置の状況。
86	回転部にカバーを設置
87	各工事現場における作業中立ち入り禁止措置の徹底。作業計画書に基づく安全確保の履行確認
88	各種安全装置の取付(TV カメラ等)
89	各種安全装置の点検と解除の禁止

90	巻込まれにおいては、作業服の一部が巻込まれてから体が巻込まれる場合が多いので、まず服装を点検し、ダラツとしたところがないかを確認する。機械においては、駆動ヶ所を事前に見て危ないと感じたら保護養生をする。クレーン作業は前日までに特定作業届けを作成させ、元方責任者の承認を事前に得ておく。
91	監視人の配置(3件)
92	関係外の立ち入り禁止。
93	関係者以外の作業範囲内の立入禁止(3件)
94	危険が予想されるとき作業中止
95	危険区分の立入禁止措置
96	危険範囲内、クレーンの場合は吊り荷の下等に絶対入らない様全員に毎朝、教育している。
97	危険予知かつど運充実。作業主任者、職長の職務追行状況。安全啓蒙看板の取り付け。一目で見る管理人。
98	機械・工具にさわらない(扱う場合は所員立会いのもと)
99	機械オペとの作業前打合せを密に行う様指導している。
100	機械と作業員の接点を減らす事。立入禁止箇所の遵守!
101	機械と人間の相番作業時にバリケードなどで立ち入り禁止措置ができないので監視人を配置して挟まれなどの無いようにする。(センサーなどの装備している機会を使用させる。)
102	機械の安全措置は絶対に切らない事。モーメントリミッター警報を遵守!
103	機械の運転は有資格者にさせる。
104	機械の影となる個所の照明照度の確保
105	機械の回転部の防護覆い(グラウトポンプ、ミキサー、ポーリングマシーン等)
106	機械の選定十分な安全度と能力、作業方法、手順を定め関係者に周知作業開始前の点検、合図を定め合図者を指名、機会との接触がないよう立入禁止措置をとる、旋回は低速運転で行う。
107	機械の適正な運転管理
108	機械の能力、選定について一緒に検討する
109	機械を旋回後退する時は誘導員の合図により行う
110	機械固定の危険を抽出し、災害防止対策を施す
111	機械工具のカバーの確認
112	機械災害事例により危険を認識させる
113	機械作業と人力作業の共同作業及び周辺作業員とオペレーター間の合図相互確認の徹底
114	機械周りの立ち入り禁止措置。オペレーターとの合図確認。合図者配置。
115	機械周辺にバリケードを設置して立入禁止にする
116	機械等に接近する時は機会の前方より運転者に合図し、機械が停止したのち近づく。後方よりは絶対に近づかない。
117	機客の専用範囲に立ち入り禁止処置を額実にする。点検時には機械を停止して確実の上実施する。
118	機材の設備・点検。誘導員、合図マンの配置。危険区域立ち入り禁止措置。足元の状況確認、対応。適正用具の使用。
119	狭い箇所での掘削作業時の小旋回機械の選定及びセンサー等の取付けによる挟まれ災害防止対策の実施を徹底する。
120	狭小部における作業の監視。
121	玉がけ時の災害が多く発生しているので玉がけ作業について教育いる
122	玉掛け作業など有資格者による作業をしているか免許確認(2件)
123	玉掛け作業基準書を作成し全作業員に周知している。
124	玉掛け等作業を含む荷の運搬作業については、作業編成、作業分担、クレーン等の種類及び能力、玉掛け用具、合図等を組み込んだ作業計画をつくる。
125	玉掛ワイヤ、治具の管理徹底
126	玉掛作業を行うときは作業開始前の打合せを行い、作業の概要及び作業の手順について、全員に指示、周知。一定の合図を定め、合図者を指名しオペとの連携を密にする。運転中は関係者以外の者の作業半径内への立入禁止の措置。上部旋回体との接触防止を図るための立入禁止措置。玉掛等作業について作業員の配置を決め玉掛け作業責任者を指名。
127	玉掛作業、建設機械などの有資格者と作業指揮者、誘導者、合図者の適正配置。作業計画書、作業標準書、作業手順所の遵守。
128	玉掛者、合図者、オペレーターとの合図の確認
129	玉掛責任者の選任
130	玉掛用具の点検を確実にを行う事
131	近道行動の禁止
132	計画書の作成と計画書通りの作業の徹底
133	計画図の点検
134	建設機械、クレーン作業計画書を、そのつど作成し、作業要員に周知する。
135	建設機械、クレーン作業中は、作業範囲を必ず特定する
136	建設機械・クレーンの能力の適否、配置計画および作業区画と立入り禁止区画の明示と周知徹底。運転者・取扱者など資格の確認。

137	建設機械・クレーン等の重機には近づかない
138	建設機械と作業員の相対作業員における、監視員の配置
139	建設機械のオペレータ、周辺作業員の危険認識教育
140	建設機械の災害については、ドリリングマシンなどの回転部がある機械でははさまれ巻き込まれ災害防止のため、手元作業員がオペレータに手をグーにして合図を送るという「グー運動」を推進。誘導員の配置。作業帯の明示。
141	建設機械の作業半径内立入禁止措置をする。(4件)
142	建設機械は後進をしない、後進しか出来ない場合は運転者は運転席から降りて後方確認し行なう。クレーンの吊荷下に作業員が入ったら運転を中止する。
143	建設機械作業の事前打合せを、場内平面図使用による綿密な打合せの実施
144	建設機械等の死角を各種機械の運転席に実際に作業員をすわらせ、具体的なその機械の死角を体験させる
145	建設機械等の転倒防止措置
146	建設機械配置計画書による作業指示の徹底
147	見張人の配置。(2件)
148	見通しが悪いか所での作業において誘導員を配置。
149	現地での機械作業はバックホウの使用が多く、それに対する事故も多かった。当社は5年前から重点実施事項として、バックホウの「バック走行禁止」を掲げた。その結果バックホウによる災害が極端に減少した。重機オペレーターの安全教育、バックホウのブームに「バック走行禁止」のステッカーを貼り、ポスター作成等を行い災害防止を図っている。
150	後進させる場合は誘導員をつける。機械使用計画・作業手順の周知を行う
151	後退時の安全確認の実施
152	工事車両の後方誘導には専属の誘導員を配置する。作業員が重機等のオペレーターの死角に立入らない様に教育する。重機作業半径内立入禁止の徹底。
153	構内掘削上下作業では上部クラムの真下に下部の作業員、掘削機は絶対に入らない。
154	合図・誘導及び立入禁止措置の徹底(2件)
155	合図と人払い。
156	合図の徹底、周囲の確認(9件)
157	合図の統一(4件)
158	合図員の指示に従う。(4件)
159	合図者、誘導員を配置する。作業範囲内及び旋回範囲内は柵等で立入禁止にする。不適格なワイヤーロープ、吊りチェーン等の玉掛け用具は使用しない。車両系建設機械及び移動式クレーンの作業計画を定め、それにより作業を行う。
160	合図者の教育と、合図方法の確認
161	合図者の指名、配置、専任(15件)
162	合図誘導員の適正配置。過負荷装置、アウトリガーの足元確認。
163	合図誘導者の確実な配置(2件)
164	合同者の配置。(3件)
165	今日風化でのクレーン作業の禁止。
166	混在作業は極力計画から外す
167	混在作業時のルールの徹底。
168	作業エリアの確保及び明示、立入禁止(3件)
169	作業ヶ所の照明の増設
170	作業ヤードの「関係者以外立入禁止」の措置
171	作業を指揮するものを選任し、その者の式の元に作業を実施させる。作業を行う区域に関係作業員以外の作業員が立ち入ることを禁止し、立ち入り禁止表示板を見やすい場所に表示させる。クレーン作業半径内に柵囲いやロープ囲いを行わせ必要に応じて看視人を配置させる。
172	作業員にKYの徹底をさせる
173	作業員全員による、作業環境及び作業内容の周知徹底
174	作業開始前に事前の作業計画書を作成するために、協力業者を参画させ、運転手、合同者、玉掛け者、作業指揮者、元請が協議する。それを作業関係者に周知し、作業方法を決定。
175	作業開始前の点検(機械、吊り治具、ワイヤー)
176	作業機械・装置の稼働範囲内に立入らない
177	作業区域の立入禁止措置及び表示を徹底し、機械等の作業措置、誘導を徹底する。
178	作業区域を決めて立入禁止時の対策をしている
179	作業区域を明確にし、立入禁止措置を実施する
180	作業区域及び旋回範囲は作業員が不用意に立入らないように立入禁止柵を設ける。
181	作業区分の明示と誘導員の配置
182	作業計画の確認
183	作業計画書、安全指示書に基づく作業指揮(2件)

184	作業計画書の作成(有資格者・手順等の確保)及び打合わせの実施(7件)
185	作業工程がきついと、無理な作業を行うから、作業内容の把握管理
186	作業指揮者の専任、配置(3件)
187	作業者の行動エリアの制限及び重機械の移動範囲の制限を行い、人と機械の接近時には機械の稼働を停止させる。
188	作業者同士の作業手順の打ち合わせ
189	作業手順の確認
190	作業手順の確立周知徹底(2件)
191	作業手順の事前打合せ:作業方法、資格の確保
192	作業手順書による関係者への周知徹底
193	作業場所の状況等を調査し、機会の種類・能力・作業方法等を盛り込んだ作業計画によって作業させる。
194	作業場所の地形、地質、埋設物等の状態を調査し、その結果により、機械の能力、運行経路、作業方法等を盛り込んだ作業計画を定め実施する。クレーン作業においては、作業編成、作業分担(玉掛け等)クレーン等の種類及び能力、玉掛け用具、合図等を盛り込んだ作業計画を作成する。
195	作業前に重機作業計画、手順書を作成し、全員に周知させる。運用上、決めたことを守れない。計画と異なる行動をする、ヒヤリハットが発生するなど誤りが発生した場合は見直しを行う。
196	作業前に打合せをする事 また作業計画をつくり作業員全員に周知させる事
197	作業前の打ち合わせをし、合図など確認する。
198	作業前点検をオペと職員(職長)でさせる
199	作業帯の確保、誘導員の配置、立入禁止措置の明確化と作業員の不安全行動の防止。
200	作業帯の明示
201	作業帯への立入禁止措置。(6件)
202	作業中(運転中)は監視人をつけ作業範囲の立入を禁止し、KY活動にて、たがいに注意するようにしている。
203	作業中の関係者以外の立入禁止措置の徹底
204	作業中の打合せは、バケットを地面に下げ、エンジン止め
205	作業通路と作業を行うところを明確に区分、立ち入り禁止の徹底。
206	作業内容の周知徹底。合図確認の徹底。始業前点検の実施。運転位置から離れる場合の措置。
207	作業半径内作業者に反射チョッキ着用、人が目立つ状態にする。
208	作業半径内立入禁止措置の徹底(48件)
209	作業半径内立入防止の徹底指導。
210	作業範囲の確認。重機の死角範囲の実感。
211	始業ミーティング時に当日の重機作業の周知徹底
212	始業前点検の確実な実行を安全運転の指導。接触時ブザーが鳴る機具を装着させている。重機稼働場所への作業員の立入り禁止を徹底させている。
213	始業点検の実施と死角の認識。(9件)
214	指揮者による明確な指示、合図。
215	指差し呼称の実施(3件)
216	施行(配置)計画。
217	死角体感教育、誘導員教育や技能講習の習得等
218	死角内作業の禁止
219	死角部の安全確認。
220	資格の有無。オペレーターの気配り、一般作業への配慮状況。
221	資格を持っていても、それ以外に「安全教育」を行い、その修了証を持っていないものは作業をさせない。
222	資格証の確認を行い、作業員とオペレーターを交えて事前打合せをおこなっています。
223	事前の検討会の開催とそれに基づく作業計画の作成に関係者に周知、及び作業状況の確認と指導
224	事前の作業計画をとにかく、きちんと立てる。実施工に合ったもので!
225	持込機械確認
226	自社のクレーンには、クレーンの旋回範囲にはペンキで明示をしクレーンが旋回しても、人にはあたらないような高さにしています。ウインチ等の回転する機械には手などが入らないようなカバーを取付けています。
227	自主定期点検の徹底(特定自主検査含)
228	識別用のチョッキ等の着用
229	斜面における作業スベリ対策、鉄板下の状況の確認等、注意しています
230	社内で重機クレーン等安全作業がガイドラインを策定協力会社も含め、周知している
231	社内基準で着工前の事前打ち合わせ実施を定めている。1)車両系建設機械作業の事前打ち合わせ票を活用し、災害防止を図る。(機械性能、作業計画、作業指揮者、立入禁止場所の確認等)2)クレーン・移動式クレーン等作業の事前打ち合わせ票を活用し、災害防止を図る。(上記と同じ)
232	車両系建機を用いる作業時には、作業場所への立入りを禁止する。

233	車両系建設機械、移動式クレーンの作業範囲で、作業員が入力作業を行う事が多いので、その際には合図を必ず行い、作業員が範囲内で作業する場合には機械は絶対動かない、機械が動く際には人間は入らないのルールを守る様にさせている。
234	車両系建設機械を使用することは少ないが、監視人を配置。クレーン作業では立入禁止措置を行い、作業指揮者を配置。
235	車両系建設機械及びクレーン(移動式)を使用して作業を行う場合はすべてにおいて、作業計画を事業者に提出させ、計画書のとおり実施されているか安全施工サイクルをチェックする
236	車両系建設機械の用途外使用禁止の徹底(4件)
237	主たる用途以外の使用はしていないか
238	周囲の安全通路、作業通路の確保
239	周知方法及び不安全行動の排除について気を付けている
240	重機、クレーン災害防止強調期間を定め、パトロールを実施。又、重機、クレーン接触防止対策実施要領書により、防止、対策を実施。重機・クレーン接触防止の為エスカルバー、パトライト等、機器を使用。垂幕、ポスター、チェックリスト作成
241	重機・クレーンの作業箇所の区切りを行い、他業者などに知らせる。
242	重機・クレーン廻りへの立入禁止措置。誘導者なしでの重機後退の禁止。合図確認の徹底。有資格者による作業
243	重機クレーン旋回範囲内への立入禁止、リミッターは絶対切らない(施錠)「吊り荷の下に入らない」標示及び立入禁止。 Yunポは動作が速いので周囲の確認と、人払いをした上での作業開始
244	重機との混在作業においては、作業エリアをバリケードまで明確にすること。又合図者とオペレーターの明確な合図(アイコンタクト、グーパー運動)、作業前の手順などの打合せにはオペレーターを必ず参加させることを気をつけている。
245	重機などの作業半径内は立ち入り禁止金措置をとる。オペレーターに自分の存在を気づかせる
246	重機の運転手にその近くで行われる作業を周知、徹底し旋回、移動の際の安全確認を充分させる。重機作業箇所近くでの作業等がある場合、安全通路をもつけるか、立入禁止箇所を明示する
247	重機の運転席側を通る事。
248	重機の回転半径内への立入禁止を徹底する(9件)
249	重機の後部にクッション。互いに声をかけあい合図。
250	重機の死角にはいらない
251	重機の設置区分を行う(機械の周囲をカラコンにて区分)
252	重機の目的外使用はしていないか。
253	重機へ接近する時の合図(グーパー運動) 通路の確保。
254	重機移動時の支持者の配置(安全確保)。移動時の鉄板などによる養生。
255	重機運転席(オペ)からの死角について、オペ及び関係作業員に周知させる。接触災害の防止はお互いに目で確認し「だろう?!」行為は厳禁!!
256	重機械の後方に入れない方法をとる。
257	重機械の作業計画やどのような作業かを全作業員に周知
258	重機関連災害のうち、車両系建設機械の用途以外使用禁止による災害の発生率が高いので、クレーン機能付BHの使用推進を図ると共に、用途外使用の法的根拠等を教育、指導している。
259	重機近くへの立入り禁止措置と、近寄る際の重機稼働停止
260	重機浩司車輛災害防止運動を展開し、巻込まれ、はさまれ等の繰り返し災害パラードを5件定め意識の高揚を図っている
261	重機災害がおきない様、機械に乗る時は機械をひと廻りしてから機械に乗り、安全を確認してエンジンをかける様にしている
262	重機作業と入力作業を分離した作業手順を定め遵守する。近接作業となる場合は区画を行い監視人を配置する。
263	重機作業計画に従い、作業員の安全意識の高揚を図る。建設機械に作業員が近づく場合、グーパー運動にて機械を止めてから近づく。作業半径内及び重機作業内関係者以外立ち入り禁止措置の徹底。クレーン作業のモーメントリミッターは常時しようとする。クレーンのオペの腕を玉
264	重機作業半径以内の立入禁止(7件)
265	重機作業範囲内は立入禁止措置をする。
266	重機作用範囲をバリケード、ロープ等で明確に、立入禁止措置を行う。
267	重機旋回範囲内への立入禁止措置の徹底(作業区画等)
268	重機足場の確認点検、養生(3件)
269	重機等の作業半径内立入禁止及びその処置を行っている。どうしても、作業半径内に立入る場合は、グーパー運動などで、オペに合図をしてから、一旦作業を止めてその間に行く様にしている。
270	重機背面に反射テープを貼り付ける(一部現場で実施)
271	上下作業の禁止 打合せ会にて徹底
272	場合によっては誘導員、監視員を配置する(3件)
273	人と機械の区分作業の徹底、明示(4件)
274	性能、特性の知識の向上を計ると共に当日の作業区分を熟知させる。
275	整備・点検の励行
276	声かけ運動
277	席を離れる時は、バケット等を地上におろしエンジンを止める

278	接触の危険のある場所に対して立入禁止措置(バリケードトラロープ等)を行う(2件)
279	接触事故防止として、1.接近作業には誘導員を配置、2.重機作業と作業員の作業エリアをカラーコーン等で区別し立入禁止
280	接触防止措置としてバックモニター、センターなどの普及を実施している。
281	接触防止装置の取付と立入禁止措置の確実な実施
282	専門業者より事前に車両系建設機械作業 or 移動式クレーン作業計画書を作成、提出させ内容を確認、指導する。 機械オペレーター、玉掛者、合図者、作業員によるグループでのKYK,TBMを実施する。
283	旋回時に後方確認。
284	旋回場所に立ち入り禁止の柵を設置している。オペがマイクを通して注意する。
285	旋回範囲を通行するときは、オペレーターに合図する。
286	旋回範囲等の危険ヶ所への立入禁止措置(8件)
287	旋回範囲内に入る時は運転者の了解を確認し、機会が確実に停止後に入ること徹底する。
288	全社共通として、“クレーン事故防止対策”を周知している。 1 安全教育の実施(資料添付して) 2 施工計画、作業手順の実施 3 作業時の点検実施項目 以上について、安全率経由して工事部長より社員へ指導している。
289	操作時の重機オペとの安全確認
290	相互注意
291	足元の確認
292	足場・アウトリガーの養生は適切か
293	大型ローラーの死角について、作業員に注意させる
294	大型重機の運転の場合は、死角が多いため、必ず誘導員をつける。その他小重機の場合は、運転手が周囲を確認してから運転するように指導を徹底している
295	地盤・アウトリガーの確認 運転位置から離れる場合の措置 作業指揮者・誘導員、合図者の適正配置 始業前点検、定期点検の実施 有資格者の確認
296	朝のシーティングの実施
297	朝礼・打合せ時に作業ヤードに立入らないよう元請、業者間で連絡調整を行っている。
298	長尺物は横振れ防止のため、介錯ロープを使用する
299	直近で他作業が行われる場合、事前に職員通して打ち合わせし合わないように調整する。
300	通行する場合、運転手とグーパーの合図で確認。
301	通行時のオペとの確認実施(手による合図)
302	吊り荷の下方立入禁止(5件)
303	吊り荷の状態の確認
304	吊り上げ荷重のオーバーしない様、作業半径内の立入禁止措置、有資格者での作業
305	吊荷に見合った機種種の選定、通路の位置、寸法の計画
306	吊具の点検。合図の確認。
307	定格荷重の確認
308	定格荷重の厳守(吊り荷の重量を周知する)(3件)
309	定期的能力向上教育の実施(オペだけでなく)
310	適正な玉掛用具の使用。 *計画書及手順書
311	適正な配員
312	当日の作業の打合せを充分に行い運転者が理解して作業する
313	当日使用の玉掛けワイヤーロープの点検
314	統責者の巡視、安全専任者のパトロール:設備の不備
315	特に危険と思われる建設機械には後部にセンサーを取り付ける等の対策をとっています。
316	特定作業計画の作成、周知
317	特定作業計画書の作成、従業員への周知の確認
318	日常の点検、整備を行う。機械の半径内に人を入れない。
319	日常点検
320	年次点検、月例点検の確認
321	反射チョッキの全員着用
322	不良玉掛けワイヤーは使用しない
323	不良吊り具を処分すると共に、吊り荷が落ちる事のないよう吊り方の基本を厳守させる。
324	敷き鉄版での足回りの養成とアウトリガーの完全張り出し作業半径内立ち入り禁止処置。
325	敷鉄板等で機械の沈下防止、水平保持の措置。 機械を操作する者への作業内容、指揮系統、連絡、合図の方法、運行経路、制限速度その他注意事項の伝達指示。
326	物と人の接触で労働災害は発生するので、まずは、立入禁止措置を十分に行うこと。次に合図者の統一や周知徹底を行ない、作業員等の適正な配置を行うこと。
327	保護具の完全着用

328	法定の点検を実施し、その結果と設備状況を記録する。
329	毎日の作業計画書作成と関係者への周知。監視員配置の周知。巡回パトロールによる確認指示
330	無資格者による運転防止(4件)
331	無線を使用する
332	明確な合図の確認と合図者の限定
333	免許・有資格者の再教育受講推奨
334	有資格者が行っているか。過荷重を吊っていないか指導。各種安全装置(例 巻過防止装置等)の機能点検。
335	有資格者が直接従事する
336	有資格者による作業(6件)
337	有資格者による操作限定。補助作業員および周辺作業員への安全教育と危険予知訓練。点検の励行で不安定要素を除去。
338	有資格者のチェック。
339	有資格者の確認(4件)
340	有資格者の作業。
341	有資格者の配置
342	有資格者操作徹底
343	誘導なしでバックしない
344	誘導員の配置(9件)
345	誘導合図の統一(2件)
346	用途以外使用禁止の徹底(3件)
347	落下物に対して玉掛の方法の確認
348	立ち入り禁止区域の設定状況は適切化。合図者の選任、配置は適切か。
349	立入禁止の措置の確認
350	立入禁止区域の周知と防護柵設置(3件)
351	立入禁止区画の徹底(5件)
352	立入禁止柵の設置(2件)
353	立入禁止措置の徹底(29件)
354	立入禁止措置及び見張員(合図員)の配置 有資格者作業員
355	例えば玉掛者のハッキリとした合図及び作業員のグーパー運動の展開
356	路肩、傾斜地等での作業は誘導員を配置する。誘導合図を定める。席を離れるときはバケットなどを地上に降ろし、エンジンを止める。主たる用途以外の作業をしない。
357	路肩、傾斜地等での作業は誘導員を配置する
358	労災事例を用いて日々でのKY活動の実施。作業指示書等による、立入禁止個所の明示。朝礼広場において立入禁止個所、重機等の設置位置の明示。
359	労働者との作業区域仮設の指導

(31) 交通関連災害の防止対策で、特に気をつけていることをお聞かせください。

具体的に_____

● 集計結果

No.	内容
1	交通誘導員の適正な配属(16件)
2	標識等により、速度制限の徹底。(35件)
3	交通規則の厳守(46件)
4	運行経路の特定(通勤含む)(23件)
5	シーベルトの徹底(15件)
6	"ゆとり"運転の励行(25件)
7	始業点検の遵守(2件)
8	場内安全速度の取決め(2件)
9	積荷の過積載の禁止。(25件)
10	運行中の携帯電話使用禁止(17件)
11	運転者への安全教育(3件)
12	"目盛り"運動の実施
13	15分程度の速さを促進している。
14	DT 運行ルートでの注意事項の安全教育。
15	KY マップの作成及びそれに基づく運行管理の指導
16	KY 時、交通標識の唱和。
17	SD カードによる個人管理の徹底。
18	SD カード取得による指導をしています。
19	イベントの際は飲酒運転厳禁(ドライバーはリボン付ける。ドライバーには酒をすすめない)
20	ガードマンの事故を注意(3件)
21	ガードマン配置。(2件)
22	キーの保管を行う(2件)
23	キー抜き歯止めを実行、通勤車両は指定通路の運行及びスピードの出しすぎに注意し週一回の洗車、清掃などを実施
24	コストの低下により遠距離通勤が多くなっている。高齢化が進行し、疲労度が増しているのかも。
25	すべての現場内でしよう機械及び車両キーの抜き取りと、駐車、停車を行う機械の歯止めの励行。
26	スポットの入場者の車の管理
27	スロープ状及び混在駐車時の歯止め設置
28	タイヤの取替えを行う
29	ダロウ運転の禁止
30	ダンプ、資器材運搬車の過積載。誘導員の適正配置。
31	ダンプカーにより運搬業務について、現場から搬出先間の交通、道路状況を調査、ハザードマップ等を作成し運転者に教育
32	ダンプカー等の管理の徹底(2件)
33	ダンプ工事においてはKYマップの作成と周知
34	ダンプ出口時の衝突事故
35	ダンプ等の運行に関しては、ノルマ等をもうけさせない。昼夜間の作業等をしていないか、調査し、無理はさせない。
36	デイルイト運転の徹底
37	ドライバーの健康状態確認(睡眠、飲食等)。(2件)
38	マイクロバス運転手の選走に配慮、特に作業終了時の帰りの運転に注意(作業の疲れが出る)
39	マイクロバス等、集団出社時のベテラン運転手による運転実施及び、会社、職場(現場)への電話連絡の定期化を指導(遅れる時などの連絡方法)
40	もらい事故防止(2件)
41	ルールやマナーを守りゆずり合う心で防衛運転をする
42	安全な通勤経路を選定し、通勤時間を考慮した運行計画を定めるとともに、運転技能のすぐれた者に運転させる。
43	安全な道路規制を行う。
44	安全運転5則を遵守(2件)
45	安全運転スローガンの設定「まず確認！！まわりの危険と車間距離」重点実施事項の設置
46	安全運転スローガンの設定とポスターン配備。
47	安全運転の為、運転トレーナーによる同乗チェック終了者が社有車を運転できる。年二回の運転講習会への出席
48	安全運転の厳守及び誘導合図による作業の実施等について気をつけている

49	安全運転の励行について、安全大会等において、繰り返し指導し、意識を高揚させる。
50	安全運転を心掛ける(6件)
51	安全運転管理者(工事長クラス)を選任し教育を徹底している。
52	安全運転管理者が本来の職務を忠実に実行すること
53	安全運転管理者の選任と教育
54	安全運転管理者を指名(必要に応じ、法定資格者)し、その者に、春、秋、全国交通安全運動に合せ安全運転教育を実施
55	安全運転教育の実施
56	安全運転教育の実施。道路上作業に於ける道路使用許可条件の遵守
57	安全設備の保守、点検。交通誘導員の配置
58	安全大会教育訓練等で指導。
59	違反事故事例の回覧等による教育。
60	一時停止の遵守(6件)
61	一般道路における作業員の歩行横断。道路面復旧の状況。道路占用時の重機旋回及び工事車両の出入り。
62	飲酒運転の禁止(5件)
63	運行計画を作成し、実施している。
64	運転は一人ではなく、二人くらいで行う。
65	運転開始前点検の実施
66	運転者、店社安全担当者を対象として、5団体本部交通部会の安全運転講習会に参加させている
67	運転者に始業前の点検と実施記録簿を毎日点検記入管理している。定期健康診断を実施し運転前の健康状態を把握します。見通しのきかない場所、転落のおそれがある路肩等の危険箇所では、誘導による安全運転を励行する。
68	運転者に対して、交通安全教育をおこなうとともに、長時間維持した運転をおこなわないようにする。
69	運転者の交通安全教育(ミーティング時に指導)
70	運転者の最大限の注意をうながしている
71	運転者の朝礼での健康状態の確認、運行ルールの徹底 作業中の運転状況パトロール
72	運転者は夜ふかし、深酒をせずゆとりある運転を心掛ける
73	運転者への教育と事故へのペナルティー
74	運転者を限定する(7件)
75	運転者個人の体調管理(4件)
76	運転手に対する気配り、特に助手席や同乗者の協力
77	運転手の過労を防ぐ為の作業時間 残業時間の把握
78	運転手の離席時の対応教育
79	運転手への作業量の調整、、、(これは現実難しいが)
80	運転中は途分な事をかंगाえないで集中する事。
81	運転日報の記入、定期的なメンテナンス
82	運搬経路の確認、速度の重視。
83	運搬道路を決め、それにそったKY マップ図を作成し、その地点の注意事項を明記し、意識を高めている。
84	過去の交通関連災害事例での教育
85	過労、疾病時の運転の禁止(4件)
86	会社の規定集に交通労働災害防止に関するものが多い。各部署に安全運転を選任し、教育をさせている。安全衛生委員会、月次の目標を発表させている。
87	海上工事が主なので海上交通災害の防止対策とする。一般航行船舶を誘導する警戒船を配備し、港則法・海上衝突予防法にのっとり安全な方向へ誘導している。その多現場で使用している作業線(交通船、#船等)も本来の作業を行っていないときは警戒線の補助を行っている。
88	各作業員の現場までの運転経過の確認
89	各支店に安全運転管理者を配置。工事車両や営業車両を運転する社員に対して安全運転指導を実施。
90	関係請負人の交通安全管理体制の確認
91	関連機関との打ち合わせ。近隣との事前打ち合わせ。
92	機械、資材の搬送は過積載の防止と搬送時間のゆとり
93	客先との約束には少し余裕をもって10分前精神で
94	居眠り運転の防止
95	協力業者に交通損害加入の促進
96	業者別、通勤経路別、工事車両の走行経路の交通ヒヤリマップの作成とマップの配布と周知
97	計画段階から、ケーブル類等の埋設物、架空線の位置・高さ運転保安設備の位置等の把握確認し、必要により移動または防護を行う。架空線、埋設物に対する監視員、誘導員を配置し安全を確保する。
98	健康管理(2件)
99	鍵を一ヶ所で保管。作業終了時による点検。不要箇所の早期補修。

100	現場に早く到着するように早めに現場に向かう(急ぐと事故になりやすい)
101	現場までの移動距離・時間が長い為、行き帰りで必ず運転手をかえる様に指導している。
102	現場内での安全運行の厳守
103	現場内における車両の速度規制、出入り時の第三者災害防止のための誘導員の配置等、適切に実施されているか確認
104	現場内ルール・交通ルールを遵守し安全運転に徹する事は勿論のこと、防衛運転に努める。
105	現地への車両入出場の際の安全確認徹底 道路工事に関しては特に通行車両に対する標識やバリケード設置等仮設計画の段階から十分に検討し実施する。
106	後進時の誘導
107	交差点での左右確認の徹底(2件)
108	交差点内徐行、車両の整備。
109	交通KYの実施
110	交通マップ(通勤)の作成 交通安全に対する冊子を作成し、教育を実施
111	交通安全運転の10則を定め、教育・指導をしている。
112	交通安全教育の実施(3件)
113	交通安全講習会の開催。
114	交通運転管理者による、運転者の適正な配置。
115	交通環境の把握
116	交通規制の有り方の実施前検討会(平面図等に配置計画を書く)を行う。又は、警備会社の資格所有者などの経験年数などの確認、現場での第三者及び通行車両(ドライバー)への態度など気をつけている。
117	交通警備員の安全教育、作業帯の点検。
118	交通災害や通勤災害の防止についての教育の実施
119	交通三悪の禁止(飲酒運転、スピード違反、無免許、無資格運)(2件)
120	交通情報の活用
121	交通整理員のまき込まれ事故のない様に注意を促す
122	交通整理員の配置。 一般車両に工事箇所の表示(視認性のある、警告灯の使用) 工事箇所の予告板の設置、デルタクッション、クッションドラム等の使用
123	交通誘導員に、当日の作業手順に沿った具体的な配置及び誘導について詳細に打合せる。
124	交通誘導員の安全の確保(誘導位置の確保、クッションドラム、デルタフッシーの活用)
125	交通量の多い箇所での道路工事作業(夜間作業)及び工事用車両等が頻繁に往来する場所での作業は「危険作業」事前打合せ票を活用し、作業員全員に作業計画を周知させ、交通事故防止を指導する。
126	交通量の多い場所での作業は必ずガードマンをつける。
127	公共、共用道路等でのもらい事故防止
128	公共の道路及び一部公共の道路と交わる場合、ガードマンを配置して交通整理に当らせている。
129	工事関連車両及び通勤車両、の保険の実態の把握とゆとりある安全運転を推進させる。さらに月一回の安全議会等の際に交通事故防止の安全ビデオで教育。
130	工事施工箇所を保安柵で明確に囲い各種規制看板類を配置するとともに、保安誘導員の適正配置を実施することで、交通事故を防止している。
131	工事車両の運行に伴う交通事故や住民とのトラブルを防止するため、KY マップを作成し、教育・指導に活用している。協力会社の通勤時に使用する車両の運転手に対しての教育指導をしている。
132	工事車両の点検状態。 過積載の状態。 荷締の状態。
133	工事車両の付属設備(バックミラー、ブザー等)の装備
134	工事車両出入口に交通整理員を配置する。
135	工事車両は輪止めをして、常にカラーコーンで囲む。また、歩行者の通路を確保して作業しています。
136	工事着工前に車両誘導及び工事関係車両の規制帯からの流入、流出訓練を実施している。
137	工事用車両休止時のエンジン停止とキー管理の徹底。 作業員を送迎するマイクロバス、ワゴン車等の管理強化の徹底。 ダンプカー等管理の徹底。 自動車運転業務中の携帯電話の禁止。
138	工場構内で大型車を運行する場合、必ず前後に誘導員を配置する。
139	行動での第三者との交通事故
140	講習会、勉強会の開催
141	今日運転者の確認、健康状況の問答、隣席者は免許保持者決められた運転通路守る様に
142	左右折時の安全確認、こう胎児の誘導員確保。
143	作業員が多数乗って作業所に向かうこととなります。運転には十分に注意するように指示しています。
144	作業員の出退時の車両運転による事故防止の指導。
145	作業員の通勤経路を工事開始前に会社として定めて工事中もフォロー教育を行っている。
146	作業員は各現場への出退時、公共の乗り物を大前提として二輪車は厳禁としています。時間的距離的な問題が発生した場合は社の認可(レンタカーの乗合せなど)を得て行動します。尚作業中の第三者災害については絶無を旨としています。

147	作業員を送迎するマイクロバス、ワゴン車等の管理強化の徹底
148	作業終了時ミーティングにおいて注意・指示する(通勤交通災害防止) 交通誘導員に工事車両の誘導をさせるか、させないか契約時に明確にし、させる場合は教育済みな者を派遣される
149	作業所までの通勤車両の台数を少なくしている。(乗合せを励行)
150	作業所出入口交通誘導員の誘導方法について定期的な点検の実施
151	作業所出入口部での一時停止
152	作業場内からの出入時、左右の確認をする。
153	作業帯の実施
154	作業帯設置時等における第三者災害防止。
155	作業中は第三者の通行を優先。
156	作業内から出ない。
157	残土運搬等用、走行ルート of 危険マップによる運転手の教育の実施
158	使用車両の責任者明示
159	始業前点検と現場内制限速度の厳守
160	指差し呼称の完全実施(2件)
161	資機材の納入業者に対し、いきなり入ってくるのではなく、手前で待機し、電話連絡で入場許可されてから車を入れるよう義務づけている
162	資材道搬時は、積荷の点検及び積みすぎないこと
163	事故をしたら費用は本人もち。
164	事故例を社内に配布して勉強させる
165	自己管理の周知・徹底(二日酔、寝不足等)
166	自社は自動車通勤は禁止している
167	自動車を運転する時の留意点なのか一般交通車両や学業線近接作業時の留意点なのかハッキリしないので答えられません
168	斜面での駐車禁止、歯止め設置
169	社員に対しては、交通安全意識を高める活動を行っている(交通事故を起した社員は過失割合により罰則あり)
170	社員全員にゆとり運転の励行を実施している。事故等起きた場合すべて事故審議会を開催している。
171	社有車は、運転者指名している。特に、通勤用マイクロバス運転者は、適否を厳しくチェックする
172	車の管理状況チェック(タイヤ、ワイパー、ウインカー、ライト、キズ等)
173	車の整備、点検を確実に行う
174	車を離れる時の留意事項
175	車間距離の確認(4件)
176	車検証、保険証の写しの提出、公道より車両の出入口については誘導員を配置している
177	車止めの設置
178	車両の整備点検確認。(2件)
179	車両の点検、修理、清掃は率先して行い、保全に徹する。(3件)
180	車両の毎朝点検(3ヶ月点検の完全実施)
181	車両運行計画の作成
182	車両停止時の歯止めの実施。
183	車輪の場内 of 出入り時、必ずガードマンの支持に従うこと。及び自分でも、目で安全を必ず確認すること
184	車両の保険と車検の確認
185	車両管理者が、警察署の実施する講習に参加し、その内容を社内で教育しています。
186	車輪待機場所の設定
187	弱者の保護
188	重機オペレーターを含む安全教育の実施。道路規制、使用許可に基づく安全措置の実施。
189	重機の足場養生。
190	出勤時間等に余裕を持って運転する(2件)
191	出入り口などでは、誘導員の支持に従う。
192	出入口にガードマンを配置する
193	所轄、警察署との事前打合せ
194	助手席に乗る人の「いねむり」禁止。
195	場内においても速度規制をしている。場内から場外へ出入り口に誘導員の配置。
196	場内出入口では誘導員の指示に従うが、同時に運転手本人も左右のかくんにんをする。
197	場内制限速度。法令。車輪の始業前点検。
198	場内制限速度の設定及び厳守(4件)
199	職員の交通事故防止の徹底
200	新規入場者教育でその半分を交通災害防止にあてている。

201	新規入場者教育時において作業所長が立会い入場者に対して面接、不適格者については配置転換を指導。運行ルート図を含む作業計画の作成、資格、車検証保険証などの確認、毎日の安全集会等での問いかけによる健康チェック
202	進入路の確認。通勤車両の台数減少(なるべく台数を減らす)。
203	人の注意力、無理をしないこと
204	制限速度は+10Km 以内で走ること。
205	制限速度を守る、交差点での左右確認の励行
206	精神的余裕を持つ事 交通 KY マップの意識
207	積み荷の確認と固縛
208	専任の運転手を定め運転させる。
209	前後左右の安全確認をする(4件)
210	全社的、交通安全運動を年一回～2回2ヶ月程度に渡り実施、違反、事故防止
211	早めの合図、ライト点灯(10件)
212	走行中における危険パターンを絞り込んで、危険のポイントを自分ぼ頭と体にたたきこめるよう、1人KYを実践する
213	走行路と安全通路を区別し表示する
214	送迎車両運転者の運転以外の勤務の軽減等に配慮させる
215	多人数乗せる場合は運転熟練度、運転適正。
216	体調維持等、心身両面にわたる自己管理。(3件)
217	第三者及び一般車両、最優先の計画と誘導
218	第三者最優先(特に歩行者)で誘導。
219	第三者災害に対する配慮(3件)
220	昼間ライト点灯(モデル事業者指定)。長距離そう工事は、途中で仮眠を取る。
221	駐車時の輪止め
222	朝夕の通勤時に交通事故を発生させないこととできるだけ車両を使わないで電車で通勤するよう勧めている。
223	朝礼、ミーティング等で注意の喚起(5件)
224	長距離運転の場合は特に休憩を多くする。
225	長時間労働者による運転の禁止。 現場内ルール、ガイドラインの遵守。 教育の実施
226	通勤、土砂運搬ルートの確認。交通巡回パトロール実施。任意保険加入の確認。
227	通勤による、交通災害防止として、運転者の健康管理の徹底と、安全運転の教育指導を推進している。
228	通勤に時間のかかる現場については近隣に宿舎(元請宿舎、賃貸マンション等)を用意している。
229	通勤ヒヤリマップを個々に作成し、意識を高めること。
230	通勤災害の防止
231	通勤災害の防止するため、無事故手当の支給。
232	通勤災害防止として、ワゴン車、マイクロバス運転者の健康状態や資質等について確認・指導をする。
233	通勤災害防止のため、使用自動車の登録・加入保険、通勤経路の確認及び酒気おび運転・疲労度の高い者の運転禁止
234	通勤時の安全運転(2件)
235	通勤時の交通災害
236	通勤時の交通事故防止のための、交通ルールの遵守を徹底。 一般交通車両に対する飛来、落下防止を徹底
237	通勤時の災害防止。
238	通勤時遅刻しそうになったら必ず連絡を入れる(急がない)の周知
239	通勤者の運転責任者を指名し運転。運転日報を付けさせ、点検、整備。通勤ルートを定めて安全運転に努めている。
240	通勤車両の安全運転
241	通勤車両の安全運転毎日の点検。 作業現場へ時間に余裕をもって出発する。
242	通勤車両運転手への安全指導。 現場車両は運転者の指名。
243	通勤途上及び退勤時の安全運転では、飲酒運転の厳禁、法定速度での運転等、安全集会時の項目に加え教育している。
244	通行車両の運転手に対して工事中であることを明確に知らせるための標示の実施誘導に必要な人員配置
245	通行又は運転時危険ロードマップなどの把握と速度を抑えた運転の遵守。
246	定期的な安全運転講習会の受講、運転適性検査の受検
247	定期的交通安全教育を実施(災害事例等)
248	店社で行う各種教育実施時に必ず、通勤災害の項目を入れ教育指導をしている。
249	土運搬等については運行経路図等の活用及び運転者への教育を指導する。
250	土砂等の荷こぼれがないかを確認してから出発する。
251	冬期間のタイヤの点検
252	冬季には、事前の教育実施(警察官の講話等)
253	当社安全運転 6 則 1、安全速度を必ず守る。 2、カーブの手前でスピードを落とす。 3、交差点では必ず安全を確かめる。 4、一時停止で横断歩行者の安全を守る。 5、飲酒運転は絶対にしない。 6、運転時は携帯電話を絶対にしない。を必ず現場で教育し、捨土時のダンプトラック走行時は追跡調査を行い防止対策に努めている。

254	当社作成の安全運転七原則をケースに入れて運転者に渡し適時集会などで読んで周知させている。
255	同乗者による運転手の運転技能報告と運転経路危険マップ作成による運転手の危険箇所の把握による運転の実施。
256	道を知る、車を知る、己を知る
257	道路工事及び道路内配管工事等におけるガードマンの安全対策について
258	道路使用許可いただいた保安設備配置がその通りになっているかを確認する。
259	道路占有時の工事標識・予告標設置と保安要員への教育
260	道路占用部における保安設備の確認
261	特に現場付近では、出入口での一時停止
262	特殊車両による運行許可時間帯の遵守
263	特定の者に運転させている
264	日頃から安全大会などで交通事故防止を指導。安全衛生会議で日々交通事故防止の目標をかかげ実行。
265	任意保険内容の見直しと指導(2件)
266	飛散物の防止(ネット等)
267	必要以上の車の現場への入場の制限
268	不慣れな道での運転(現場により経路が変わる為)防衛運転を心掛けるように
269	保安施設の設置状況、誘導員の配置及び第三者に対して対応と管理
270	歩行者優先(3件)
271	歩道部及び前面道路にて特に第三者などの通行の激しいぶぐんでは、ガードマンによる誘導を実施している。ダンプ等の作業所乗り込みに大して、一般道において注意を事前通達としている。
272	法規とマナーの遵守が第一、事故を繰り返し起した者に対しては、公共機関の安全教育を受けさせる様にしている。
273	法定速度の厳守と、うっかり、ぼんやり運転の絶滅を朝礼時にアピールする
274	法定速度を守り、地元車最優先で行う
275	法令運転を励行する。工事車両出入口では一旦停止、誘導員の指示に従う。工事現場内では徐行運転(20Km/h以下)
276	暴飲暴食を禁止し、健康に注意する
277	防衛運転の励行(5件)
278	防止のための規定を作成、運転者に周知。 管理者の選任、教育等の実施、意識の高揚。 推進計画の作成、定期的に計画の達成状況効果の有無について評価
279	毎朝シーティング時安全唱和の実施
280	毎朝運転者に体調管理を行っている
281	毎日の朝礼での指導
282	毎日同じ人が運転するように心がける。
283	無事故、無違反者への表彰。
284	無免許運転(ヤード内)の禁止
285	目配り、気配り、思いやり運転の心がけ
286	夜間作業については、反射チョッキの着用を義務づけている。
287	夜間明けで車を運転する場合は特に安全に気を使い、無理をしない様に言っています。
288	夜勤後の自動車運転
289	有資格者による作業の実施と作業前の始業点検の実施をさせています。作業前のミーティングで特に誘導員と蜜に打ち合わせをしてから作業するよう指導しています。標識、表示、立入り禁止措置については、第3者にも十分配慮するようにしています。朝礼時運転者の体調の確認をさせています。
290	誘導員の教育による職務の徹底(5件)
291	予測運転に心がける。(2件)
292	翌日作業打ち合わせ時警備員配置(人員、箇所、方法)検討、朝礼時作業員に周知させる。
293	立入禁止措置
294	労働者の通勤災害。通勤路と所要時間と目立つ災害要因の確認送迎のため、マイクロバス、ワゴン車等を使用するときは、交通危険マップ等により安全な運行経路を選定し、資格者のうち、特に運転技能の優れた者に運転させる。工事用車輛等の運行は、あらかじめ運行経路を選定し、運行管理者を定めておく等計画的に行わせる。(2件)

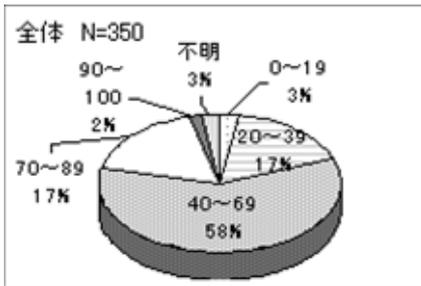
5. その他

(32) 法規制による安全と自主的な活動による安全とでは、事故防止に役立つ割合はどの程度だとお考えですか。(例；法規制（ 70 ）%：自主的な活動（ 30 ）%）
 法規制（ _____ ）%：自主的な活動（ _____ ）%

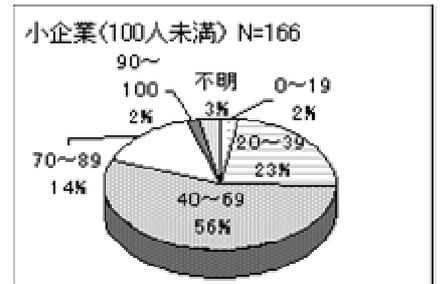
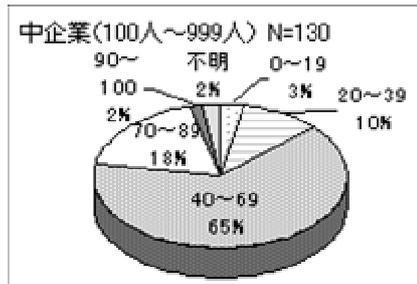
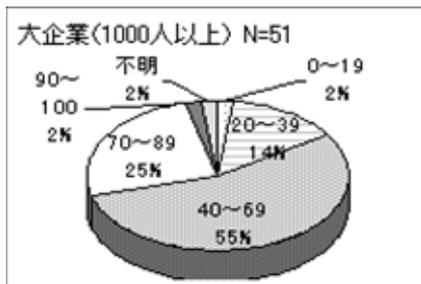
● 集計結果(法規制に対して)

回答	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
0～19	9	1	4	4	3	1	4
20～39	58	7	13	38	17	19	17
40～69	207	28	84	92	50	76	76
70～89	61	13	24	24	16	21	20
90～100	6	1	2	3	3	2	1
不明	9	1	3	5	3	0	6
計	350	51	130	166	92	119	124

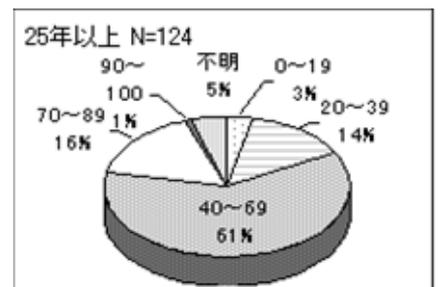
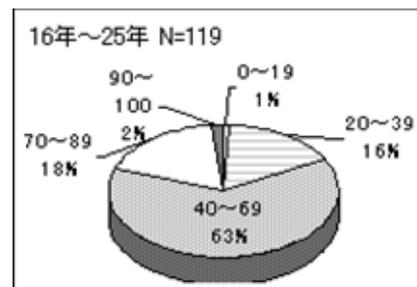
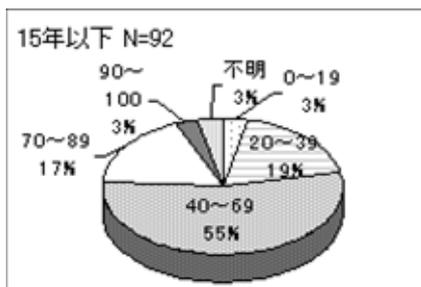
● 全体



● 企業規模比較



● 経験年数比較



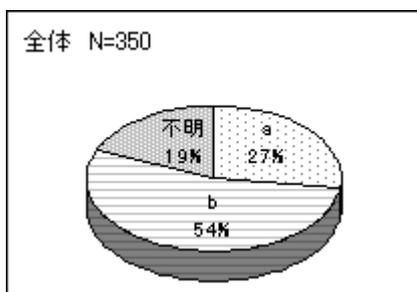
(34) 現行の労働安全衛生マネジメントに改良すべき点がありますか. あるとしたら具体的に
 どんな点ですか.

- a. ある b. ない

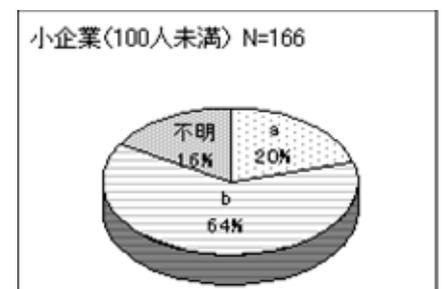
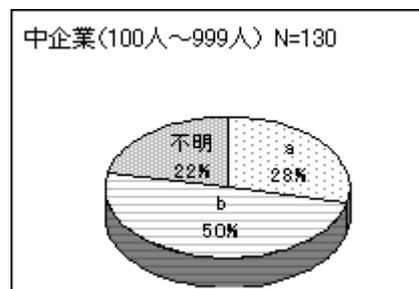
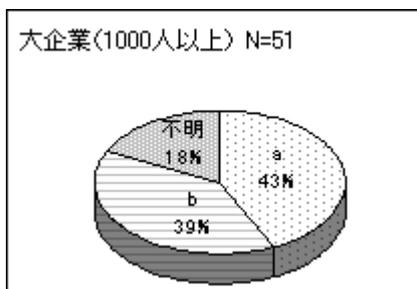
● 集計結果

回答	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
a	94	22	37	34	32	30	29
b	191	20	65	105	47	70	66
不明	65	9	28	27	13	19	29
計	350	51	130	166	92	119	124

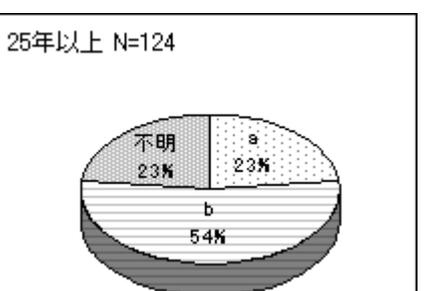
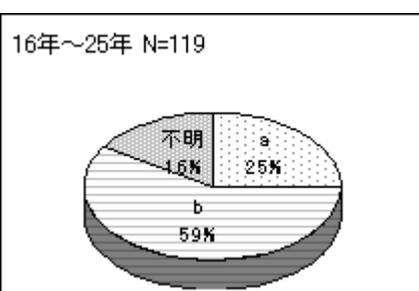
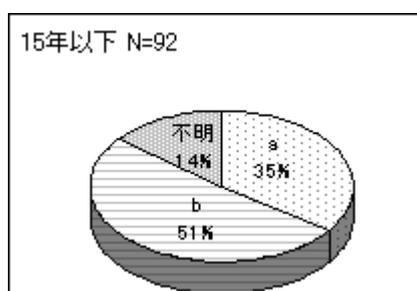
● 全体



● 企業規模比較



● 経験年数比較



● 問題点

- ・ 条文が多すぎて理解し難いため、もっと簡素化してほしい(11件)
- ・ 帳票類にウェイトがかかりすぎ、実際の指示、指導が遅れる。口答指示が有効でないことが問題である。(8件)
- ・ 内容についてはよく把握していない(7件)
- ・ 働く人を中心に考えていない(4件)
- ・ 事業主に対して罰則の強化(2件)
- ・ 対象者(作業員)に対してわかりやすく自主性を持てる内容に費用(時間含む)が、かかり形式的な部分が多くなっている
- ・ マネジメントシステムには、3種あるが各々の展開ではなく、統合したシステムが有効と思われる
- ・ システムを確立しても、下請業者であつたら、元請のシステムが優先される点
- ・ ヒューマンエラーの全廃
- ・ 改善を重ね水準を向上させる(継続的な活動)
- ・ 特にないが、現地でのパトロール等充実させたい
- ・ 着工前又は作業前の作業方法の検討・討論が必要
- ・ 安全の目標設定はむずかしい
- ・ マネジメントは会社の特定したものを仕組みとして組上げ、全社員に周知を図り維持継続、改善を役割・責任権限を明確に
- ・ 標準化ということでは問題はないが応用性がいくらか必要。(相手が物である場合と人である場合は判断が難しい)
- ・ 立ち上げるまでの作業量が大きい。(2件)
- ・ 労働安全衛生法等との関連面での調整は充分になされていないと思われる
- ・ 現在、安全衛生マネジメントシステムを構築中
- ・ 書類が多くなり、形骸化の恐れが有り現場から離れた管理になり易い(4件)
- ・ 大企業から中小企業まで、取り組みが統一されるシステム(5件)
- ・ リスクアセスメントの実行力
- ・ 見直し、改善は常に必要だと考えています
- ・ 管理者は何をすべきか言っても職人さんまで分かっていない
- ・ 仕事の内容によっては、全てが安全にあてはまるとは言えない時が多々有り、逆効果になることもある
- ・ 非生産的すぎる
- ・ 元請(店社)⇒元請(作業所)⇒関係請負人(店社)⇒関係請負人(作業所)⇒作業員、作業員の点検及び改善策が弱い
- ・ 施工側で手順・基準通りできない。例えば、足場組立時階段の手摺の取付が遅れる等
- ・ システムを確立することは必要だがそれだけでは充分ではない。「決められたことを如何に有効に、確実に実施に行くか」が安全確保の鍵である。現在のシステムは、そこまで踏み込んでいない
- ・ 当社は COHSMS(コスモス)バージョンに移行している
- ・ 現場の負担が大きく、構築と同時に形骸化してしまうのではないかと、ペーパー作りが MS とおもっているところがある
- ・ 当社は ISO を取得し取り組んでいるので、建設業労働安全衛生マネジメントシステムと ISO が同化することが出来れば、現場の負担が軽減される
- ・ 法律を自己責任の比率を高める必要が有る
- ・ 労働安全衛生マネジメントの内容はほとんどが企業内ですでに行われている事で、それを書類にまとめる分、実際に必要な作業所の安全管理が出来ているのかどうか疑問がある。
- ・ ゼネコン各社で様式や内容が多少異なるので統一した方が下請業者としては実施・運用しやすいと思う
- ・ マネジメントされる対象柄、問題点山積
- ・ 条項に建設業の実体にそぐわない実行が無理なもの内容の意味不明なものがある
- ・ 労働時間等の労働条件が改善しにくい現場の職員に対しては、可能な限り負担が少ないシステムに改良することが重要
- ・ 危険要因の特定が形骸化しない様に工夫すること、特に行動(不安全行動)荷拡がる事故原因の特定に重点を置きたい
- ・ 職長に対する教育を徹底させる
- ・ 作業員本人に対する教育(ヒューマンエラーに関する)
- ・ 認証制度等の導入により会社の評価、又その事による継続意欲の向上を図るべき
- ・ 危険有害要因の特定において工事の種類及び工種の他に作業員の資質等協力業者に関する事項も必要と思う

- ・ 当社独自の OHSMS 実施している
- ・ すべての規模の事業場を対象としているが、小規模なものに対する運用
- ・ 利害関係者として、協力会社作業員を取り込み、安全意識を向上させるような運用をするべき
- ・ なかなか難しいことではあるが、現状では末端の作業員までの展開がスムーズに行っていない
- ・ 特に現場の職員については労働時間が長くなっているという点
- ・ システムとしては、それなりに良いと思うが、実際に運用に係る現場の作業員がマネジメントに即しない感がある
- ・ 安全衛生をマネジメントしても事故はなくなるという実態が有る以上は改良されつづける
- ・ OHSMS は大企業向き、労務中心の協力会社では、実施が明確でない(ピンポイントの指示でない)と災害防止にならない)
- ・ 労働者の自主性を引き出す方法
- ・ 技術の日進月歩及び新作業導入に対し法規制が遅れる課題。全て法規制等の測定は不可？安全は永遠のテーマ
- ・ 安全に関する法規についての教育計画の実施
- ・ 安全が必ずしも金に結びつかない
- ・ リスクマネジメントの評価方法
- ・ 協力会社自体の自主的安全管理の推進
- ・ 流れが各事業者主体であり内容がつかみにくい
- ・ 決められたことができない業者が多い。危険がわかっても予告しようと思わないも元請、関係請負人が多い
- ・ 実施していないので具体的な問題点は分からない
- ・ 特定要因の抽出が難しい
- ・ 本当に現場にあった指導が必要。(2件)
- ・ 普及しない。普及が遅い。(2件)
- ・ 繰り返し実施するのがベターと考えます。時々間が空くときがあるので反省
- ・ 仕事場ごとで環境が違うのだから一律に作業時間を決めるのではなく、ある程度の範囲を希望
- ・ 当社では独自の「労働安全衛生マネジメントシステム」を構築し運用して3年目となるが、リスクアセスメントや内部監査手法等に一部見直しが必要と考えている
- ・ 他法令や他官庁との調和、簡素化と重要性の確立化

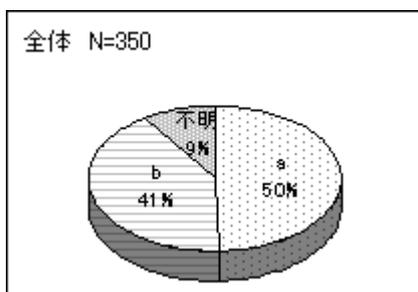
(35) 安全を考えた時、現在の契約制度に問題はありますか. あるとしたら具体的にどんな点ですか.

- a. ある b. ない

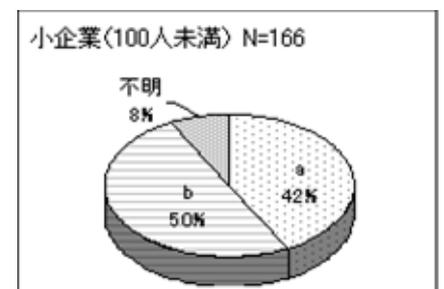
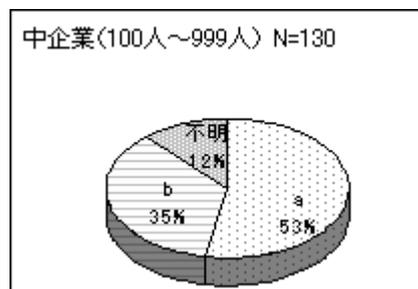
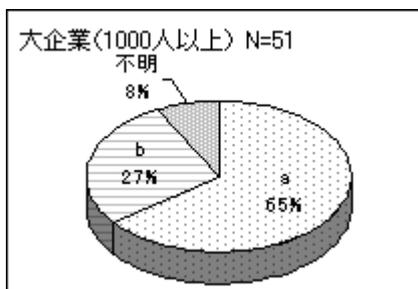
● 集計結果

回答	全体	企業規模			経験年数		
		大企業	中企業	小企業	～15	16～25	26～
a	173	33	69	70	47	54	67
b	144	14	46	83	37	58	40
不明	33	4	15	13	8	7	17
計	350	51	130	166	92	119	124

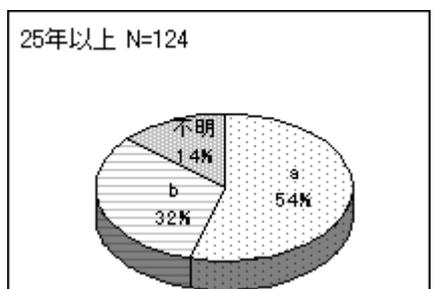
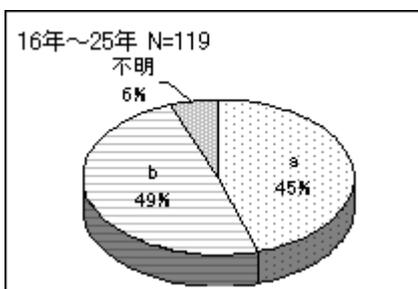
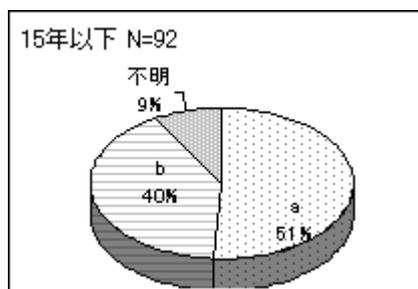
● 全体



● 企業規模比較



● 経験年数比較



● 問題点

- ・ 適正な工期設定がされていない。(2件)
- ・ 建設工事の発注時期で、施工日数が不足、特に官庁工事の場合工期が3月末に集中、発注時期を早めてもらいたい
- ・ 施工着手前に十分な安全に対する検討時間がとれない場合がある
- ・ 工期は未定であって、決定にあらず。ゆとりが無い、工期と金は幅をもたせれば、事故は減少すると思います
- ・ 工期、予算に無理があり安全が確保されないまま作業している
- ・ 安全に関する予算と時間を下さい
- ・ 安全に掛ける費用計上の積算が少ない。経費等不足している(4件)
- ・ 安全に対する契約金額の比率が低すぎる
- ・ 包括契約による安全経費の不足
- ・ 安全に関する、設備、教育等についての費用及び割当が不明であり、原価管理ができない。(3件)
- ・ 安全管理費の積上げ部分をより具体的に示し、変更業務を行い易くする事
- ・ 発注金額に安全経費が明確でない(特に公共工事)(2件)
- ・ 仮設備が明示されにくく、金額的に含まれているか否か不明である
- ・ 災害防止に係る設備費・人件費について、具体的な金額・内容が、明らかでない場合が多い
- ・ 安全に関する仮設備、教育費が明確に記載されないため管理内容が曖昧になってしまう
- ・ 安全に対する費用の計上方法が明確でなく、経費の中に埋もれている事が多い
- ・ 包括契約のため、安全費用がはっきりしていない。外付けでもいいのではないか
- ・ 教育の時間と費用が明確でない。実質生産でもいいのではないか
- ・ 下請に対する安全管理費が契約に見えない点
- ・ 安全設備及び安全教育の必要性は理解できるが、それに伴う費用及び実施の具体性が不明である
- ・ 安全に工事を進めるためにはある程度の時間やお金が必要。効果的な安全管理のための設定を受注者側から提案
- ・ 安全には費用がかかります、適正な費用の計上を認めてもらいたい
- ・ 安全管理費の明細を提示していただきたい
- ・ 安全を考えると、各作業で程度が異なる。その労働に対する精算が非常にあいまい。工事開始前に工事金の何%かを計上する方法もあると思う
- ・ 経費の明示、請負契約と自己責任ペナルティ
- ・ 安全管理費一式の率計上では実質的な予算とは違いがありすぎる。数量計上で精算を
- ・ コスト縮減の大命題の流れに添って、安全管理に対する費用も低く押さえる必要性にせまられている
- ・ 安全設備、労務、維持管理費が請負より課題に要しており、施工側もハイレベルな設置を指示するが、予算は厳しい。
- ・ 土木工事の数が減り、単価が安くなりすぎている為、安全の為にあまりお金を使えない
- ・ 予算的に安ければ安全上の設備まで手を掛けない場合がある、特に下請負時
- ・ 元請の単価要請で契約金額決定をせざる得ない事
- ・ 発注単価に安全のコストが含まれていない発注形態が多い気がする
- ・ 現状のコストは適正ではない。安全施策費用が削減される傾向にあることが問題。リストラによる技能熟練者の削減による管理能力の低下
- ・ 経済情勢がますます厳しくなる中、受注金額も厳しくなっており、安全面への予算も厳しくなる傾向にある
- ・ 積算上安全に対する費用が率になることが多いと思われませんが、積上げで出すケースがもっとあってもよいのではないか
- ・ 工事単価が下がっている為安全管理費に廻す金がなくなっている
- ・ 交通誘導員等の積算基準が大変厳しい
- ・ 共通仮設備の中の安全費が率計算にて計上してある。積上計算による積算として欲しい
- ・ 例えば安全費を諸経費の中に含まずに別枠で設ける
- ・ 歩掛りに安全対策費が考慮されていない
- ・ 現場で企業で最善策を施していても、担当者などにて改善させるため、額がかさむ時がよくあって統一制がない(役所でも担当官で違うのは疑問あり！)
- ・ 安全費は請負者が負担するのではなく、事業者、及び企業者が負担する

- ・ 安全は結果良でなく経過良でありたい。数字、金額ではっきりしていれば、安全活動しやすい経過もいい形で動きやすい。安全に使う金がない現場もあると思います
- ・ 安全施設及び教育訓練項目も契約に入っているが、入札制度においては価格が低下する為、どうしても利益追求になる。安全施設を見落としがちである。(設計数量に具体性がなく一式項目で計上してある)
- ・ 下請工事が大部分であるが共通仮設費の安全管理費の金額が認められにくい(値引の対象)
- ・ 共通仮設費に含まれる安全管理費が積算上で率による算出であることから、安全設備等の充実に限界がある
- ・ 見積り時には安全対策関係を明示しないで金額のみの競争では、施工時に問題が発生する
- ・ 安全はお金が掛かる
- ・ 元請と下請の計約体質は受ければ良いとの風潮が有り、一つの仕事に対して労務費・資機材費・安全費・経費等の棲み分けがなされていない
- ・ 安全経費の内訳が発注者に認められない。法的指導が必要である。又、労災保険は一括でなく事業者別とすべきである
- ・ 安全に対する価値観がまだ低く価格、工期が優先され災害が起こってから議論が出てくるように思えるので文書で全てを明記するのはむずかしいが何か不明確な気がする
- ・ 低価格工事で入札した工事についての、安全経費の割合について不安がある
- ・ 安全対策費は経費の中に率で入っているが現地の作業箇所の状況によっては見直しが必要であると思われる
- ・ 金をもらう注文者と、元方(統括管理者)の差
- ・ 工事量減少に伴い、厳しい受注競争が繰広げられ、価格割れでの受注が多くなっている。当然厳しい単価の中では安全が二の次になってしまうので、安全費だけは工事価格に含めず、別途にすべきと考えます
- ・ 現在の安全費に対する考えは、工事金額に対する割合のみであるが、現場現場により、安全対策は変わり、その都度、かかる金額が異なると思われる
- ・ 安全費用を圧迫するような状況が見られる
- ・ 安全設備費に負担が多い(契約時と現場施工時において差がありすぎる)
- ・ 特に民家工事に於いては不明な点が多く請負金額のみで作業が動いている気配がある
- ・ 労働者の日給制度
- ・ 具体的に安全教育に関わる費用についても、基準を示すべきではないか
- ・ 安全設備を充実させると、コスト高になるので生産性を考えるとある程度で妥協しなくてはならない
- ・ 発注側(官庁物件)との見積りに仮設安全経費計上されているが、金額的に不足と思われるケースもある。(内訳不明)
- ・ 安全経費が率計上される場合、工事条件においては多大な出費を強いられるケースがあるので状況に似合った安全経費の査定方法が必要であると思う
- ・ 最終的には金銭に行き付く。安全設備(仮設を含む)は元請及び出資による方法を採用したい。下請契約に含めても計画設備と実施では大きな差が出る事(発側と受側の考えの差)が大きいと思う
- ・ 安全はお金が伴うものである
- ・ 予算(安全対策費)及び工期・品質との兼合い
- ・ 契約時に安全担当者等のパトロール等の諸経費を安全費として契約項目に入れ難い
- ・ 安全対策費の具体的金額の発注者提示と受注者の完全設置を義務付け等
- ・ すべて元請責任になり、下請責任が薄らいでしまっている(4件)
- ・ 労働災害の元請責任と同じ割合で労働者に対する災害責任が必要ではないのか
- ・ 元請責任を協力業者に転嫁させる部分もあり懸念される場合がある
- ・ 発注者の安全に対する責任を明確にすべきである
- ・ 安全設備の手配が元請下請での役割分担が不明確が多い
- ・ 発注者(元請)等から片務契約
- ・ 発注者が利益第一主義で下請に押しつけ過ぎ
- ・ 協力会社が安全に対して積極的に取り組まねばならないような契約制制度にすると良いと思われる
- ・ 協力会社が請負契約を締結した事業主としての責任を全うしていない
- ・ 現行の契約体制(元請->下請への契約)がかなり圧縮されている中で、安全管理者としての枠が取りづらい
- ・ 安全に対する事故防止の危機管理が組み込まれていない

- ・現在の法制度は請負規約を主体としているが、現実問題として常備工事があり、その使用先に、指揮・命令権等の拘束力があるなかで、事業主の帰属先及び、労働者派遣法との整合性に問題あり
- ・下請の自己に対するペナルティーが不十分(契約にない)
- ・発注者側は工事の安全は施工側だけの責任であると考えていて、安全性に無理のある設計でも発注する事がある
- ・建設業の既成事実として、一人親方の契約は企業の経営理念にそぐわないと思う、組織として各員共通の考え方、共通の会話、共通の行動をするためには、組織としての行動と責任が大切、定着率も良くなる
- ・指名停止、経審点数の心配という姿勢が強く、本当に安全な作業を進めるにどうしたら良いかは、最後の親方まかせ
- ・重層下請(特に建築工事)(2件)
- ・重層請負において管理責任が不透明である
- ・重層下請で工事を施工し、安全指示事項等が最先端で働く作業員に伝わらない
- ・建設業界は厳しい状況下に置かれている。安全について縮小現象が出てきている。(安全担当者、予算削減等)
- ・安全管理者を充分に出せる様をお願い。
- ・自主管理が充分行えるように契約内容に明記する必要がある
- ・建設業の再下請契約は3~4次でそれ以下を禁止
- ・安全成績(個人別)の差別化が難しい
- ・安全に対する契約項目がない
- ・設計内容も実際に要求される事とのギャップがある
- ・安全関係項目が明記されていないものが多く、安全は当然のものとして扱われている。実際は、より良いものを求める努力目標になっている
- ・一人親方の労災保険の特別
- ・一番に省かれるのが安全施設、クレーンを省力し、能力低いものが充当、又、ユンボにて用途外使用をやむなく実施
- ・安全法令が、土木、建築を中心にしている為、他の業種との取り合いが全て良いとはいえない
- ・工事許可申請にて保安職員の配置を、警察より指示される、人員数を発注者(役所)は計上でみていない
- ・計画段階で休日作業を見込んでいる点
- ・(発注者と元請)災害に対するペナルティーが合理性に欠ける。(労働者個人のミスによる災害にもペナルティーがある)その結果ペナルティー防止の為に安全対策となり、人命尊重と乖離してる場合がある
- ・日々の安全活動の重要性についてもっと重点をおいてほしい
- ・労働災害を発生させた場合の元請から見た場合の損害賠償請求の効果
- ・監理技術者制度
- ・契約時に発注者も安全面も考慮すべき
- ・発注者からの無理な条件をのんで、契約せざるを得ない
- ・「ガードマン」契約の中味 指揮するのはガードマン会社をしている場合が多い。人間関係は所属会社に帰属するが、現場での安全対策上の指揮監督状とやや異なる内容の契約内容になっている場合がある
- ・労災保険制度に問題あり
- ・安全管理について明確にされていない。あったとしても欧米みたいに契約に効力がない
- ・契約の意味が不明です
- ・甲と乙の関係が契約では対等な立場と有るが、現実違う
- ・契約内容に安全管理に関する義務などを詳細に記述、契約すべき(現状は安全に関する事項がない)
- ・協力業者にも安全対策費を契約内容に含める
- ・安全管理費(対策費)として明確に項目が計上されていない。たとえば、安全施設費、安全設備費、安全教育費などで、数量も計上されると下請けへの発注も明確化できる
- ・安全管理費は、ガードマンを除いて、工事費の中で計上。歩掛りをおとして、安全管理に回すことは費用面で厳しい
- ・安全対策の費用が具体的に明示されていない
- ・発注者、元受、下請け間の安全経費が明確でない
- ・仮設工事では、他#の都合で外された施設をサービス工事で点検、手直しを要請されるケースが多々ある
- ・工事着手までの間に作業の検討や状況操作をするための時間的余裕が少ない

- ・ 発注機関の適正な積算
- ・ 安全に金をかけず結果オーライですめばそれで良い。たとえ契約内容に安全費があっても、それを使わなくても良いのでは
- ・ 契約金の内訳で安全費の予算が少ないため、工事費が圧迫されています
- ・ 安全費が率計上となっており、請負金の上下により安全体制が変わることになってしまう
- ・ 完璧なものではないのでやむを得ない
- ・ 適正な工期、安全にかかる経費を明確にする。
- ・ 価格が安すぎて安全に対するコストはほとんどかけられない
- ・ 仮設の不良状態の発見から解消までのタイムラグが長い場合が多い。
(例)必要な資材の供給が間に合わず、又、鳶工が常駐している現場が少ない
- ・ 特別な安全施設などの予算を見てほしい
- ・ 元方管理責任
- ・ 契約時安全管理に対する、項目費用が重視されていない
- ・ 末端の労働者が明確な雇用関係にない場合が多々ある
- ・ 請単位が現行では低い
- ・ 予算上無理無茶をしなければならぬ。機械の能力ギリギリで作業する。用途外使用を行なう。天候が悪くても中止しない
- ・ 作業単価が安くなっており、仕事優先となっている
- ・ 安全は、元請から下請けへ、労務者個人の責任へと下へ
- ・ 契約金額が見積もり金額より安くなり、人員配置および工法に余裕がなく、安全管理に十分に配慮できない
- ・ 役所側で金額が決定し安全義務は業者に任せるのが多い
- ・ 採算が取れる作業がしたい
- ・ 結果オーライでなく、安全管理に対するプロセス評価も行うべき
- ・ 二次、三次の下請けの場合、本当にその会社に所属しているのか良く分からない
- ・ 請負契約では、安全などの経費を含め全体として契約されているが、コスト競争に於いては、上記経費が軽視されやすい。安全などの経費については税法上優遇される、法的に必ず入れなければならない等、何らかの対策が必要と考えられる
- ・ 安全設備等の設置を考えると誰がその費用を負担するか明確なようで明確ではない
- ・ 発注者側の契約書の内訳で、安全関係は1式計上されており不明の場合が多い。具体的内容に計上するようにしてほしい
- ・ ペナルティー制度
- ・ 安全は元請、下請けが着工前に十分現場状況を考え協議し決定する。下請けに安全対策を押し付けず元請中心に
- ・ 安全衛生上各作業員に各種資格を取得させているが、安全費として契約金額に反映されているのか？
- ・ その仕事に適正な能力があるか判断があいまい
- ・ 事故災害防止の危機管理が組み込めない。事業主、パトロール、教育などが全て、工事費の中に入って明確ではない
- ・ 安全設備費用が契約金額に反映されない
- ・ 安全第一であるが利益優先になる。安全に投資できる制度の希望
- ・ 事故発生とペナルティは別のものである
- ・ 安全費の実態調査を行い、積算に運用。
- ・ 制度というより契約は内容が厳しい(工期、予算)
- ・ やはり生産性が第一になって安全がそれについていくことが多い。安全を第一に考えた契約は難しい
- ・ 発注者側からは安全に関し気候・季節など加味せず請負者側に一任されており、価格主体で発注・受注されているのが現状であるが、安全にも配慮した発注・受注の形態とならなければ専門業者・技能の育成にも繋がらないのでは
- ・ 具体性に欠ける
- ・ 契約より、仕事がかさくなる。契約内にすべて入っているように言われる
- ・ 現在の契約制度において受注価格が低下する中、企業は利益を追求。安全費も縮減するしかない。(安全施設など)。
- ・ 安全費の削減
- ・ 二次三次下請契約には、共通仮設費や安全費が含まれず削除される。現在官公庁発注工事の二次三次下請けでも、安全費が含まれない契約が横行している

(36) その他、安全について自由にご意見をお聞かせください。

● 集計結果

No.	内容
1	労働局は、あまりにも元請に対して、施策を求めすぎである、安全に費用がかかると言う認識をもっているのか？
2	第三者行為災害の適用範囲と保険給付、労災保険との関連性について教えていただきたい。
3	建設現場へ下請の職員が安全衛生協議会等で通勤する途中で災害等を受けた場合、元請労災事故に適用になりますか
4	現場内事故で、第三者行為災害として取扱った場合経審の完全成績に関係するのでしょうか。
5	当社の下請、孫請をする地元業者に、安全関係書類の提出を要求しても、完全に実施できる業者は数少ない現状である。
6	安全を本当に第一で考えるならば、工程の見直しが必要だと思う。どうしても工期に間に合わず事が先行してしまうが現実だと思う。そうすると安全はおろそかになりがちで、格好だけの物になってしまう。工期にゆとりがあれば心にもゆとりを持つ事ができ、周りを見わたす目をもつ事が出来ると思う。
7	基本を守る繰り返し 危険ゼロに全員参加で取組むことを再確認
8	厳しい予算での工事となると、どうしても安全管理に対する費用の削減ウェイトが大きくなり、設備や人員が不足してくるため災害発生へのリスクも必然的に大きくなっていくので発注元として安全を最優先に考えた予算確保をお願いしたい。
9	災害発生時の災害分析に問題が多い。事前検討、着工前打合せ施工時打合せを重要視するべき。決めた事が出来なかった事項の分析。免責を考えると本音が見えてくると思う
10	労働安全衛生マネジメントを各社で導入し教育してゆく大きな流れがあります。消化不良にならない様説明会を開き、最低必要な部分をまず導入し徐々に展開してゆく様指導願えれば幸いです。 心の問題は難しい事ですが、教育で是正できる事もあります。不撓不屈の精神で努力を重ねてゆきます。
11	労災保険は国から民間の保険会社へ移す。企業として一律の保険料でなく各社で違った保険料率でよいのではないか。
12	これから建設業の安全は、マニュアル通りの参考的な安全ではなく、地域住民からの意見交換さらには、具体的に業者からの安全を提案するなどをし、会社全体で会社員から各現場の下請業者又は、材料納入業者に至るまで、安全教育を実施して行くなどの徹底された指導を展開して行きます。
13	安全に対して全員が意識はあるが、お金が掛かるという意識は薄い。
14	現状の災害を見ると過去に発生した災害でほとんどがくり返し、くり返し災害が発生しているのが現状であることから、当社においてマネジメントシステムを導入しこの災害を起さぬように、防止対策の継続・維持に努めている。
15	安全確保を図るため会社トップの意識と社員の取り組みの熱意が重要である
16	もっと大切なことは、毎日の作業がどのように打合せられ、伝達されてどのように進められているかだと思います。また、それらのことを誰が確認しているかも重要です。 安全はルールも含めて毎日の作業の中に組み込まれて、作業の進行に合わせて安全も確保されないと意味が無いと思います。それには、正しい作業が必要な時間の中で行われるような環境作りが大切だと思います。 法令の遵守はあたりまえのことだと、ほとんどの人が考えていますが、現実には法令の理解度が低いと思います。複雑な法令を理解させ、毎日の仕事の中でそれを守って
17	個人が自主的に安全を勝ち取る姿勢作りが大切だと思います。
18	労働災害は不完全な状態と不安全な行動及び保護具の未使用が関連して発生するが、労働災害を防止するため、労働者に対し、これらの不安全に対する意識の向上と具体的な手法が必要不可欠。そのための安全教育は極めて重要と考えます
19	工事の安全については、工事を行う施工業者だけが担っている場合が多い。発注者は、設計をコンサルタント業者にまかせきりで、実際の施工に対しての考慮が無い場合も多い。 労働署のパトロールも施工業者だけでなく、発注者にも、施工に関する設計の問題点を指導すべきだ。
20	受注競争が激しくなる中、安全に関する経費を削る事がやむをえない状況にならない様、適正な費用の計上を認めてもらいたい、又、価格を下げる時、安全に関する経費は下げられない様なシステムを考えていただきたい。
21	現状では協力業者(下請)の安全管理レベルが「法」で定められている教育、管理面で達してなく、元請の負担が大きい
22	口幅ったいことで誠に恐縮ですが、私事、各工事現場を巡回パトロールして思うに、作業員のピン、キリ、は別として職長のリーダーシップ(仕事の教え方)(作業指示)(改善の仕方)(人の扱い方)……に問題あると思う。ある程度はリーダーの育成には目を瞑らねばならないが、自ら勉強しようとする姿勢がない。此の厳しい時代だからといって協力店社の社員教育もままならぬ時こそ、孝子を持つのである。勿論、若者育成は店社の範疇、昔の「頭」「頭領」と称される人達まで至らなくとも職長会等でレベルUPを図るべきである。
23	安全は、設備と人的行動が伴って確保できるものと考えます。設備的なものは、以前と比較すると整備されてきていると思うが、「どうせやるならこまでやろう」の域を越えていないのが現状なので、もう少し安全に配慮してやる様指導しています。又、一番問題な人的行動のミス、いわゆるヒューマンエラーによる災害の防止ですが、これは日々のくり返し型指導しかないと思います。作業者に対して法律文を読み上げるだけでは、災害ゼロは望めません。安全に対する意識の向上は、我々が毎日根負けしない指導、教育の繰り返しと考えます。
24	労働災害の発生原因としては、設備の不備、欠陥による災害よりも、本人の不注意(不安全行動、ヒューマンエラー)によるものご多く、日頃労働災害防止活動に取り組んでいても、災害が発生してしまいま、原因を究明すると、何でこんな単純なミスで災害が発生してしまったのかと非常に残念に思い、今後の課題である。

25	現下の状況では安全管理、単独の管理は難しいのではないかと、そうかと言って施工管理といっしょに管理するのも難しいのではないかと(労働安全衛生マネジメントシステムでは無理かも) 漠然としかわからないが、労務面の軸とした別なシステムが必要ではないかと思う。原価と安全とは、価値のレベルが違うから難しい
26	社内教育をクラス別に行っています。
27	技能講習等を積極的にしています。
28	自主パトロールを強化しています。
29	受注競争においてダンピング合戦になっており、その結果安全にかかる経費が削減せざるをえない昨今になっており、安全第一を目標に掲げるのであれば、まず安全管理の点からむやみにダンピングをさせるべきではないと考えます。
30	安全はマネジメントが大切だと感じるが、現場で働く人がいかに安全に心がけ守るかが問題で有る、意識の改善。また、工程、作業内容に無理の無い作業をさせる事も大切だと感じています。
31	安全対策はやればやる程、お金がかかる。事故を起こさない最小限に取り組む、特に公共事業においては明確な予算計上をすることを実施してほしい。 資格取得の経験年数を短くして取得し易くして取得後の教育を徹底する。
32	安全衛生管理体制及び諸設備・機械の本質、安全化が図れば災害の80%は減少出来ると思います。残り20%は被災者等のヒューマンエラーによるものと思います。今後この部分の対策をどのように行っていくかが課題ですが、各種安全教育を通して地道に活動を続けると共に、直備している専門工業者が教育意識を高めて安全を最優先する組織作りも必要です。
33	安全とは、各現場に従事する従業員及び作業員の意識の向上を目的として無災害を実現するのに必要項目である。
34	着工前に災害についての危険有害要因を特定し特定した要因を除去、低減する為の実施事項を特定しこの結果を各安全活動にいかし実施している
35	法整備、マネジメントシステムも大切であるが、実施の運用は人がやることなので、事業者、安全スタッフ、労働者の教育が一番大切であると思います
36	労働の自己責任を厳しくすれば、事故は減少するのでは
37	安全は全てに優先するをモットーに日々作業を行う様、指導しております。
38	災害防止のため、常日頃からの教育が必要ではないかと思えます。作業員の不注意・不安全行動による災害が非常に多く防止する為には1人1人の安全意識を高く持つよう指導しなければならない。
39	現行の安全管理について、元請依存度があまりにも高いように思えます。労災保険の適用もしかりです。責任回避の気持ちは有りませんが、本人または雇い主の責任も考え、労災保険の適用についても見直しを図り、元請、協力事業者一体となった安全管理を推進していかなければ、効果が上がらないような気が致します。
40	建設業においては、安全、品質、工程は前から言われているが、ここ数年はなおいっそう安全は最重要と言える。特に安全管理が良ければ、品質、工程管理も良好な状態に保れていると考えている。又、社員教育をする上においても重要である。
41	安全に作業員1人1人の自覚と行動が一番重要視されると思えます。その自覚を促すため安全担当者が安全教育を徹底し、自社の安全システムを構築し、ケガや事故の無い明るい職場をつくるのが大切だと思います。
42	労働災害が生じた場合、現行法体系では、被災者を直接雇用する事業者の責任となっているが、事業者は、業界の厳しい情勢のなか事業経営に苦慮しているのが現実で、労働者に対する安全管理面の配慮は、元請任せとなり薄れがちにならざるをえなく事業者としての自助努力による安全教育の実施は、不十分で上位請負業者に頼る部分が多く教育の効果も半減する。事業者としては、労働者の自己管理能力の確保に期待する面が大きいものと考察される。
43	末端で働く人間の安全確保に、いかに時間を費やすかが大切だと思われまます。
44	安全に対する自己責任の意識を協力会社の作業員さんに持ってもらう必要がある。安全週間のスローガンは、災害ゼロ→危険ゼロ→安全文化と言う様に進化してきた。もはや上から押さえつける安全ではなく、下から築き上げる安全文化の構築が目標である。自社の職員に対しての安全レベル向上はもちろんですが、協力会社の職長会活動を通しての、自主的な安全管理活動が今後大切になってくる。「安全と水はただ」の時代が長かったせいか安全はあたり前の事と思っているが、何事も起さない為に努力をしてきた、安全担当者が多くいたのだ。このノウ
45	職種において、法規がかえって負担にまる場合がある(脚立の使用などが問題になりやすい)
46	事故起した本人にペナルティーない事 (元請は安全指導し設備を整へ事故のない様に努める下請も元請の指導のもと負傷するな、健康に注意しろ、体調は良いかと管理するでも本人のチョットした不注意で負傷する。困るのは本人以外の人達また、会社)本人の注意と、安全に対する認識しか防ぎ様のない状況にある現状事故の重大性を(困いにし中間、会社に対して)深く反省も含めて考えるためにも本人へのペナルティーを必要と思う。
47	毎朝、毎日、毎夕、事務所で現場で事故防止のため、社員に作業員に声をかけ、出来るだけの設備の改善につとめています。それが平行して毎朝の今日一日の安全を神に祈っています
48	災害は現象してきてはいるが、建設業はその40%を負っているわけだから、いかに0に近づけられるか苦慮している。現場では設備上の不備というのはほんのわずかだと思っている、使う側が少し気をを使う(意識を持つ)ことで、事故を減らしていくことが出来ると思っているのですが・・・
49	安全は、何よりも優先するが、利益に反映されない為生産的な安全活動を実施したい
50	安全に関する費用について 安全対策を施す場合必ず費用が発生しますが、発注者は、「すべて請負者の負担である」と言うにんしきではないでしょうか。発注者は安全第一と言うのは言葉だけであり、実際は何も負担していないのが現状です、変更等で適切な負担を負うべきです。
51	現場作業員に安全管理意識を如何に定着させ、結束型安全から予防型安全へ転換し、安全確保と生産性の向上に成果を上げていきたい。

52	事故事例を発表するが、現状では末端の従業員まで届かない。今後はいかに末端の従業員まで安全の教育が伝わるか、そして、末端の作業委員が安全に対する意識をいかに高めるかによって安全の取り組みがかわってくると思う。トップダウンからボトムアップへ。
53	協力業者の受注が非常に厳しいので、安全管理費を削減せざるを得ない状況です。
54	建設業の業績悪化にともない、安全担当者のリストラ等で人員削減があり、後進者の養生がままならず、安全担当者の養生問題が生じて来る。
55	労働局等が推奨されているOSHMSの導入につき、下請業者まで運用を浸透させるには、OSHMS構築指導の時点で指針の17条の項目を逐次細かく作成方法を指導する際に拒否反応を示し構築途中で挫折する事業者が多数見受けられますので、指導方法をもう少し考慮しなければならぬと考えております。段階を経て100%の運用出来る様、少し時間が必要ではないかと思ひます。
56	現場での安全を、第一に考えるのは、当たり前ですが、その中で設計上での安全についてももう一度見直す必要があるのではないのでしょうか。
57	設備的には近年どの業者も現場でも整ってきているが、ヒューマンエラー的なものはあいかわらずの状況の様です。その人本人の意識を変えていかなければならぬ中、人の心の底までの教育は難しいと思ひれます。
58	あそこの監督は安全安全！でガミガミいうから、しかたなしにするのではなく。(これをお月さんタイプ)自主的に安全を意識し実践していつてくれるよう(これをお天道さんタイプ)教育できればいいな。と考えています。
59	公共工事において、事故・労働災害を起した場合のペナルティーが厳しすぎる。現状では事故・労働災害を起した場合、結果のみで判断してペナルティーが科せられている。我々は日頃から安全衛生活動を行なっているの、プロセス等を考慮に入れて最終的な判断をお願いしたい。例えば、監査署からは法違反はないけれども、発注者からは2~4週間の指名停止などのペナルティーがかけられる、という事が数多くある。
60	安全教育にもっと時間をかけることが出来るようにしてほしい
61	無料で受ける事が出来る安全教育の実施
62	現場での作業に仮設的な設備は向上してきておりますが、一向に災害が減ってこない理由に作業員の法的なルール無視やヒューマンエラーが災害につながっているものと思ひます。作業員一人一人の安全に対する理解と認識を向上させるための教育(災害事例、法令、KY活動、指差し呼称等)をしっかりと行い危険に対する感受性を高め常に自主的な安全行動が取れるプロとしての誇りを持った作業員になってほしいと思ひます。
63	本来ならば作業に従事する個人個人の能力を試し、その作業にふさわしい人員を配置して、作業を行うべきものであるにもかかわらず、人を選別出来ない。また、身体的能力をたかめるための訓練を実施しなければならぬのに時間的余裕はない。元請がどんなに安全に関し、管理的、設備的に努力しても、協業会社がどのような作業員を連れてくるかによって、災害の発生が左右されてしまう。例えば、作業員の年齢が高く、個人的な経験・知識が豊富でも身体的に劣れば、安全を確保するためには、能率の低下を許容しなければならぬ。安全は運・不運の問題で
64	かつて自分がそうであったように、建築労働者や監督者のなかに「自分は落ちない」と思っている人が多勢いる。これらの人々に、落ちる時には何も出来ないこと、意識を失うことなどを説明して、墜落を防止する為には安全帯が必要欠くべからざるものであることを認識させ、安全帯を使用する人が一人でも二人でも増えてくれることを願っている。
65	以前に比べて全員の安全に対する認識は向上したが、新しい施策については、求められるレベルまでは内容の理解も今だ不完全であり、卓上だけの管理になりがちと思われる。作業員が理解するまで時間がかかるのではないのでしょうか、元請社員も不十分であると推測する
66	発注者あるいは元請が主催する安全大会、安全教育はほとんどが、事業主あるいは店社安全担当者をターゲットにしています。これも必要ですが、むしろ現場ごとに行なわれる、作業員を対象とした安全教育を充実させる方が最も重要であると考えます。短時間で効果的に行えるマニュアル等があればと思います。
67	担当部門(大阪支店)としての回答を致しました
68	安全は設計段階行すべき。
69	現場と安全活動の比重が現実的にウェイトが現場にかたむいているので、気をつけたいと思う。
70	現在は工事発注についても、年々減少傾向にあると思う。さらに人間1人に対する保障は年々高くなる傾向である。そんな点から安全に対する、知識、取組、対策については、全社を上げて取組んでいる最中である。今後共に職長に対する安全意識の向上を考慮してより底辺(直接働く作業員)に対する具体的な指導に重点を置いて安全教育を進めていくように考えている。
71	「現行の労働安全マネジメント」とは具体的に何を意味しているのですか？
72	「安全」を商売にしている人及び団体が多すぎいろんな事をやりすぎているのではないかと感じている。
73	当社においても書く安全教育を実施しているが、その理解度及び実施効果についての把握をどのように確認するかを検討している。作業員の安全意識向上及び不安全行動の禁止等についてどのような教育(指導)が効果的か試行錯誤している。
74	現在、安全活動を行えば行う程コストがかかりますが、発注者側はそれに対応してくれていないのが実状です。安全活動も率計上分では満足な活動ができない為、少しでも利益を出そうとすると安全費を削るしかなくなってしまいます。その為、発注者側でもある程度安全費を積上げてみてもらいたい。また、書類が多すぎて満足な書類及び活動を行うとすれば、現場単位で専属の安全管理者が必要となってくる。
75	安全書類の規格を全国統一し、何処の工事現場、何処の元請に出しても同じ様式で出せる事にして下さい。現在各社各様に違いが見られます。安全は末端の作業員の為には有ると思ひます。国交省・役所・元請等の為の書類作りではなく、現場に即した物にしたいもの。設備、資機材等の安全は良くなっています”ヒューマンエラーを無くす為の最良の方法は？”

76	32 の設問に関しては、安全管理活動の法規制というものは、最小限のものであって、全て自主的に高いレベルで行うべきもの。又、役立つかどうかを、割合で表示させるという事は、意識の離隔を感じさせる。
77	以前に比較し徐々に安全に対する意識は高まっているが、ゼネコンの職員、下請け業者にもレベルに格差がある。また現状ではトップダウン形式をとらないと浸透しにくいと思う。ベストのやり方ではないが日本人の特性を考えると国一→ゼネコン→下請業者という流れで安全に対する意識の高揚やレベルアップを図る事が必要に思う。それと店社安全担当者の能力向上のための実践的な教育の機会を創ってほしい。例えば1日/1ヶ月の教育と一年間続ければ知識、能力ともかなり向上すると思う。
78	基本的には 作業員は、競争してよりーという仕事ではない。 職長級のレベルアップが必要。 元請を含めて、人間性、教養、知識等について「レベルアップ」させる必要がある。
79	最終的には個人個人のメンタル的な点が不足していると必ず事故につながります。なかまで声をかけあいながら、十分な打合わせのもとに安全作業にみんなまでとりくみたいと思います。
80	安全は、各々の立場における「役割と責任」を自覚、認識し、責任を果たしていくことが、災害を減少させる第一歩と考える。そのためにも、当社従業員に対する教育、また取引業者の事業主、職長等の教育、指導が重要であり、安全の自主管理が出来る体制を整えていくことです。
81	安全第一を目標に日々業務を行っているが、いくら設備を完全にしても、作業員の不完全行動によって台無しになってしまう。徹底した注意喚起教育によって不完全行動者をなくすよう努めている。
82	最近、国土交通省、厚生労働省の指導で車両系建設機等、オペレーターに対する安全教育を「外郭団体」等で受講するよう、勧告がだされている。受講対象者に受講させたいが、講習日が合わない。又、現場によっては、講習場所が遠く、経費がかさむ。できれば外郭団体かつ現場への出張講習の窓口をひろげてもらえたらと思う。
83	リストラによる、安全マンの定着の低さ。(兼務では無理がある) 向社員(JR)の安全、特に労災事故についての考えの低さ。会社トップの安全に対しての考えが、末端まで通じていない。各部での横の連絡が悪く、連絡事項が届かない。
84	建設現場における災害については、元請の労災保険を使用することが、協力会社に「安全は元請に任せている」という、誤った認識を少なからず与えてしまっているように思えます。
85	今一度「安全第一」とは現場が賞かる事だと再理解してもらおうこと
86	事故災害が直に仕事の受注にひびくので、どうしても結果が良ければとの思い出目前の事だけに思いが行ってしまいます。安全マネジメントシステム管理を取り入れる努力をしなければと思っております。
87	現下の建設業界は厳しい経営環境に直面しているが、いかなる環境にあろうとも、労働災害の防止は人間尊重の観点からはもとより建設業が今後とも健全に発展していくためにも不可欠な要件である。「安全なくして経営はなし」との基本理念に基づき、労働災害はいつでもあってはならないものです。毎日毎日をゼロ災害を目指したスタートラインとしなければならない。「安全とはゴールのないマラソン！」
88	今後は働く人(作業員)の自覚を促さなければいけない。
89	周囲に思いやりの気持ちを持つ他職の行動に感心を持つ「声かけ運動」の実行。次の行動に出る前に、全員があわてないで行動をする。
90	作業員の安全意識に対するマンネリ化を防ぐいい方法があれば、教えてもらいたい。
91	現在の安全に対する考え方は、法規ばかりがとどのい実際の現場にそぐわない事が多い。工事を安全に行うには多少なりと安全費がかかる。だが、工事金額は低下する一方である。そうすると工期短縮をせざるをえない。そうすると安全がおろそかになってしまう。これが現実である。安全費とは金額に対し、一律の割合で発生する物ではなく、工事の種類、周囲の環境、工事の難易度等で算出されるべきである。場合によっては直接工事費より安全費が高くなる事だってありうるはずであるが、実際には今までその様な事が無い。安全は金がかかって当然のもので
92	現場での災害防止対策としての安全教育は、作業員の不安全行動に拮がる、災害が多いと思われるので、先端作業員に直接インパクトのある教育方法を工夫する必要があると思います。指導する立場としては、彼らが自主的に参加する意志意欲を持たせる、教育方法を検討していきたい。(ヒヤリハット運動、KYK 等) マンネリ化の防止！ 実際に作業する作業員に本当に効果のある指導方法をよろしく願います。
93	ヒューマンエラーによる事故ばかり、末端作業員への教育も大切だが、元請、一次等の職員の教育がもっと必要、最近、書類の必要性ばかり大事にして現場において注意できる職員が少ない
94	当社では、安全管理の徹底を計るため、教育訓練の充実と店社スタッフによる安全パトロールの強化を2本柱として、活動しています。教育訓練については、計画前に実施し、安全パトロールにて効果の確認を行い次年度の計画に反映するようなシステムです。教育訓練については作業員に出来るだけ、講義形式の講習より、体感訓練を実施するように指導しています。当社では「危険作業対応訓練」と称し、JH発注の供用中の高速道路上での工事には、全箇所を実施させています。平成11年より導入したこの訓練の成果で以後のJHの供用中の道路上での
95	安全に対する取組みの評価は、事故発生の結果に左右されることが多い、事故が発生した時、少なくとも法違反だけはしていないという状態をつくりたいと思っています。
96	最近、民間工事が多く販売日が決定しており、又施工単価がきびしい所が見られ安全は第一とうたってはいるが若干、手薄に感じられる面がある。
97	当社は専門工事業者なので、元請業者から請負って行う協力業者となります。元請業者の安全システム、教育、協力業者パトロール等に参加しますが、それらにかかる費用の捻出に苦労します。
98	毎日毎日の努力の積み重ねが大事である。
99	資格取得、講習会の受験、受講料が高すぎる。もっと少額で出来ないのか。資格取得回数を年数回実施できないのか？

100	いつも安全第一で下請業者、職方を指導していても結果的に事故が発生すると、今までの努力がすべてゼロになり、本人(起因者)よりも重い責任をとうされることが多い。
101	現場巡回時における、一声掛け運動と、危ないと思われる箇所の修正をすぐ行う等に心掛けております。
102	労働者保護が過剰、自分自身の安全について考える姿勢が欠けている。災害補償にもっと過失相殺を取り入れるべき。
103	現在の法規制による安全については、良いことだと思いますが、労働者保険という中であまりにも人権保護を表に出してしまい自主的に安全に取り組まない風潮があります。この様な風潮を、自分の安全は自分で守る、誰も守ってはくれないという、教育をして行きます。自主的に行動してこそ、安全に対する効果が上がってくると考えております。
104	個人個人がもっている安全に対する意識をいかにして高めていくかが非常に難しい。今後も地道に努力したいと思います。
105	現場の安全設備等は、十分実施される様になりました。今後の課題は、ヒューマンエラーの防止と思われます。各作業員が安全について、真剣に考え、ルールを守り、互いに監視して、事故防止に努力すれば、事故(災害)は、少なくなると思います。
106	当社は、専門の施工業者である為でもあり、安全教育や指導、勉強について、もちろん勉強しておりますが、実際の日々の作業に関しては、教育とは別に、全員が自己の身を守るという意識が無くては仕事にならないという事実があります。むしろ発注者が現場での施工経験が不足している為に、理論上での指導が多くなっている事が、年々安全活動等の時間が多くなっても、事故・災害が減少しにくいのではないかと考えます。
107	安衛法、安衛則等の法令を理解しにくいのが現実です。特に建設業は重層構造、屋外作業など非常に条件がよくありません。経営者(トップ)も安全に対する認識を高めなければなりません。各自の意識改革が必要だと思います。
108	建設業では、自動化、省略化の開発は行われているが、まだまだ人力、経験に頼るところが多い。しかし作業員の高齢化で不安定な状況になりつつある。今世間ではローコスト、早期完成という適正は工程を無視し、コストを抑えることがある。コストを下げるために何の質を落とすかは、自ずと安全関係に向けられてしまうこの悪循環を何らかの方法で変えるべきだと思う。
109	「安全管理活動に十分、力を注げば必ず事故を防げる」という保証がないだけに安全管理のむつかしさがある。安全活動を積極的に取り組んでいても事故は起きるし積極的でない企業でもたまたま無災害を何年も継続中の企業も多くある。毎日毎日の積み重ねで地味な活動と現場で働く1人1人の意識の高揚が最も大切と考える
110	安全はトップの姿勢で決まる。つまり責任者の考え方や、行動で会社(現場)全体のふんいきが変わると考えられますので現場代理人や、職長の教育が特に必要だと思います。
111	災害の発生する根本的原因・要因・その事業場の安全管理上の根本的悪さ等を追及する手法は種々あるが、どれも大切な部分で関係者の勘・思いつきに頼っているのが現状であり、理論的・科学的とはいえない、そのため根本的原因・要因の芽を摘むことが出来ないため同種の災害・同種の点検時指摘が繰り返されていると思います。過去に行ったTQCの様な難しい統計分析はなじまないが収集するデータ・資料の特性項目・収集方法・分析方法の研究開発が必要と思われます。
112	元請会社の統責者の自覚・資金管理、指導、実行が現場安全管理取り組みへ大きな影響力が出る。経営上困難な事が多いと思われるが、災害発生を未然に防止する為への投資は決して高いものとは思わない。事後処理に費やす費用とそれに携わる関係者の目に見えない労力(賃金)がいかに大きいかわよく比較し、安全管理に傾注して頂きたい。
113	私は昭和52年から安全に携わってきましたが、最近では若手社員の安全意識が向上しています。一方、上層部の意識はあまり向上していません。特にプリジストンの火災や北海道の出光の火災はトップの意識の問題のように思います。
114	労働安全における、危険、事故、災害の関係について、建設業では、その認識がなく、災害についてのみの対策で終っている。それも事例の活用はその時だけで、同様の災害が1年も経てば繰り返される。手摺り先行足場にしても、機械のリース料が高いから使わないというようなコスト第一の姿勢がある。経営幹部が真の安全第一を実施する気を持てば労働災害は半減させることができると思います。
115	大手企業の安全教育は、本社および支店の自己満足、あるいは記録を残すためだけの手段の様に思えます。実際の現場作業員にとって有意義な内容とは言えず、彼らにとっては、ただ時間の無駄なような気がします。末端の作業員を中心とした安全教育を望みます。
116	今回のアンケート内容について、多項目の内容の中で少項目を選択するのは非常に難しい。(会社及び現場の事情によって変化すると思います)出来れば今後もう少し項目を絞って欲しい。
117	現状では官公庁、ゼネコンの規定関係が非常に複雑化し、現場の管理・監督者が書類の作成等に労力を取られ、実際の現場の監視がおろそかになっている傾向が見られます。書類重視 or 現場重視?私は現場での指導・指示・教育等が、第一と考えます。書類等の簡素化についても又研究頂ければ幸いと存じます。
118	安全担当者の育成に真剣に取り組んでいる会社が少ない。長期的な視野で専門職として育てて欲しい。
119	労務管理が良くなければ、安全は確保できない。安全だけ先行しても効果は少ない。
120	建設生産に直接携わっている作業員には、小難しい安全より、整理整頓と後片付けを徹底する躰教育でも充分効果はある。(理論より行動!)
121	安全はその会社の文化だから、元請の安全を真似てもだめ。自前の安全が一番。
122	安全と災害は別物。災害の原因を安全だけに押し付けても片手落ち、施工方法、機械、設備を含めた総合検討が重要と思
123	全体的に作業員の安全意識が低い様に思います
124	安全は永遠のテーマ、人が動けば事故は発生する、全ての作業・行動を法、規制等で規制することは不可能ではないかと考えます。また、各種施策を考案し、指導教育しているが、要は実際に作業する人が完全に守ってくれることが必須条件。現在の経済状況だと、効率代、能率代、経済比重視の傾向が会社・作業員ともに多く、事故が発生しても対岸の火事意識、自分が事故を起こして初めて安全の重要性に気付く。安全の指導者として矛盾を感じつつ事故0達成の永遠のテーマに挑戦して行く所在であります。よりよい法・規則と教本、指導書等の刷定と発刊

125	自身の身は、自分で守るという意識付けの教育に今後も繰り返し実施しています。
126	現場、現場によって状況は異なるので、その現場の内容を熟知することが一番大事だと思います。しかしながら毎日現場は変化していきいます。作業前に職長は一日の作業工程を考え、役割分担を決めるとは思いますが必ず現場に足を運び、目で見て、危険箇所注意事項など、全員で話し合うことが大切だと思います。
127	ゼネコンに入場する場合、安全帯着用を義務付けられていますが我々地上作業が主で重機類の乗り降りも頻繁なので逆に安全帯着用が危険度を増しています。
128	最近の傾向として、ヒューマンエラーがよく問題となっています。作業員からすれば企業の命令として少しでも出来高を上げる事に集中して、数多くのヒューマンエラーの中の一つとして、周りの作業が見えなくなることがあると思います。また、企業側も安全の担当者に伝えるだけでなく、必要な予算は計上する必要があると思います。しかしながら、最近の社会的情勢は、余分なコストをかけたくないというのが主流と成っているように感じますし、そうならざるを得ない状況であると考えます。
129	一般に災害が発生してから、始めてその処理に手間がかかるのが実感する。利益を上げることが第一になっている。安全第一といっているが形式でそうしている。
130	建設業における安全管理は、自然現象、交通事情、周辺事情、工期等をさまざまな要因が関係するため、複雑で綿密な計画、管理が必要とされる。建設業での安全性が高めるためには、より緻密な計画、管理が必要であると思います。同時に適正な予算、適正な工期の設定がもっとも重要だと考えます。
131	昔に比べて仕事を熟知している職人が少なくなっている。その理由として単価面で年々下がってきており賞与も無いことから30代くらいまではよいとしても40代以降は、一般サラリーマンの年収よりも低く魅了を感じなくなっており、将来的に不安である。よい人材が少なくなっていることから事故災害が発生する可能性が高くなっているのと、この不景気で他産業から高齢者の方が入ってきており会社で体力があるところは安全教育などを実施できてよいのですが、余裕の無い会社では果たして安全教育に力をそぞくか疑問でありこの先労働災害が増えるのでは
132	現在のコストダウンに逆行する安衛法の基準規制の縛り、そして積算時における安全者の不明確な点。
133	事故の内容で作業員、本人の不注意による事故が、過去に多数おきている。作業員の安全意識高揚を図るため、労災保険金を作業員本人から払ってもら。無事故の場合、作業員本人に労災還付金が返ってくるシステムに変えると、不注意による事故が減るとおもいます。労災事故のペナルティ制度では使用される件数制度ですが、明らかに本人の不注意による事故は、件数からはずし、別枠にしてカウントして頂きたい。
134	安全については、各個人の習慣づけが大切だと思います。トップダウンによる指示も大切ですが、自発的による行動から生まれる安全活動が大切だと思います。
135	安全は日々の継続的な活動によってしか得られないと思います。危険の目をひとつひとつつんでいくしかないと思います。災害が起きてから災害速報として水平展開していますが、ヒヤリハットの水平展開まではまだ当社はいたっていません。そこで、どのようにしたらヒヤリハットが収集でき、水平展開できるか検討していきたいと思います。
136	私社は舗装、土木工事を主としてますので特に BH 及び転圧機械を多用し、作業員との同時作業や前後作業を行い人身事故、重大事故を起こす危険が在ります。それを防ぐ最良の方法として KYK の活用と指差し歓呼の実行で100%に近い重大事故防止を位置づけを今後も一層の努力をしていきたいと思ひます。
137	事故が発生した場合、100%元請責任にて処分を受けることに疑問(指名停止処分)。完全な安全管理が不可能な状態がほとんど、元請責任の一定以上の安全管理不履行で処分する形式を希望。
138	安全には常に金が必要だと思う。安全経費アップ、教育訓練費の簡単な補助金助成が受けられる様お願いしたい。
139	ゼネコンの提示単位が安いので十分な安全性に欠けることもある。
140	アンケート(3)(32)について、個人的に労働安全コンサルタントですので個人的な意見です。法規制などは役立つというレベルの問題ではなく、絶対です。最低限行なわなければ成らないもの、守らなければならないもの、です。安全に対して最も低いレベルであるので、これに自主的な教育指導対策などの活動がより高い安全に繋がります。アンケート(4)について、安全も生き物です。法規制なども技術革新や新工法の開発により現状にマッチしない場合があります。例えば、米嶋大橋の吊上げ式ジャッキの桁の落下事故ですが、事故を受けて規則が改正
141	ほとんどの事故は、個人が起こすものである為、個人の意識問題が重要である。しかし、本人たちが不用意に習慣から、発生させいる(なれ)が大きい。
142	現下の建設業界は厳しい経営環境に直面しているが、いかなる環境にあろうとも労働災害の防止は人間尊重の観点からはもとより建設業が今後とも健全に発展していくためにも不可欠な要件である。「安全なくして経営はなし」との基本理念に基づき労働災害はいつでもあってはならないものです。毎日毎日をゼロ災害を目指したスタートラインとしなければならない。「安全とはゴールの無いマラソン」
143	現在の制度では、事故を起こした場合、ヒューマンエラーで起こしても本人ではなく、元請の責任が大きいのに納得がいかない。事故を起こした本人にも何か責任を取らせる様にすれば事故は今より減ると思います。
144	一般的に経済状況が大変厳しい現状において、ともすれば、無駄とも思われかねない安全に対する経費が軽視されやすい。その事につき、元請、下請、行政も含めて何らかの根本的な対策が必要と考える。又、災害の8割を占める不安全行動を防止するには、作業員の意識、自覚に訴えるしかなく、その点で、教育訓練の重要性が増すます重要と考えられる。
145	元請、下請け関係の中で安全教育を考えると、ゼネコン各社によって独自の教育を強制してくるが内容は同様、時間の無駄。又、安行法で定められた職場教育は一度修了したら続ける必要はないはずなのに各社の教育を受けざるおえない。

146	いろいろな現場で搬入前に十分な協議はするが、搬入した跡に問題が生じた場合、元請は十分な安全対策を下請けに押し付ける現場が多々あります。安全無くして実行はない元考え、元請が下請けに対して安全を指示するのではなく下請け元受に要求し元請、下請けがひとつになって安全に取り組み安全確保をするべきと思います。
147	1. 現場に即した体制が取れるような規則。 2. 重大性を絞った簡素化。 3. 災害回避の為に試行変更の承認。
148	安全費の具体的中身がよく見えない。
149	建設業者多数あり、安全管理に対する指導教育、安全意識の格差が大きすぎる。
150	受注が、金額競争だけで判断決定されていると思います。パトロールなどで、設備の改善をいっても負担が大きい場合は、法負担がなければとつい妥協してしまう。
151	発注者からの発注が一時的に集中し、施工能力も限界に達した状況となり、競争の激化から受注金額も低価格となる。このような状況の中、優先されるべき安全が工程及び原価との比較条件となる。
152	現在、工事受注金額の低下により、直工費はもとより安全管理費なども苦しくなり、設備投資に苦しんでいます。しかし、事故を起こすと受注さえできなくなりますので、今後についても、現場には安全第一で作業するよう指導していく所存です。
153	安全とは、現場で働く一人一人がその大切さを認識し、お互い尊重しあうことで成り立つものだと思います。事故を起こすとその現場に計り知れませんが、日々の作業に緊張感を持ち、危ないことには危ないぞと本気で言えるような現場の雰囲気を作るためにも各職方同士日頃からコミュニケーションを取って和やかなムードを作っておく必要があると痛感します。
154	会社存続のため、安全は重要なことだと理解し実践はしています。しかし、最近の受注競争の激化に伴い、工期、予算などが以前に比べ格段に厳しくなっており、安全に費やす余裕がなくなりつつある。各発注者も金を出さないが口は出す方式になってきて、自社での自主管理が強く求められています。効率のよい自主管理をしていかないと今後の要望に答えていくのが難しい現状です。
155	作業員のレベルが最近向上してきて安全に対する意識が上がってきたとおもいます。我々専門工事業者はどちらかといえば元請の安全を実施していることが多い。そんな中でマネジメントシステムの導入と展開により我々の安全に対する認識が受身のものから自主的にものへ変わってきたように感じられます。
156	ある程度、契約金と工期に余裕が必要。現場元請、職員が協力業者に任せすぎではいけない。作業員、元請への日々の教育が必要。
157	安全＝受注と利益。
158	建設業に従事して35年間第一線で従業員教育を行ってきたが、安全に物事をするためには、働く者が危険意識を持ち、危険を回避する知識を身につけることであるが、知識習得には個人差があり、同一の知識と意識を持たせるために行う教育は、大変な時間と金を要する。現在、建設業28業種の二次下請けが、仕事を発注しようとして積算所項目に安全費を計上した積算所を提出しても元請に受理されることは無い。仮に受注できても、安全費として計上した金額を削除され、作業員を教育する原資確保することが困難な状況である。

付録A アンケート調査用紙

関係者 各位

土木学会
安全問題研究委員会・安全教育小委員会
委員長 花安 繁郎

建設業における安全教育に関するアンケートのお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は土木学会の業務に関し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

土木学会・安全問題研究委員会・安全教育小委員会では、

- 1) 安全教育に関して幅広い観点から、どこにどのような問題があるかを把握するとともに、それらを背景、原因も含めて整理する。
- 2) それらの問題点を改善、解決するために、i) いつ、どこで、誰が、誰に安全教育をすべきか、ii) 何を教育すべきか、iii) どのように教育すべきか、について整理する。

という基本方針を掲げ、安全教育問題を検討しているところであります。この度、これらの活動の第一歩として、建設業における安全教育の実態を把握すべく、アンケート調査を実施する運びとなりました。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、別紙アンケートにご記入の上、下記宛てに返送していただきうますよう、ご協力をお願い申し上げます。なお、アンケートで回答されました情報は、個々の企業名等を公表することは決してございませんのでよろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 回答期限 : 平成 15 年 10 月 14 日
2. 回答送付先 : 〒160-0004 東京都新宿区四谷 1 丁目 (外濠公園内)
(社) 土木学会 研究事業課 担当 : 磯崎 ひろ子
TEL : 03-3355-3559 FAX : 03-5379-0125
E-mail : isozaiki@jsce.or.jp
3. 問い合わせ先 : 関西大学総合情報学部
広兼 道幸
TEL : 072-690-2402 FAX : 072-690-2402
E-mail : hirokane@res.kutc.kansai-u.ac.jp

以上

建設業における安全教育に関するアンケート調査記入要領

1. 調査票の記入者

このアンケート調査のご回答は、貴社において現場に対する安全教育を担当されている方(例;本社, 支店等で安全をご担当の方)にご記入いただきますようお願いいたします。

2. 内容の取り扱いについて

ご回答いただきました内容につきましては、統計的に処理・分析したデータは公開いたしますが、個々の回答内容を公開することはありません。

3. 記入上の注意点

このアンケートは、貴社における現場に配属された職員全体を対象とした安全教育等についてお尋ねするものです。

該当箇所に○をつけてください。また、下線部には具体的にご記入ください。

ご回答者氏名	
所属部課名	
役職名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail アドレス	
現場の経験年数	

会社名	
所在地	
資本金	
従業員	

建設業における安全教育に関するアンケート調査

1. 安全教育に対する意識

- (1) 貴方は安全教育（管理）に関する現行の任務にやりがいを感じていますか。
- a. 感じている b. どちらかといえば感じている
c. あまり感じていない d. 感じていない
- (2) 貴方は安全教育を実施することが、現場での事故・災害防止に役立つと思いますか。
- a. 十分に役立つ b. どちらかといえば役立つ
c. あまり役立たない d. 役立たない
- (3) 現行の労働基準法，労働安全衛生法およびその他関連法規は，現場での事故・災害防止に役立っていますか。
- a. 十分に役立つ b. どちらかといえば役立つ
c. あまり役立たない d. 役立たない e. わからない
- (4) 現行の労働基準法，労働安全衛生法およびその他関連法規について，現場で実施しにくいと感じたことはありますか。
- a. 感じたことがある b. 感じたことはない
- (5) (4)で「a. 感じたことがある」とお答えいただいた方に，具体的に法規の名称・箇所をお聞かせ下さい。また，問題点はどんな所かを簡単に記述してください。（複数回答可）

i) 法規名； _____ 第（ _____ ）条
問題点； _____

ii) 法規名； _____ 第（ _____ ）条
問題点； _____

iii) 法規名； _____ 第（ _____ ）条
問題点； _____

- (6) 事故・災害防止という安全教育の本来の目的と、実際に現場で実施している安全教育との間に乖離を感じていますか。感じているとすれば、それは具体的にどんな点ですか。
- a. 感じている b. どちらかといえば感じている
c. あまり感じていない d. 感じていない
- 具体的に (_____)
- (7) 安全教育に関する任務の遂行に負担を感じていますか。感じているとすれば、それは具体的にどんな点ですか。
- a. 感じている b. どちらかといえば感じている
c. あまり感じていない d. 感じていない
- 具体的に (_____)

2. 安全教育の社内体制

- (8) 会社として教育に対する基本的な考え方や推進方法等を定めた教育研修方針がありますか。
- a. ある b. ない
- (9) 安全教育を総合的に推進するための専門部署（安全部、教育委員会等）がありますか。
- a. ある b. 必要に応じて設けている c. ない
- (10) (9)で「a. ある」とお答えいただいた方に、
部門の名称および部門の社員数をお聞かせください。
- 名称 (_____) 人数 (_____) 人
- (11) 貴方の部門では、安全教育を推進するための専任者を置いていますか。置いている場合、それは何名ですか。
- a. いる b. いない 人数 (_____) 人
- (12) 貴方の部門での、各種法律で定められている諸資格取得についてお聞かせください。
(複数回答可)
- a. 法定の資格取得を教育研修のための手段として教育研修体系の中に入れている
b. 資格を取得すれば、給与・手当等に反映される
c. 会社として実務に関係のあるものを認定して積極的に資格取得を勧めている
d. 必要な資格を取得しないと昇進できない
e. 資格取得と教育研修体系とは別個のものであると考えている。
f. 自主的な努力にゆだねている
g. その他 (具体的に _____)

- (13) 貴方の部門では、安全教育プログラムをお持ちですか。
- a. 安全教育として独立したプログラムを持っている
 - b. 独立したものではないが、教育体系（新入社員、配転社員教育等）の中の項目として含まれている
 - c. 教育体系に入れてなく、必要に応じてその都度行っている
 - d. 社外のセミナーや教育コース等を利用している
 - e. その他（具体的に_____）
- (14) 貴方の部門での、社外のセミナーや教育コースへの参加についてお聞かせください。
- a. 企業命令で参加 b. 自主的な参加
 - c. その他（具体的に_____）
- (15) 貴方の部門での、その際の費用の負担についてお聞かせください。
- a. 会社負担 b. 自己負担
 - c. その他（具体的に_____）
- (16) 貴方の部門全体で、年に何回ぐらい社外のセミナーや教育コースに参加していますか。
（_____）回／年
- (17) 現場に配属された職員全体の安全に対して、どのようなセミナー・教育コース（社内外）が特に効果的であると考えますか。（重要と考えられるもの **3項目**を選択）
- a. 法令（労働安全衛生法、クレーン則等）に関するもの
 - b. 経営トップ層に対するもの
 - c. 統括安全衛生管理に関するもの
 - d. 事故発生時及び震災時等の対応に関するもの
 - e. 事故、災害事例に関するもの
 - f. リスクマネジメントに関するもの
 - g. ヒューマンファクタに関するもの
 - h. KY活動に関するもの
 - i. 仮設計算に関するもの
 - j. 各種資格取得のための技能講習等に関するもの
 - k. 健康（じん肺、腰痛等）に関するもの
 - l. その他（具体的に_____）

3. 現場での安全教育

(18) 実際の現場で行われている安全教育（現場で働く職長及び作業員を対象としたもの）の中で、特に効果的と思われるものをお聞かせください。（重要と考えられるもの **3項目** を選択）

- a. 入場時の受入教育
- b. 作業変更時の教育
- c. 資格取得のための特別教育
- d. 危険予知訓練（KYT）
- e. ヒヤリハット事例研究
- f. 事故，災害事例研究
- g. 避難訓練，消防訓練等の各種訓練
- h. 安全勉強会
- i. 職長教育
- j. 現場特有の危険物取り扱い教育
- k. 現場特有の機械等取り扱い教育
- l. その他（具体的に_____）

(19) 危険予知活動にどの程度の時間をかけていますか。

（_____）時間／週（5日）

(20) 危険予知活動の実施方法を具体的にお聞かせください。

具体的に_____

(21) ヒヤリハットに関する情報はどのように保存されていますか。また、現在保有している情報は何件程度ありますか。

- a. 保存していない
- b. 紙面で保存している
- c. 電子媒体に保存している

過去（_____）年間で（_____）件

(22) ヒヤリハット活動では情報をどのような形態で利用されていますか。また、それにどの程度の時間をかけていますか。

- a. 講習会等のテキストに掲載されている情報を利用
- b. 社内の業務でのヒヤリハット報告書を紙面で利用
- c. 社内の業務でのヒヤリハット報告書の電子化された情報を利用
- d. 社内の業務でのヒヤリハット報告書の電子化された情報をネットワーク上で利用
(_____) 時間/週 (5日)

(23) 実際に現場で起きた事故事例に関する情報はどのように保存されていますか。また、現在保有している情報は何件程度ありますか。

- a. 保存していない
 - b. 紙面で保存している
 - c. 電子媒体に保存している
- 過去 (_____) 年間で (_____) 件

(24) 事故事例をどのような形態で利用されていますか。また、それにどの程度の時間をかけていますか。

- a. 講習会等のテキストに掲載されている情報を利用
- b. 新聞・雑誌等で報道された情報を利用
- c. 社内の業務での実際の事故報告書を紙面で利用
- d. 社内の業務での実際の事故報告書の電子化された情報を利用
- e. 社内の業務での実際の事故報告書の電子化された情報をネットワーク上で利用
(_____) 時間/週 (5日)

(25) ヒヤリハット事例及び事故事例の情報は社内で共有されていますか。

- a. 全社展開で共有している
- b. 部門内でのみ共有している
- c. 共有していない
- d. その他 (具体的に _____)

4. 安全教育の実態

(26) 以下のような安全管理の総合対策の中で、特に効果的と思われるものについてお聞かせください。(重要と考えられるもの **3項目** を選択)

- a. 安全集会（安全大会，安全協議会等）の定期的な実施（月一回あるいは週一回）
- b. 作業所全員による安全朝礼及びラジオ体操の実施
- c. KY活動の実施
- d. 作業開始前点検の実施
- e. 作業標準等の作成と活用
- f. 毎日の作業打合せ・安全打合せの実施
- g. 新規入場者の受入教育（雇入教育）の実施
- h. 健康診断（雇入時等）及び定期健康診断の実施
- i. 現場安全当番によるパトロールの実施と安全日誌の記録
- j. 統括安全衛生責任者による巡視の実施
- k. 本社（支店）安全担当及び幹部による安全パトロールの実施
- l. 発注者主導による安全協議会・安全パトロール等の実施
- m. 協力業者による安全パトロールの実施
- n. 協力業者が実施する安全衛生教育（雇入時，特別教育，職長教育等）に対する指導及び援助
- o. 指差呼称の実施
- p. 持込機械使用届の提出と受理証シールの発行
- q. ツールボックスミーティングの実施
- r. 作業主任者・作業指揮者の適正配置（足場，型枠支保工，土留め支保工，クレーンの組立・解体，高所作業車の使用等）
- s. 就業制限のある作業における有資格者の配置（玉掛け，クレーン運転等）
- t. 持場片付・整理整頓の徹底
- u. 保護具（安全带，保安帽，保護めがね等）の完全着用
- v. 立入禁止措置の徹底
- w. その他（具体的に_____）

(27) 墜落・転落災害の防止対策で、特に気をつけていることをお聞かせください。

具体的に_____

(28) 飛来・落下災害の防止対策で、特に気をつけていることをお聞かせください。

具体的に _____

(29) 倒壊・崩壊災害の防止対策で、特に気をつけていることをお聞かせください。

具体的に _____

(30) 建設機械・クレーン関連災害（巻き込まれ・挟まれ等）の防止対策で、特に気をつけていることをお聞かせください。

具体的に _____

(31) 交通関連災害の防止対策で、特に気をつけていることをお聞かせください。

具体的に _____

5. その他

(32) 法規制による安全と自主的な活動による安全とでは、事故防止に役立つ割合はどの程度だとお考えですか。(例；法規制 (70) % : 自主的な活動 (30) %)

法規制 (_____) % : 自主的な活動 (_____) %

(33) 現行の労働安全衛生マネジメントは安全に効果的だと思いますか。

- a. 効果的
- b. どちらかといえば効果的
- c. あまり効果的でない
- d. 効果的でない

(34) 現行の労働安全衛生マネジメントに改良すべき点がありますか。あるとしたら具体的にどんな点ですか。

- a. ある
- b. ない

具体的に _____

(35) 安全を考えた時、現在の契約制度に問題がありますか。あるとしたら具体的にどんな点ですか。

- a. ある
- b. ない

具体的に _____

(36) その他、安全について自由にご意見をお聞かせください。

以上です。ご協力ありがとうございました。

付録B 建設業における安全教育の実態調査結果の概略

1. はじめに

近年、人々を驚かしている事故や災害に対する対応を概観すると、事故や災害の発生原因が当該業務に従事した個人に依存するという従来の考え方の下では、それらを排除することが困難であり、むしろ産業活動を営む組織全体としての事故・災害として捉え、そのための方策を確立することが有効かつ重要であるとの考え方に移行しつつある。すなわち、事故や災害を規定した刑法などでも、個人責任原則を超えた組織責任についても重大な関心が寄せられ、また、このような考え方に基づいた判決がなされるようになってきている。このような状況の中で、安全に業務を遂行するためのガイドラインやマニュアル、さらには安全教育や安全監査の実質的な意味とその内容に関心が寄せられ、とりわけ安全教育の現状把握やあり方の検討が急務とされている。

そこで土木学会安全問題委員会安全教育小委員会では、建設業における安全教育の現状を把握するために、日本土木工業協会の会員企業を対象として、現場に対する安全教育を担当されている方にアンケート調査を実施した。本報告では、これらの中から主に安全教育の社内体制に関する項目を取り上げ、アンケートの集計結果について報告する。

2. アンケートの実施方法

アンケート調査は可能な限り様々な規模の企業を対象とすることが、安全教育の実態を把握する上で有効であると考え、以下の手順で実施した。

1) アンケート調査(第一段)

- (1) 日本土木工業協会(土工協)の会員企業 165 社に、協力企業の紹介を依頼した。
- (2) 紹介が得られた土工協の会員企業を含む合計 444 社へアンケートを送付した。
- (3) 444 社の企業のうち、268 社から回答が得られた(回収率:約 60%)。

2) アンケート調査(第二段)

- (1) 第一次で紹介が得られなかった 69 社に、再度、協力会社の紹介を依頼した。
- (2) 新たに紹介が得られた 93 社(合計 537 社)へアンケートを送付した。
- (3) 合計 537 社の企業のうち、350 社から回答が得られた(回収率:約 65%)。

3. アンケートの集計結果

アンケート項目は、安全教育に対する意識、安全教育の社内体制、現場での安全教育、安全教育の実態、およびその他(法規制に関する事項)の 5 つに分類して行った。これらの分類の中で、本報告では主に安全教育の社内体制を取り上げ、その集計結果について報告する。安全教育に関する主な設問内容と集計結果を表 1 に示す。

表1 アンケート調査の主な設問と回答結果

No	内 容	回答
1	安全教育の実施は現場での事故・災害防止に役立つか	
	a. 十分役立つ	74%
	b. どちらかと言えば役立つ	25%
2	会社として教育に対する基本的な考え方等の教育研修方針があるか	
	a. ある	76%
	b. ない	24%
3	安全教育を総合的に推進するための専門部署(安全部等)があるか	
	a. ある	60%
	b. ない	22%
4	安全教育を推進するための専任者を置いているか	
	a. いる	53%
	b. いない	46%
5	各種法律で定められている諸資格取得について(複数回答)	
	a. 実務に関係あるものを認定して積極的に取得を勧めている	289/350
	b. 法定の資格取得を教育研修体系の中に組み込んでいる	175/350
	c. 資格を取得すれば給与・手当等に反映される	138/350
6	安全教育プログラムを持っているか(複数回答)	
	a. 教育体系に入れてなく、必要に応じてその都度行っている	125/350
	b. 独立したものはなく、教育体系(新入社員等)の中の項目として行う	104/350
	c. 社外のセミナーや教育コース等を利用している	90/350
7	どのようなセミナー・教育コース(社内外)が効果があるか(複数回答)	
	a. 事故・災害事例に関するもの	200/350
	b. 法令(労働安全衛生法・クレーン則等)に関するもの	173/350
	c. 統括安全衛生管理に関するもの	131/350
8	実際の現場で行われている安全教育で効果があるものは(複数回答)	
	a. 入場時の受け入れ教育	245/350
	b. 危険予知訓練(KYT)	204/350
	c. 事故・災害事例研究	155/350

4. むすび

調査の結果から、企業における安全教育に関する関心度は高く、この問題に真剣に取り組んでいる様子がわかる。安全教育の推進に関しては、教育方針を定め専任者を設置している企業が大半であるが、実施方法や内容については、企業規模や業態により様々であり、多方面からの取り組みが試みられている様子が伺える。

付録C 協力企業一覧

順不同

- | | | |
|-----------------|-----------------|-------------|
| (株) NIPPON | (株) 高泰工務店 | (株) 岡谷組 |
| (株) 青木組 | (株) 玉木工務店 | (株) 加賀田組 |
| (株) 綾村工務店 | (株) 中部特工 | (株) 加地和組 |
| (株) 新井工務店 | (株) 土谷電気 | (株) 間組 |
| (株) 石井組 | (株) 津曲産業 | (株) 熊谷組 |
| (株) 石川土木 | (株) テーシー | (株) 鴻池組 |
| (株) 伊東工業所 | (株) トーエネック | (株) 市川工務店 |
| (株) 稲村工務店 | (株) 戸崎組 | (株) 志多組 |
| (株) 上谷組 | (株) 轟組 | (株) 守谷商会 |
| (株) 植田基工 | (株) 飛幡グラウト | (株) 松村組 |
| (株) エムエス工業 | (株) 戸美田グループ | (株) 植木組 |
| (株) 塩田建設 | (株) トムケン | (株) 新井組 |
| (株) オーケーソイル | (株) 中里建設 | (株) 森長組 |
| (株) 大阪防水建設社 | (株) 中鉄 | (株) 森本組 |
| (株) オーゼットユー | (株) 中橋工務店 | (株) 早野組 |
| (株) 大曽根建設 | (株) 日新建設 | (株) 増岡組 |
| (株) 岡田組 | (株) 日本サルベージサービス | (株) 大本組 |
| (株) 落合建設 | (株) 野口工務店 | (株) 大林組 |
| (株) 角藤 | (株) パイテック | (株) 地崎工業 |
| (株) 架設工事佐々木組 | (株) 美里建設 | (株) 竹中土木 |
| (株) 要工業 | (株) 弘電社 | (株) 土屋組 |
| (株) 亀田組 | (株) 藤川工務店 | (株) 白石 |
| (株) 菊池工業 | (株) 藤田土木 | (株) 富士工 |
| (株) 岸組 | (株) 堀組 | (株) 福田組 |
| (株) 北梅組 | (株) 堀部工務店 | (株) 本間組 |
| (株) キタノ | (株) 松永工務店 | (株) 國場組 |
| (株) 共栄 | (株) 丸井工務店 | (株) 浅沼組 |
| (株) 楠工務店 | (株) 三浦組 | (株) 銭高組 |
| (株) 久保工務店 | (株) 都市建 | JFE工建(株) |
| (株) 栗本 | (株) 宮本組 | 青山機工(株) |
| (株) コクヨー | (株) 矢野技研 | 朝日土木(株) |
| (株) コスモロード | (株) ユーキ建設 | あすなる建設(株) |
| (株) コダイラ | (株) 脇田建設 | アヅマ建設(株) |
| (株) 栄建設 | (株) 奥村組 | 家島建設(株) |
| (株) 櫻木組 | (株) 宮地鐵工所 | 五十嵐建設(株) |
| (株) 佐々木組 | (株) 植村組 | 五十嵐工業(株) |
| (株) 佐藤グラウト | (株) 青木建設 | 生田建設(株) |
| (株) 澤木工業 | (株) 姫野組 | 伊藤重機(株) |
| (株) 三基コンストラクション | (有) 大山組 | いばらき中央建設(株) |
| (株) 三和海洋建設 | (有) 北澤工業 | 入江建設(株) |
| (株) 下越道路 | (有) 共立技研 | 上武建設(株) |
| (株) 翔和建設 | (有) 小薄建設 | 内海建設工業(株) |
| (株) シンケン | (有) 松井鉄筋 | 浦安工業(株)長野支店 |
| (株) 眞工業 | (有) 丸一北進工業 | 栄喜工業(株) |
| (株) 新和組 | (株) ガイアートクマガイ | 恵比寿機工(株) |
| (株) 菅組 | (株) テトラ | 遠藤硝子(株) |
| (株) スガナミ | (株) ナカノコーポレーション | 遠藤建設工業(株) |
| (株) 大給組 | (株) ハンシン建設 | 大浦工測(株) |
| (株) 大興鋼業 | (株) ビーエス三菱 | 大崎建設(株) |
| (株) 大慶建設 | (株) ヒメノ | 大坪電気(株) |
| (株) 高千穂工務店 | (株) フジタ | 大仁建設(株) |
| (株) 高見澤 | (株) 安部工業所 | 越智建設(株) |

オバタ総業(株)	壺山建設(株)	横河工事(株)
オリエンタル建設(株)	鉄名建設(株)	株木建設(株)
和興エンジニアリング(株)	東興建設(株)	丸磯建設(株)
川野建設(株)	東和建設(株)	岩倉建設(株)
岸本建設(株)	トキワ建設(株)	岩田建設(株)
北川工務店(株)	苦重建設(株)	寄神建設(株)
木下建設(株)	富国建設(株)	岐建(株)
木下吉工業(株)	富島建設(株)	機動建設工業(株)
木部建設(株)	トライアン(株)	吉川建設(株)
共和クレーン(有)	成豊建設(株)	宮地建設工業(株)
京浜港湾工事(株)	南野建設(株)	金子工業(株)
ケンキー工業(株)	新潟建工(株)	古久根建設(株)
興生建設(株)	西岡建設	戸田建設(株)
小倉建設工業(株)	西豊工業(株)	五洋建設(株)
児玉建設(株)	日成建設(株)	公成建設(株)
小林建設工業(株)	日広建設(株)	広成建設(株)
栄臨建設(株)	日豊土木(有)	国土総合建設(株)
佐藤興業(株)	日東土木(株)	佐田建設(株)
澤田建設(株)	日本技研(株)	佐藤工業(株)
産機総合開発(株)	日本暖房鉄工(株)	佐伯建設工業(株)
産興建設(株)	橋本建設(株)	坂田建設(株)
三国屋サルベージ(株)	八光建設工業(株)	三井住友建設(株)
三宝建設(株)	八光建設工業(株)	三幸建設工業(株)
三建設備工業(株)	ハマノ建設(株)	鹿島建設(株)
三和建設工業(株)	林建設(株)	鹿島道路(株)
渋谷ガラス	東日建設(株)	若築建設(株)
白岩工業(株)	東日本コンクリート(株)	勝村建設(株)
新栄土木(株)	東豊海事建設(株)	升川建設(株)
新建ビルド(株)	光立建設(株)	小田急建設(株)
神保塗装工業(株)	福浜工業(株)	小牧建設(株)
親和架設工業(株)	藤井建設(株)	松井建設(株)
水研グラウト(株)	富士工業(株)	松本建設(株)
鈴木土木(株)	北斗建設(株)	常盤工業(株)
鈴島建設(株)	本間技研(株)	新太平洋建設(株)
正和建機(株)	増田建設(株)	世紀東急工業(株)
関都建設(株)	丸磯建設(株)	清水建設(株)
双和重機建設(株)	丸徳興業(株)	西松建設(株)
総成建業(株)	丸藤小林土木(株)	西濃建設(株)
外園建設工業(株)	ミズシマ(有)	仙建工業(株)
大網建設(株)	三徳建設(株)	前田建設工業(株)
第一運輸作業(株)	皆栄建設工業(株)	前田道路(株)
大正鉄筋コンクリート(株)	みらい建設工業(株)	相鉄建設(株)
大新土木(株)	向井建設(株)	太平工業(株)
ダイニチコンストラクション(株)	向井建設(株)東北支店	大旺建設(株)
大光建設(株)	山崎建設(株)	大成ロテック(株)
大和工業(株)	ヤマト工業(株)	大成建設(株)
隆成建設(株)	山本建設(株)	大鉄工業(株)
高橋建設(株)	吉澤建設(株)	大日本土木(株)
立興建設(株)	ライト工業(株)	大豊建設(株)
立興建設(株)九州支店	りんかい日産建設(株)	大末建設(株)
辰島建設(株)	安藤建設(株)	大木建設(株)
立山工業(株)	伊藤組土建(株)	鉄建建設(株)
谷川建設(株)	井上工業(株)	東亜建設工業(株)
たにもと建設(株)	奥村組土木興業(株)	東亜道路工業(株)

東海興業(株)
東急建設(株)
東鉄工業(株)
東洋建設(株)
同和工営(株)
日起建設(株)
日特建設(株)
日本国土開発(株)
馬淵建設(株)
梅林建設(株)
飛島建設(株)
飛島道路(株)
不動建設(株)
北野建設(株)
名工建設(株)
矢作建設工業(株)
矢作建設工業(株)東京支店
林建設工業(株)